

令和4年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
6.	7	火	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・陳情			
	8	水	休 会			
	9	木	本会議（2日目） ・一般質問（5人）			
	10	金	本会議（3日目） ・一般質問（4人）			
	11	土	休 日			
	12	日	休 日			
	13	月	本会議（4日目） ・総括質疑 常任委員会			
	14	火	休 会			
	15	水	休 会			
	16	木	休 会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 日			
	19	日	休 日			
	20	月	休 会			
	21	火	休 会			
	22	水	休 会			
	23	木	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	24	金	休 会			
	25	土	休 日			
	26	日	休 日			

月	日	曜	日	程	備	考
	27	月		本会議（最終日） ・ 常任委員長報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案上程 ・ 陳情 ・ 発委 ・ 発議 ・ 報告 ・ 議員派遣の件 ・ 閉会中の継続調査の件 ・ 閉会		

令和4年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和4年 6月 7日

閉会 令和4年 6月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案39	専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	R4.6.7	R4.6.7	承認	—
40	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第2号））	〃	〃	〃	—
41	さつま町税条例等の一部改正について	〃	R4.6.27	原案可決	総務厚生
42	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
43	さつま町水道事業条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
44	令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	2委員会
45	令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
46	令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	〃
47	地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3-4工区工事請負変更契約の締結について	〃	R4.6.7	可決	—
48	さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
49	柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について	〃	〃	〃	—
50	町道路線の廃止又は認定について	〃	〃	〃	—
51	令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）	R4.6.27	R4.6.27	原案可決	—
陳情4	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について	R4.6.7	〃	採択	文教経済
発委2	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について	R4.6.27	〃	原案可決	—
発議1	医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について	R4.2.28	〃	〃	総務厚生

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発議 2	医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について	R4. 2. 28	R4. 6. 27	原案可決	総務厚生
報告 4	令和3年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	R4. 6. 07	R4. 6. 07	報告済	—
5	令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	〃	R4. 6. 27	〃	—
6	令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について	〃	〃	〃	—
	議員派遣の件	R4. 6. 27	〃	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	決定	—

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○6月7日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第2号））	6
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について	8
（提案理由説明）	
議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）	8
（提案理由説明）	
議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	8
（提案理由説明）	
議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	8
（提案理由説明）	
議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3－4工区工事請負変更契約の締結について	10
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	11
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について	12

(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 50 号 町道路線の廃止又は認定について	1 5
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 4 号 令和 3 年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について	1 6
(内容説明・質疑)	
報告第 5 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について	1 7
(内容説明)	
報告第 6 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 (第 1 号) について	1 7
(内容説明)	
陳情について	1 8
(委員会付託)	
散 会	1 8
○ 6 月 9 日 (第 2 日)	
一般質問表	1 9
会議を開催した年月日及び場所	2 2
出欠席議員氏名	2 2
出席事務局職員	2 2
出席説明員氏名	2 2
本日の会議に付した事件	2 3
開 議	2 4
一 般 質 問	2 4
古田 昌也議員	2 4
コロナ禍におけるこれからの部活動や学校行事などの在り方について	
人口減少に伴う人材確保について	
上久保澄雄議員	3 5
森林行政推進と地球環境改善への取組について	
デジタル化推進への取組について	
新型コロナウイルス感染者抑制対策について	
平山 俊郎議員	4 4
宮之城中学校通学バスの停車場について	
川口 憲男議員	4 8
デジタル化の推進策及び町内への取組について	
G I G A スクールの推進について	
橋之口富雄議員	5 8
アフターコロナの対策について	
散 会	6 1
○ 6 月 1 0 日 (第 3 日)	
一般質問表	6 3
会議を開催した年月日及び場所	6 6

出欠席議員氏名	6 6
出席事務局職員	6 6
出席説明員氏名	6 6
本日の会議に付した事件	6 7
開 議	6 8
一 般 質 問	6 8
柏木 幸平議員	6 8
災害対策について	
教育について	
上別府ユキ議員	7 9
高齢者の温泉入浴料一部助成について	
中村 慎一議員	8 3
町の振興方策について	
豪雨災害対策の進捗について	
有川 美子議員	9 2
令和3年9月、12月議会の一般質問での検討事項について	
歴史と文化の薫るまちへの取組について	
散 会	1 0 3
○6月13日(第4日)	
会議を開催した年月日及び場所	1 0 5
出欠席議員氏名	1 0 5
出席事務局職員	1 0 5
出席説明員氏名	1 0 5
本日の会議に付した事件	1 0 6
議案付託表	1 0 7
開 議	1 0 8
議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正に ついて	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算(第3号)	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	1 0 8
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 0 9

○6月27日（第5日）

会議を開催した年月日及び場所	1 1 1
出欠席議員氏名	1 1 1
出席事務局職員	1 1 1
出席説明員氏名	1 1 1
本日の会議に付した事件	1 1 2
開 議	1 1 3
議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正に ついて （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 1 3
議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号） （提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	1 1 8
陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるため の、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 4
発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出 について （趣旨説明・質疑・委員会付託なし・討論・採決）	1 2 5
発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 6
発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める 意見書の提出について （委員長報告・質疑・討論・採決）	1 2 6
報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について （質疑）	1 2 8
報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算 （第1号）について （質疑）	1 2 8
議員派遣の件 （決定）	1 2 8

閉会中の継続調査の件	129
(決定)	
閉会	129

令和4年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

令和4年6月7日

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和4年6月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	萩木場 一 水 君	保 健 福 祉 課 長	甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君	子 ども 支 援 課 長	藤 園 育 美 君
農 政 課 長	山 口 泰 徳 君	ふ る さ と 振 興 課 長	米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	水 道 課 長	出 水 隆 君
消 防 長	下 村 晴 彦 君	教 育 総 務 課 長	大 平 誠 君
社会教育課 長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）
- 第 6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和4年度さつま町一般会計補正予算（第2号））
- 第 7 議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 8 議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 9 議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第10 議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3－4工区工事請負変更契約の締結について
- 第14 議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第15 議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について
- 第16 議案第50号 町道路線の廃止又は認定について
- 第17 報告第 4号 令和3年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第18 報告第 5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第19 報告第 6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について
- 第20 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（宮之脇尚美議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、15番、柏木幸平議員及び1番、新改幸一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月27日までの21日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月27日までの21日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は、省略しますが、次の件について報告します。

令和4年5月17日に、鹿児島県町村議会議長会の臨時総会が開催され、任期満了に伴う新たな役員の変更が行われた結果、不肖私が会長として選出されましたことを報告します。任期は令和6年5月までとなります。

次に、監査委員から例月出納検査、令和3年度上水道事業企業会計たな卸資産監査、令和3年度工事関係監査及び令和3年度定期監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りしているところでございますけれども、この中で4月25日の泊野川小水力発電施設竣工式、5月21日の薩摩國雇用創造協議会設立総会、5月22日の鹿児島空港開港50周年記念事業イベント、5月31日の水害サミットについて補足して御報告を申し上げます。

初めに、4月25日の泊野川小水力発電施設竣工式についてであります。

この泊野川水力発電所は、みずいろ電力株式会社により、泊野川上流域に建設されたところであります。

平成29年6月に、みずいろ電力株式会社の親会社であります太陽ガス株式会社から建設計画の申入れがあり、地元泊野区や水利組合、森林管理署や役場関係部署などと協議を重ね、令和2年9月に着工し、本年3月に竣工いたしました。

発電所の概要としましては、最大出力が503キロワット、年間発電量は240万キロワットアワー、一般家庭約650世帯分の消費電力を発電いたします。発電された電気は、全量が九州電力に売電されますけれども、地域貢献としまして、取水施設の管理人を地元へ委託されており、今後、地元泊野区などと連携した取組も検討されているところでございます。

次に、5月21日の薩摩國雇用創造協議会設立総会についてでございます。

薩摩國雇用創造協議会につきましては、人口減少等による労働力不足を単独自治体で確保することが困難な状況にあることから、生活圏を同じくする薩摩川内市、阿久根市、さつま町の2市1町とその地域の経済団体が一体となって、産業や経済の活性化と雇用創造の取組を実施することで、北薩地域における雇用構造の改善を図ろうとするため、設立されたものであります。

事業計画では、事業者向けには、事業所の魅力向上と事業拡大の取組を掲げ、DX、デジタルトランスフォーメーションでありますけれども、この推進による生産性の向上、UIJターン者の確保、創業や新分野への進出の手法などのセミナーを開催するとともに、求職者向けには女性や高齢者等多様な人材の就労促進、製造業等における業務内容とイメージのミスマッチ解消、ICTスキルの向上など、就労への支援を行うことにいたしているところであります。

事業所及び求職者の両方に対しましては、就労促進のための企業ガイドブック作成、交渉型のマッチング事業、企業説明会、インターンシップ等を実施することといたしております。

この事業は、国の厚生労働省の委託事業でございまして、魅力ある雇用や、その雇用を担う人材の維持確保を図るため、創意工夫のある取組に対して、3か年にわたり支援をする制度でございます。

雇用創出目標を120名といたしております。現在、国へ提案書を提出しており、順調に進めば8月に内示、10月からの事業開始を見込んでいるところであります。

次に、5月22日の鹿児島空港開港50周年記念事業イベントについてでございます。

今年は、鹿児島空港開港50周年でありまして、5月の連休明けの土日から県内各市町村が持ち回りで、観光PRや特産品販売などのイベントを取り組んでいるところでございます。

さつま町のイベントにつきましては、去る5月21日と22日の2日間で行われ、今回は今年3月に立ち上がりましたさつま町独自の地域ブランド「薩摩のさつま」を掲げての、初めての販売会となったところであります。

当日は、ブランド認証されている黒毛和牛肉、焼酎、南高梅、茶、加工品、毛筆フォントなどの13品を販売し、私も5月22日、会場に赴きまして、ブランド認証品の認知度や販売状況など、事業者の皆さんと意見を交わしてまいりました。

今回のイベントでは、多くのテレビ、新聞でも取り上げられ、同ブランド認証品の売行きも好

調で、期待度の高さを感じたところであります。

今後、薩摩のさつまがさつま町全体をかけたのブランドとして、町民の皆様をはじめ、さつま町出身者の皆様、全国の皆様にあいさつ、さらには稼ぐ力となるよう、町としましても取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、5月31日の水害サミットについてでございます。

これにつきましては、台風や豪雨による水害被災地の全国のうちから30の自治体の首長が参加し、第17回となる水害サミットが東京で開催されたところでございます。

この会議では、内水氾濫対策、それから被災者支援の事務手続の簡素化、具体的には罹災証明の発行事務の簡素化というテーマでございました。

このテーマ設定の下、多目的利用ができる雨水貯留施設、これは広島県の三次市でございますけれども、その紹介、それから無料アプリLINEにより、匿名でも河川の水位や状況を投稿できるようにした取組、三重県伊勢市など、事例発表がございまして、各地の被災経験に基づく教訓、これなどが共有できたところでございます。

意見交換では、国の出先機関の人員や予算が削られ、緊急時における迅速な災害対応を懸念する指摘なども出されたところでございます。

私からは、河川の樋門操作等に関しまして、大雨などの中、危険を伴う作業でもありますことから、今ありますデジタル化による遠隔操作の体制整備を国に早急に検討していただきたい旨、要望したところでございます。

また、コロナ禍における生活困窮者等支援や、これは厚生労働省、内閣府の所管の関係でございますけれども、それに加えまして、原油価格、物価高騰、特に農業用の肥料、飼料の急激な値上がり等に係ります緊急対策の予算関係につきましては、国、県の対策も考慮した上で、今定例議会の会期中に必要な補正予算を追加提案したいと考えているところでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）（さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、さつま町税条例及びさつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものでございまして、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○税務課長（萩木場一水君）

「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」について、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第39号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号）」は、承認されました。

△日程第6「議案第40号 専決処分の承認を求めること
について（専決第3号）（令和4年度さつま町一般会計
補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第6「議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第40号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、令和4年度さつま町一般会計補正予算（第2号）について緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるとあります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第40号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」については、新型コロナウイルスワクチン接種等に係る経費の補正に緊急を要したため、令和4年5月12日付で専決処分をさせていただいたところでございます。関係書類は補正予算書と別冊の補正予算の概要であります。内容は補正予算書で説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

コロナウイルスワクチンの4回目接種なんですけど、事業所名は申しませんが、医療機関等でも4回目の接種をして、実際は、それがどういう影響を及ぼすのかが判らないということで、医療機関に勤める方々も、4回目のワクチン接種を今してない状況にあるんです。

今回も、この4回目の接種の予算が計上されているんですが、町行政としては、この4回目接種、60歳以上の方々もしくは基礎疾患がある方って定めてあるんですが、実際対象人数のどのぐらい、全員というふうに見ておられるのか。

やはり医療機関等でも、今申しましたように、4回目の接種については非常に否定的な方々が多いんです。そういうところをまず行政として理解されているかどうかをお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

4回目接種の関係等については、今議員のほうからございましたように、それぞれいろいろな考え方があることも事実でございます。我々としましては、国の指導に基づきまして、4回目接種を勧めるということで、今予算等も計上しながら進めているところでございます。

今ありましたように、いろんな事業所によっては、4回目接種を控えるというようなこともあるというようなことでございますが、個々それぞれに把握はいたしておりませんが、我々行政としましては、打たないリスクよりも、打ったあと、軽症で済むというようなことが国でも、専門家の中でも言われておりますので、これは行政としては、ここについては勧めていきたいと。できるだけ接種を希望される方全員に接種を勧めていきたいというような行政の姿勢であります。

○岸良 光廣議員

今町長の説明、私もそう思うんですが、しかしながら、医療機関等は、私、本当に聞いたところでは、今4回目接種をして、その実態がどうなるかよく判らないということで、ドクター関係の方からも、4回目の接種はしばらく控えたいというふうな話を私も実際聞きました。

医療機関等勤める方々も、4回目接種については、まだ受けてませんと。今後も受けるかどうかははっきりしてませんというような話を実際聞くもんですから、そうなってくると当然ワクチンには使用期限があります。だから、その辺のところをどのように捉えていかれるのか。これは本当に慎重に対応していただきたいなというふうな要請をしておきます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」は、承認されました。

△日程第7「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第8「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第9「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第10「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第11「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第12「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第12「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、議案第41号から議案第46号までを一括して提案の理由の説明を申し上げます。まず、「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免期間を延長することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」であります。

これは、公民会合併に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」であります。

これは、畜産業費に要する経費及び企画費、情報システム費、開発振興費、文化センター費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,404万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ158億6,774万2,000円とするものであります。

次に、「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、一般被保険者医療給付費分に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、財源組替えを行うものであります。

最後に、「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、償還金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,028万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億3,902万9,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○税務課長（萩木場一水君）

「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（萩木場一水君）

続きまして、「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（出水 隆君）

それでは、「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（富満 悦郎君）

「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○保健福祉課長（甫立 光治君）

それでは、「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

それでは、「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいま議題となっています各議案に対する質疑は、6月13日の本会議で行います。当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第13「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」であります。

これは、地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事の請負金額について、変更しようとするものでございます。

さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」、御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」を採決します。

お諮ります。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第47号 地方創生道整備推進交付金事業川口平川線3—4工区工事請負変更契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第14「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ
自動車購入契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団消防ポンプ自動車購入につきまして、去る5月25日、入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○消防長（下村 晴彦君）

それでは、「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を採決します。

お諮ります。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第48号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第15「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」であります。これは、柏原小学校大規模改造工事につきまして、去る5月17日に入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、教育総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○教育総務課長（大平 誠君）

それでは、「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」、御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○有川 美子議員

質問いたします。

工事内容のところ、建物全てにおいて工事というふうに説明がありましたが、この頂いた資料には、括弧して、電気の下に給排水衛生設備改修は別途発注と記載されております。この点について御説明をお願いします。

○教育総務課長（大平 誠君）

ただいまの質問についてお答えいたします。

柏原小学校の給排水工事につきましては、地元の業者で請け負っていただくということで、この本体事業とは分けて、また、入札等を行うということにしておりまして、こういった形で、給排水については別途地元業者で行っていただくということで準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○有川 美子議員

地元の業者のほうに請け負っていただくということなんですが、では、この大規模改造工事の、またこれにプラス、また契約して金額が出てくるということなんですが、それについては、どれ

ぐらいの予算というのは今出ているのでしょうか。（発言する者あり）そうか、ですね。入札がまだということですね。分かりました。

すみません。では、いつ頃入札を開始する予定でしょうか。

○教育総務課長（大平 誠君）

給排水工事につきましては、もう、入札を終えております。金額的には2,300万円程度になっております。

工期につきましては、この本体工事と併せて給排水も工事を行っていくということでありまして、以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

今回の、柏原小学校のこの大規模工事関係の説明だったわけですが、これに伴いまして、説明では、7か月間の中の工事ということで、生徒たちは流水小学校のほうで勉強するというような説明でしたが、流水小学校の今までの机、椅子の設置数といいますか、そういう規模と、柏原小学校は生徒数がちょっと多いと思うんですが、生徒たちが流水小学校での勉強についての、そういう机、椅子関係の移動関係、そういう関係の経費というのもあるんじゃないかなと思うんですけど、PTAが協力するのか、先生たちだけでも移動されるのか、そこあたりの説明をお願い申し上げます。

○教育総務課長（大平 誠君）

ただいま、流水小学校へ柏原小学校の生徒が2学期授業をする際の机、椅子の関係についての回答をさせていただきます。

流水小学校につきましては、人数が36名程度でございました。今回、柏原小学校については、全児童数が今現在92名おります。ですので、流水小学校の机、椅子というのは不足することによって、流水小学校へ持ち込むということになります。

持ち込み方につきましては、夏休みの期間を利用しまして、当然、教育委員会が中心になりまして、学校、保護者、PTAのほうに協力をお願いして、遅延なく2学期から授業ができるように引っ越しを行っていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○岸良 光廣議員

今、課長の説明で、先ほど有川さんが質問した給湯器の配管工事が入札が終わっているという説明だったんですが、入札が終わっているのであれば、なぜ今回計上しないんですか。同じ工期内で、校舎の工事と同じ工期内ですという説明であって、なおかつ、入札が終わっているのであれば、それをなぜ6月議会に上げない。9月議会に上げるんですか。私は、入札が終わっているのであれば一緒に上げるべきだと思うんですが、なぜそういうことをしなかったのか教えてください。

○教育総務課長（大平 誠君）

今回、議会のほうに提案させていただきました大規模工事につきましては、予定価格が5,000万円以上ということで、5,000万円以上の工事または製造の請負につきましては、議会の議決が必要ということで提案をさせていただいているところでございます。給排水施設につきましては、二千数百万円ということでしたけれども、当初予算で予算を確保して、その分で予算の執行入札を終えているということになりまして、金額が5,000万円に達しないということで、議会のほうには提案は今回しておりませんということになります。

以上です。

○岸良 光廣議員

確かに分ければ、別々5,000万円以下なんですけど、ただ、柏原小学校の一体工事ですよ、これ。確かに5,000万円以上ということなんだけど、この本体工事とこの設備関係のほうも、本来であれば一体工事ですよ、これ。ただ、配管を地元企業のほうに出すっちゃう説明、私納得しますよ。でも、その約2,000万円近くの金額を、何の説明もないですよ、これ。

この辺は、町長、やっぱり議会にきちんと説明するようにした方がいいんじゃないですか。今、私聞いてびっくりしましたよ。町長、どのように思いますか。

○町長（上野 俊市君）

今回の、この発注に当たりましては、本体工事はもう、2億円近い金額ということで、地元業者もなかなか入れないということで、共同企業体をつくっていただくことなども条件にしながら、この条件付の入札にしたところでもあります。

それから、この給排水の関係等については、できるだけ地元の業者ができるようにするということが基本に、これまで私も議会等で申し上げておりますけども、地元でできるものは地元でやっぱりやっていきたいというようなことから、今回のこの関係については、分離発注という形で入札を執行させていただいたところでもあります。

当初予算で予算を組んでいるときに、これについては、分離発注でやりますということの説明があればよかったのかもしれませんが、今回の発注については、できるだけ地元の業者に、できるところは地元でやりたいという基本の下に、この分離発注に至ったということで御理解頂きたいと思います。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○川口 憲男議員

教育総務課長に1点だけ。

1億8,000万円の工事なんですけど、当然、全体的に工事をすることを申されたんですが、足場を組んだり、いろんなのもこの費用に入っていると思うんですが、当然、グラウンドに重機が、重機というか、クレーン車が入ったりなんかするという考え方は、これには示していないんですか。そこをちょっとお聞きします。

○教育総務課長（大平 誠君）

全体的に工事を行うということで、グラウンドの入り口が柏原小学校につきましては、1か所しかございませんし、大きな広場といいますか、重機を置くような広さを持つ土地がございませんので、どうしてもグラウンドのほうを利用すると、使用させていただくという形になるかと思えます。

以上です。

○川口 憲男議員

となれば、課長、大型車がグラウンドに入った場合、グラウンドが当然傷んでくるわけですよ。その後の処理というのはこの1億8,000万円の中に含まれているのか。それは、またその後の整備ですのかというのが、排水設備が悪くて、校庭のほう、排水設備をつくったりなんかして、非常にあそこ傷んでいる状態があるんですよ。そこに大型重機を入れる。また、クレーンで持ち上げますから、相当の重さのが動いていきますから、そこあたりのは事後処理で、建設業が行うのか、それとも、そこあたりのそういう、あれが出てきたらまた、後の予算で繰り替えるような考えなのか、その1億8,000万円の中に含んで計算されているのか、ちょっとそこ

お伺いいたします。

○教育総務課長（大平 誠君）

お答えいたします。

グラウンドの、そういった工事をして荒れた場合には、最終的にはこの事業費の中で、最終的に業者のほうにグラウンドの整備も含めた形で工事を行っていただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」を採決します。

お諮ります。本件は、可決することに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第49号 柏原小学校大規模改造工事請負契約の締結について」は、可決することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時55分とします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第16「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第16「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備等に伴い、道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により路線を廃止又は認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○建設課長（原田 健二君）

それでは、「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」、御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。本件について、質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議案第50号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第50号 町道路線の廃止又は認定について」は、可決されました。

△日程第17「報告第4号 令和3年度さつま町繰越明許費
繰越計算書の報告について」

○議長（宮之脇尚美議員） 次は、日程第17「報告第4号 令和3年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題とします。

本件について、内容の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第4号 令和3年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。

これは、マイナンバー事業費ほか22事業に係る予算を、地方自治法第213条の規定に基づ

き、翌年度へ繰り越したので、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「報告第4号 令和3年度さつま町繰越明許費繰越計算書の報告について」、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告に対して、何かお聞きしたいことはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告第4号を終わります。

△日程第18「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第19「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第18「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第19「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

[町長 上野 俊市君登壇]

○町長（上野 俊市君）

それでは、「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」であります。

これは、公有地の拡大の推進に関する法律第18条の規定に基づき提出がございましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、ふるさと振興課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

[町長 上野 俊市君降壇]

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

引き続きまして、「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」、御説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（宮之脇尚美議員）

ただいまの報告2件に対する質疑は、6月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中

止しておきます。

△日程第20「陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第20「陳情について」であります。

5月25日に受理した陳情書については、配付してあります陳情文書表のとおり、文教経済常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時17分

令和4年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

令和4年6月9日

令和4年第2回定例会一般質問
令和4年6月9日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(11) 古田 昌也	<p>1 コロナ禍におけるこれからの部活動や学校行事などの在り方について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症も約2年間続いており、現在の中学3年生は入学当初から感染対策で十分な学校生活、部活動もできていない状況にある。その事についてどう考えているか。</p> <p>(2) 部活動において、町の公共施設（総合グラウンドなど）を使用する場合があるが、その使用状況と使用条件について問う。</p> <p>(3) 小・中学校側から保護者への新型コロナウイルス感染症の情報提供や対応に対して、不満があるとの声を多く聞くがどのような基準で対応しているのか。また、教育委員会は、小・中学校の対応を把握しているのか。</p> <p>2 人口減少に伴う人材確保について</p> <p>(1) 農商工すべてにおいて、人材（働き手）の確保が難しくなっている。外国人雇用をしている事業者も増えているが、個人経営体での雇用は、ハードルが高いのが現状だと聞いている。このことを町としてどのように考えているのか。</p> <p>(2) 外国人雇用の中でも住居の確保が大きな課題だと聞いている。そこで、空き家の活用や町営住宅の活用など、町として支援する考えはないか。</p>
2	(13) 上久保 澄雄	<p>1 森林行政推進と地球環境改善への取組について</p> <p>(1) 再造林や拡大造林による森林資源の循環利用や国土保全に向けた取組については、具体的にどのような政策を進めようとしているのか問う。</p> <p>(2) 地球環境に関する、具体的な取組内容を問う。</p> <p>2 デジタル化推進への取組について</p> <p>国においては、昨年9月にデジタル庁を発足させ、デジタル社会の普及・推進を促進していく中で、本町においても同様に、増大する業務や複雑化する行政課題に対応するため、本年4月から、従来</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>の「情報政策係」を「デジタル推進係」に改め、事務の効率化・住民サービスの向上に努めるとしている。</p> <p>本町として進めていこうとしている具体的な施策の内容について問う。</p> <p>3 新型コロナウイルス感染者抑制対策について</p> <p>本県を始め、地方における感染は依然として続いており、特に本町においては、常に感染者が継続的に発生していることから、その原因について、どのように分析がなされているものか。また、感染防止への対策について問う。</p>
3	(2) 平山 俊郎	<p>1 宮之城中学校通学バスの停車場について</p> <p>国道328号線沿いの「屋地本町」バス停付近の停車場所については、朝夕非常に交通量の多い場所であり、「通学バスが両側に停車して通行車両の妨げになっている」との声を聞いている。この問題については、これまで町主催の交通安全対策会議等でも議題として取り上げられ「学校まで乗り入れられないのか」等議論されてきている。</p> <p>教育委員会においてもこれまで様々な対策を講じられているが、抜本的な解決には至っていないと考える。</p> <p>そこで次のことについて問う。</p> <p>(1) 現在の停車場所と改善策で交通事故防止対策は万全なのか。</p> <p>(2) 通り会等から何らかの要請はないのか。あったとすれば解決しているのか。</p> <p>(3) 生徒が安全安心に利用できる停車場所を新たに設置する考えはないか。</p>
4	(14) 川口 憲男	<p>1 デジタル化の推進策及び町内への取組について</p> <p>(1) 光ケーブルが、町内に完備されたが、デジタル化を推進することは、地域への新たな風を起こすことにもなる。町民にデジタル化の意義や効率化を進める取組をいかに進めるか、推進目標年度や達成率を設定する考えはないか。</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>(2) 光ケーブル設置後の町内におけるインターネットの普及率と町民生活への効果をどのように考えているか。</p> <p>2 G I G Aスクールの推進について</p> <p>昨年9月の定例会において、コロナ禍におけるICT教育の取組等について一般質問を行ったが、現在も依然としてコロナがまん延し、学級閉鎖等の措置が取られている状況にある中で、学力への影響やリモート授業の効果について問う。</p>
5	(4) 橋之口富雄	<p>1 アフターコロナの対策について</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、落ち着きも見えるが、なかなか先が見通せないのが現状である。しかしながら、アフターコロナに向けた対策を取っていく必要があると考える。</p> <p>今後、町はどのような経済対策支援を講じていく考えであるか。</p> <p>(2) 町長によるトップセールスや、観光客誘致などが重要になると考えるが、どのような方向性で取り組む考えか。</p>

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和4年6月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
町民環境課 長	松 山 和 久 君	保 健 福 祉 課 長	甫 立 光 治 君
農 政 課 長	山 口 泰 徳 君	担 手 育 成 支 援 室 長	山 口 良 浩 君
耕地林業課 長	上 谷 川 征 和 君	商 工 観 光 P R 課 長	中 村 英 美 君
ふるさと振興課 長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	原 田 健 二 君
教育総務課 長	大 平 誠 君	学 校 教 育 課 長	岩 脇 勝 広 君
社会教育課 長	永 江 寿 好 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前 9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は、答弁を含めて60分とし、質問回数制限はありません。質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、11番、古田昌也議員に発言を許します。

〔古田 昌也議員登壇〕

○古田 昌也議員

改めておはようございます。第2回の一般質問を最初にまたさせていただきますが、1年経ちましていろいろ勉強になり、いろいろと御指導もいただきながら、でも何とかやってこれて、これからはますます精進していきたいと思っております。

また、新型コロナウイルス、町内でまだまだ予断を許さないというか、徐々に徐々に出てきたりなくなったりする状況なので先が見通せない状況でも、そこに対応していただいている医療従事者の方々や、役場の職員の皆様方、あと先生方、そういった諸々に改めて感謝を申し上げたいと思っております。ありがとうございます。

早速ですが、質問のほうに移らせていただきたいと思います。

まず1問、コロナ禍におけるこれからの部活動や学校行事の在り方について御質問させていただきたいと思っております。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症も約2年間続いており、現在中学校3年生は入学当初から感染対策で十分な学校生活、また、部活動もできていない状況にあります。そのことについてどう考えているかをお聞かせください。

続きまして、部活動において、町の公共施設、総合グラウンドなどを使用する場合は、その使用状況と使用条件についてお聞かせください。

続きまして、小学校、中学校側から保護者への、新型コロナウイルス感染症の情報提供や対応に対して不満があるとの声が多く聞かれます。どのような基準で対応しているのか、また、教育委員会は、小学校、中学校の対応を把握しているのかをお聞かせください。

続きまして、人口減少に伴う人材確保について御質問させていただきます。まず初めに、農・商・工全てにおいて、人材、働き手の確保が難しくなっております。外国人雇用をしている事業者も増えている現状ではありますが、個人経営体での雇用はハードルが高い現状だと聞いています。このことを町としてどのように考えているのかをお聞かせください。

続きまして、外国人雇用の中でも、住居の確保が大きな課題だと聞いております。そこで、空き家の活用や町営住宅の活用など、町として何か支援することを考えているのかどうかをお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

〔古田 昌也議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

おはようございます。古田昌也議員から、コロナ禍におけるこれからの部活動や学校行事などの在り方について、3つの質問がありました。

初めに、現在の中学3年生は入学当初から感染対策で十分な学校生活、部活動もできていない状況にあるが、そのことについてどう考えるかという御質問であります。新型コロナウイルス感染症が流行して3年目となります。現在の中学3年生につきましては、入学式のときからマスクをつけた学校生活が続いておりまして、感染症対策を取りながら、一定の制限の下での生活を送ってきています。学校では、実際、修学旅行が延期になったり、昨年度は学校行事の規模を縮小して行ったりしました。また、学習面においても、グループ活動による学び合いの授業や、音楽の時間などの歌唱など、制限のかけられている活動も数多くあります。

学校においては、感染症の流行後、持続的に児童生徒の教育を受ける権利を保障していくために、教職員一丸となって教育活動を進めているところであります。具体的には、これまで分散登校による授業の実施、オンラインによる授業、宮之城技術専門学校や、薩摩中央高校での感染対策を十分に取っての体験活動、昨年度は学年別にマスクを付けたままの合唱コンクールを実施するなど、制限はありながらも各教育活動の狙いに迫る取組を行ってきました。また、部活動においては、短時間の中で練習を工夫するなどして、すばらしい成績を収めている部活動も多くあります。しかしながら、コロナ以前に比べるとまだ十分な活動ができていないところでもあります。不自由な状況の中で我慢を強いられながらも、健気に頑張っている姿を見るにつけても、教育委員会としても学校の先生方と連携を図りながら懸命に支えていかなければならないと強く思っているところであります。

国からの通知では、学校行事等含め、感染症対策を含めた上で最大限子供たちの健やかな学びを保障することとされており、今後予定されている体育大会や文化祭などの学校行事についても、教育的意義や実施することの学習効果が大きいことから、感染症対策を含めた様々な対応や実施形態の変更も含めながら、可能な限り実施するようにとされています。町教育委員会としましてもそれらを踏まえまして、実施できる方法はないか、実施できないとしたら代わりにどうことができるかなど、実情を的確に把握しながら検討するように指導してまいりたいと思います。

次に、2番目の、部活動における町の公共施設の使用状況についての質問ですが、宮之城運動公園総合グラウンドについては、令和3年度は利用者数522名で、中学校のサッカー、野球、ソフトボールが使用しています。宮之城体育館では、利用者2,131人となっております。中学校の剣道、バレーボール、バスケットボールが使用しているところであります。使用条件につきましては、町の条例及び施行規則で施設ごとに定めてあり、町内の小学校、中学校及び高等学校の児童生徒がスポーツ少年団活動、または課外活動を使用する場合、使用料は全額免除となっております。

次に、3番目の、新型コロナウイルス感染症の情報提供や対応についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症については様々な変異株が発見され、いつ誰が感染してもおかしくない感染症となってきました。先週あたりから数字上は下がってきておりますが、油断はできないというふうに感じているところであります。現在、学校におきましては陽性反応の連絡があった場合、保健所の見解や学校医の助言を基に、その都度関係機関と連携しながら対応を進めております。5月20日に説明したとおり、各学校には学校で感染者が判明した場合のフローを送付して確認し、いざ陽性者が出たときの対応が適切に行われるように指導を行ったところであります。

保護者から情報提供や対応に不満があるということではありますが、安心安全メールの内容につ

いては教育委員会でも把握しており、内容について不備がある場合はその都度指導を行ってきております。情報提供につきましては、まず個人が特定されないことが第一条件となります。これまでの対応として、小規模校については個人が特定されることもあり、全体に関わる臨時休業以外は情報発信をしておりません。大規模校では、学級閉鎖等については、学級単位で安心安全メールを活用して情報提供を行っております。

今後、学校から保護者に対する情報発信につきましては、議員御指摘のとおり、保護者に誤解を生じさせたり不安を抱かせたりすることがないように、感染拡大のおそれがある場合は、全体に発信するなど、適切な情報提供を行うよう指導していきたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めましておはようございます。2項目めの人材確保に関する質問についてお答えいたします。

町内の様々な事業所におきまして、今現在、人材確保が難しい状況にあることは議員御指摘のとおりでございます。私も認識しているところでございます。

町では、これまで定住と雇用を促進するため、転入者就労支援奨励金など様々な支援対策を講じてきているところであります。町内の企業にありましても、工場増設等の設備投資と並行して従業員の募集を行っておりますけれども、応募が少ない状況が続いているところでございます。

鹿児島労働局が本年3月末現在で発表している有効求人倍率では、宮之城管内は1.82倍と他の地域より非常に高くなっておりまして、13か月連続で前年の同月を上回っているところで、就職件数では46件で前年度同月より30件減少しているというような状況でございます。依然として、この人材の確保が厳しい状況下にあるところでございます。

さらに農業部門におきましても、労働力不足が今後ますます増加するものと懸念されておきまして、町としましても、北薩地域振興局やJA北さつまと連携し、農業部門の雇用に関する情報交換会を定期的開催しながら対策を協議しているところでございます。

このような中、町内に居住される外国人は、令和4年4月末現在で403名でありまして、そのうち355名の方は町内または隣接市の企業で技能実習や労働者として従事されているようでございます。

議員がお尋ねの、外国人に関する個人経営体の雇用の関係でございますけれども、これは2019年4月から開始された特定技能制度のことと考えておりますけれども、その方々は就労目的として在留資格を取得されており、町内には今現在23名おられるところでございます。特定技能制度は、技能実習2号を良好に終了した方や、国外において技能や日本語の試験に合格した方が受入機関と雇用契約を結ぶわけでございますけれども、個人事業の場合につきましては、個人企業に比べて法人登記等による実態の確認が難しいというようなことなどから、在留資格の認定審査が難しくなっているとのことであるようでございます。

町内の農業部門におきましては、4経営体、うち3法人でございますけれども、外国人の方を雇用されておりまして、そのうち2経営体が終年雇用、残りの2経営体が期間雇用となっているようでございます。期間雇用の2経営体は、共同で住居の確保や環境整備等を実施され、多額の費用も生じているというようなこともあるようでございます。

町としましても、特定技能制度は技能実習制度とは異なり、就労を目的とした在留資格でありますことから、深刻化する人材不足に対して大きな労働力と捉えているところであります。

今後におきましても、人材確保が難しい状況が続くものと考えておりますので、定住と雇用に係る支援策をさらに充実させ、国籍に関わらず雇用の確保に努めてまいりたいと考えているとこ

ろであります。

次に、住居確保についての御質問でございます。

町内における空き家につきましては、令和4年4月1日現在、町が確認している情報では2,522戸であります。この情報は住民データから抽出したものでありますけれども、老朽化等により利活用ができない情報も含まれていると思っております。現在、担当課でこの空き家について、外国人技能実習生や外国人労働者を多く雇用している企業の周辺地域から優先的にこの詳細な調査を実施しまして、利活用が可能と思われる空き家につきましては、所有者やその相続人等に状況を説明した上で空き家情報バンクへの登録をお願いすることといたしております。空き家情報バンクへの登録につきましては、家財の処分や所有権移転等など課題も多くあるところがございますけれども、今年度から家財処分の補助金の上限を倍増するなど取り組んでいるところであります。

空き家情報バンク制度は平成23年度から開始しまして、昨年度末までに100件の登録と75件の活用があったところであります。現在の状況としましては、10件の登録があり、そのうち3件が賃貸に対応している物件であります。

町営住宅につきましては、法や条例により入居資格や条件等が定められておりますけれども、外国人の方であっても条件をクリアすれば入居が可能でございます。現在も入居されている方がおられるところであります。そのほか、用途廃止となった町営住宅について、外国人技能実習生や外国人労働者の方々が集団で居住できる施設として企業に譲渡または貸付ができないか、今、協議検討しているところであります。

今後におきましても、空き家情報バンク事業の一層の充実を図りまして、登録件数の増加に努めることで、転入並びに雇用の促進につなげてまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○古田 昌也議員

大体お答えというか回答、分かりました。

単純なことをお伺いします。教育長、今さつま町の教育長になられて約何年が経ちますでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

丸5年過ぎまして、5年1月というところであります。

○古田 昌也議員

5年ということは、コロナが始まる前から現場を見ているということですのでよろしいですね。でしたら、なる前となったあと大きく変わったなということはどういうふうに実感しておりますでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

コロナ前と現在という観点でいきますと、学校教育におきましては全てにおいて大きく変わったということが言えるんじゃないかなというふうに感じております。

まず1番、最初に全員がマスクをつけて生活をするようになったということがありまして、それに伴って学習活動などの話合いなどを避けるような傾向も出てきましたし、給食のときなども全員が前を向いて会話を交わさずに黙食をするとか、非常にそれまで活気のあった教室というものから、そういった活気が少し消えてきているなという感じがしているところであります。

それから、タブレットが入りましたので、コロナの中の対応ということではタブレットが導入されたわけですが、これによって学校の授業も大きく変わってきております。ただ、まだ導入期という捉え方をしておりまして、まだ試行錯誤の段階を少し経ながら、もう少し効率的な使い方

といたしますか、そういったものができてくるのではないかなというふうに思っております。

それから、手洗い・うがいそういったものについて、保健に関する意識というのが非常に高まっていると思いますし、特に中学校、部活動が非常に制約を受けていると、時間的にもできないようなところがあったり、例えば、剣道などでは一時期は面の下にシールドをしたりとか、そして声をあまり出さないようにするとか、本来スポーツの持っているそういったよさが発揮されないうちでやっている、非常に不自由な思いをしながら子供たちは頑張っているなということを感じています。そういう点で、全般的にコロナ対応ということで学校生活そのものが非常に大きく変わったというふうに感じております。

○古田 昌也議員

本当に大きく変わって、もう全く違う学校生活になっているというのはよく聞きますし、子供がいない僕が答えるのもどうかと思うんですが、よく周りから、年代的にも子育て世代ですので、すごくそういう声が聞こえます。その中で、やはりPTAの方々や学校側は、いろんな家庭状況であるので成果がないかもしれないですけど、よく話し合って相談をしながら、さつま町教育委員会として学校側にこうやったらできますよ、ああやったらできますよという提案ということをする考えというのはないのでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

規模を縮小したり、例えば参加する場合の人数を制限したりとか、それから時間を短縮したりとか。それまで保護者が参加していた運動会などについては、保護者が参加するものもなくなっているというようなことで、非常に工夫をされているんですが、なかなかそれが、決してコロナ禍でやる、例えば運動会にしても、完全にこれだからしょうがないよねというふうにはなかなかっていない、もうちょっとこうすればいいのになという意見が随分あると思います。そういったところを、私たち教育委員会としましても、しっかり吸い上げるといいますか、情報をキャッチして、何らか皆さんが参加できるようなふうに工夫をしまっているように、学校と協議をしているところでもあります。例えば運動会などでは、盈進小学校などの例でいきますと、観客が多いものですから、該当の子供、自分たちの子供が出るときにだけ前に出てくるとか、その間は体育館のほうで待機してて、そこにリモートで映すと、そういった工夫をしたり、あるいは、外からでも見られるようなそういったものなどがあります。これは私どもがこうしたらどうですかということではなくて、PTAのほうからアイデアとして出されて、非常に素晴らしいアイデアを出していただいて、学校行事に積極的に支援していただいたなというふうに感じているところであります。学校の判断によっては、PTAの方の御意見、アイデア、そういったものを生かしながら検討するように学校のほうでも努めているところであります。

行事は中止したりとか縮小したりとか、そういったことはできるわけですけど、できるだけやらせてあげたいというのが本音でありまして、何とかできる方法はないかというようなことを考えながら、これならどうだ、これならどうだということをも可能な限り実施できるように検討しながら、こちらのほうとしても情報を学校のほうに提供しながら、また指導もしてまいりたいと思っております。

○古田 昌也議員

それでしたら、部活動の面でもこうやったらできる、ああやったらできるというような中で提案するのであれば、部活動が何だかんだというほうで注目された時期がありましたけど、そのときに廃校利用や、次の質問にもあるような総合グラウンドもしくはそういったものの分散という形での部活動というのは考えてないのでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

密になるということで、活動場所を分散してというようなことは十分検討していくべきことであるというふうに思っております。

○古田 昌也議員

是非検討をしていただきたいということを強く要請して、次の質問に移らせていただくんですが、そこを検討していただくのでも、今現在でも総合グラウンド、体育館などで実際に部活動で使用されております。ただ、よく聞く話なんですけど、委託されたところの方々の担当ごとによって使用条件、使用状況、例えば、ここはお金を払ってください、いや使ったらだめですよとか、いろんなことでばらばらだというお声をよく聞きます。そのことは実際把握はしておられるんでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

今、古田議員のほうからありましたように、父兄のほうからそういう認識をしているのか、このことについての原因を調査しているのかという御質問であろうかと思えますけども、町では宮之城総合体育館、宮之城運動公園及び一部の公共施設におきまして、使用申請手続や使用料の受取などについて管理業務を委託しております。委託先、管理人を対象とした研修を行っておりますが、取扱いが統一されていないという声はお聞きしているところでございますので、再度委託先の管理人を対象に研修を行い、公平な取扱いに努めるように親切丁寧な対応をしていきたいと思えます。以上です。

○古田 昌也議員

そういう声があるということは認識して、それを対応していただけるということで、これから先、そこはもう重々にしていただきたいと思っております。また、使用条件についてちょっと細かいことをお聞きしますが、スポーツ少年団と民間の中でも非営利スポーツの団体というところはあるんですけど、そこに対して使用条件が違うとは聞いているんですけど、そこはどうなっているんですか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

御指摘のとおり、条例規則に基づいて使用させているところでございますが、非営利のスポーツクラブについては、減免等の検討をしていただくことはできませんかということであろうかと思えますけども、社会教育施設は町の条例及び施行規則などに基づき、町内の小学校、中学校及び高等学校の児童生徒がスポーツ少年団活動、また、課外活動として使用するとき使用料は全額免除となっております。民間のスポーツクラブについては対象となっております。現在、使用料減免についての見直しは考えていないかということではございましたが、御意見を基に今後もあらゆる方向、方面から調査研究を行っていききたいと思っております。

以上です。

○古田 昌也議員

実際に僕の聞いている話ですが、声があるのは、さつま町内の子供がスポーツ少年団のほうに加入しますよと。そこではやっぱり毎日できないという規定があるということをお伺いしましたが、そのときにやっぱり毎日続けられないような陸上であったりとか、そういうことってというのは常に練習をしていかないと、やっぱり2日間、3日間というのではやっぱり難しいと。だけれども、そういうところではスポーツ少年団ではできないから民間で非利益で、自分で赤字をつくってでも子供のために教育をしているということだとお聞きしております。ですので、是非とも先ほど検討の余地があるということでしたので、是非そこは検討していただき、少しでも子供のために、少しでもということでは考えていただきたいと思えます。

といいますのも、やっぱりさつま町、現在多くのスポーツのほうで優秀な成績を残して活躍し

ておるのが現状だと僕は認識しています。その中で、よく個性を伸ばすことであつたりとか、学校教育の中でいろんな方針がある中で、スポーツでやっぱり人生をかけたいという子供たちをフォローするっていうことも、やっぱり町教育委員会の仕事だと僕は認識しておりますので、是非ともそこはやっていただきたいと思います。それを強く要請して次の質問に移りたいと思いますが、実際に父兄の方々からよく連絡があります。なぜ対象者だけ連絡が入って、なぜなの、どうなってるのという声が聞くんですが、そこら辺は改善をするっていうことは考えていないんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

以前の学校からの情報提供につきましては、先ほど教育長のほうからも答弁があつたとおりですが、例えば盈進小学校の場合でございますと、学級で臨時休業になりましたという、学級単位だけのメール送信というふうになっておりました。その時期、いろいろ学校のほうでも判断されたかと思うんですけども、その後、一応教育委員会のほうでもしっかりと情報提供につきましては、適切な情報提供ができるようにということで、先ほど御説明したとおりになりますけれども、感染のおそれがある、拡大のおそれがあるというような場合には、包み隠さず全体の発信をするようにというようなどころでお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

もう今までのことは僕はどう言うても変わらないので、どうしようもないと思うんですが、今現在、落ち着いていきつつあります。ただ、それが5年後10年後また同じようなことにならないかどうかという懸念の中で、今の経験を是非とも生かしていただきたいと思ってるんです。その中で、先ほど回答があつたように、学校側には学校で感染者が判明した場合のフローをやって、そこでやってるって言うてるんですけど、それはどういった内容のフローであつて、なぜ家庭のほうにも配布をしないのかちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

この学校で児童生徒及び教職員の感染が判明した場合のフローにつきましては、一応教育委員会のほうから各学校のほうに出しまして、具体的に感染者が判明した場合の中で、適切な処置ができるような形をお願いをしております。これ以降につきましては、各学校のほうでも意識をしてくださっておりますので、適切な情報提供等々ができるようになるものと今思っているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

適切な状況っていうのが、その適切っていう言葉がすごく怖いというか、どこまでが適切でどこまでが適切じゃないっていう正解は確かにないんですが、でもそういう形で考えるのであれば、本当に適切っていうことをしっかり頭に入れながら、そういうことをいろんな対応というか、情報提供っていうのはしていただきたいと思います。正直、情報提供、どういった形でどういうふう流れ、例えばですが、保健所から町に連絡が来て、町からいうてみれば学校に来て、学校から生徒児童の保護者にきてとかいう流れがあるんです。ただ、そのことを町民の方々はやっぱり分からない、そこをやっぱり明確にするだけでもストレスっていうのは感じないんで、そこをもう1回、どういうふうを考えているのかちょっとお聞かせください。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

フローにつきましてはですけども、今、各学校のほうに下ろしておりますのは、近々一学期末のPTA等が各学校で開かれる計画になっておりますので、その中で、学校がもし臨時休業する

場合には、このような形で対応していきますよというものを保護者にもしっかりとお知らせをするというところでのお示しをしたいということで、昨日までに各学校には連絡を終えているところでございます。実際、一番大きな盈進小学校であったりとか、宮之城中学校には特に判断に迷ったりということもあるかと思えますけれども、PTAで下ろす前にまずPTAの役員等とか、学校評議員の先生方ともしっかりと話をしながら、本校においてはこういう形で町のほうから示されたフローを基に対応していきたいと考えるということ、しっかりと共通理解した上でPTA全体に下ろしていくという形での段取りでお願いをしているところでございます。

以上です。

○古田 昌也議員

必ずというか、もう強くそこは要請しておきます。本当にPTAの方々すごく頑張っていたというのがすごく耳に入ってきますし、各小学校、宮之城中学校のPTAの組織っていうのも、すごく会とか開きにくい状況ですけど、そこでも密になって連絡を取り合っているいろんな情報提供っていうのもしていただいていますし、そこで動いたことっていうのも重々承知しておりますので、よく話し合っ、これから、本当にこれまでだけじゃなくて、これからまた、これからもっていう形でいろんなことを取り組んでいただきたいということを強く要請して、次の質問に移らせていただきたいと思います。

働き手不足なんですけど、ちょっとざっくばらんにはなるんですけど、各農・商・工の各担当課の課長は、この働き手不足に対して課長なりにどういった考えをお持ちなんでしょうか。お聞かせください。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

担当課として人材不足をどのように感じているかとの御質問でございます。先ほど町長の答弁にもありましたとおり、商工業の分野でも人材確保が難しい状況であると認識しているところでございます。以上です。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまの御質問でございます。

ふるさと振興課につきましては、主に町内の製造業の方からお聞きするところでございますが、ハローワークに求人の募集を出しても応募が少ないと、そのような形でございまして、人手不足につきましては相当大きな問題であるということで認識しているところでございます。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

農業分野のほうからです。本年度より、県の単独事業としまして農業分野外国人材確保推進事業が施行され、外国人の技術向上、生活環境や就業環境の改善等の取組に対して、2分の1以内、上限20万円の補助があります。そして、その事業を活用しながら進めてまいりたいと思います。そして、また、町としましても状況等を把握しながら、支援策を含めた検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○古田 昌也議員

ということは、農・商・工全てにおいて働き手がないということは十分認識をしているということよろしいでしょうか。でしたら、ここで聞くのもどうかと思うんですが、副町長、すみません、ちょっとお聞かせください。もう、今、さつま町に県庁から来られて約1年ぐらいが経つと思うんですが、今の回答と、今、副町長が実際に回られて、企業の方とか、というお話を聞きますので、働き手不足に対し今どうお考えなのかお聞かせください。

○副町長（高田 真君）

先ほど、町長、担当課長が答弁したお話ししたとおり、今後も人材の確保につきましては難しい状況が続いていると私も捉えているところでございます。

さつま町では、農・商・工ばかりではなくて、建設、運輸、介護・福祉あらゆる分野で人材不足の問題を抱えていますことや、地域コミュニティ活動の維持等につきましても、このままでは難しくなっていくのではないかと考えております。また、働き手、担い手不足は、町民生活を支えるサービスの提供や、各事業の推進、地域経済活動の制約要因となり、今後、地方経済が縮小していくおそれがあると懸念しているところでございます。

働き手不足を解消するためには、各企業、事業者の方々が生産性向上や効率化、デジタル化の推進、新たな商品開発、販路開拓、また、職場環境の改善等の対応に積極的に取り組んでいただくことはもとより、女性や高齢者の方々などのさらなる人材登用、中でも議員がおっしゃいます外国人雇用につきましては、地域の労働力確保のための一つの手段であると考えているところでございます。

○古田 昌也議員

なぜ担当課長と副町長の全て、本当に、めんどくさいですけど、お聞きしたかということ、本当に正直、各担当課でいろんな事情が変わってますし、副町長も来られて、認識がどうかというのを確認をしておきたかったところがすごくあります。それでもう1つの答えが、本当に働き手不足だっていうことは町全体として認識がしているっていうことは、すごく危険だと思います。この危機感を持って対応していただかないといけないところだと思いますので、先ほど担い手育成支援室の方、室長の回答の中で、県の助成で20万円が使えるっていう話が出ましたけど、それはどういったもので使えるんですか。ちょっとお聞かせください。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

生活環境の整備ということで、主に住居の費用の補填等になります。

○古田 昌也議員

それは県の事業であるんですか。どういった使用条件とかあるんでしょうか。ちょっと詳しくお聞かせください。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

県の事業でございます。支援状況としましては、県の北薩地域振興局、そこを通じての申請関係になると思います。

○古田 昌也議員

というような情報というのは、やっぱり周知をされるべきだと思いますし、例えば今ざっと聞いただけの地域振興局ということは、かなりハードルが高い事業ではないんでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○担い手育成支援室長（山口 良浩君）

様々な要件があるとはございますが、これから幅広く農業者の方々に周知をしていきたいと考えております。

○古田 昌也議員

でしたら、そこも承知しながら要請にはなるんですが、ちょっと考えていただきたいのは、それを町単独でもできないかということをお聞かせください。確かに外国人を雇用するときに、大体1人頭平均34万円費用が月々でかかると、住居、給料その他諸々で約34万円、1人当たりという形で費用がすごくかかります。ただ外国人の雇用であつたり人手不足が解消したら、やっぱり休耕地っていうところを減らして作物を育てようと、農の場合はなっております。働き手の確保っていうのは、外国人のみではないんだと思うんですけど、そこに

対し、働き手はそこだけではなく、いろんな各都道府県で調べますと、代表的なひとり親世帯の誘致をしているような事業が多々見られるんですが、そこは担当課としてふるさと振興課として把握はしているのでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまのひとり親世帯についてでございますが、全国ではひとり親世帯を対象にした移住政策というものにつきましては、行っている自治体というのがたくさんあるということで承知はいたしているところでございます。ひとり親世帯につきましては、転入されることで子供の人口も増加いたしますし、定住対策としましては若者人口の増加と少子化対策にもつながることと考えているところでございまして、過疎地域におきましては、大きな成果がもたらされるものと考えているところでございます。

町といたしましても人口減少対策は喫緊の課題でございますので、まず居住の確保を優先しまして、空き家情報バンク等の登録状況等を確認しながら対応をしていきたいというようなことで考えているところでございます。

○古田 昌也議員

そこでいろいろと事情を御存じだということでしたのであれなんですけど、その中で一番の外国人の、先ほどの働き手の確保であったりとか外国人の問題、その働き手の確保の問題で、一番やっぱりハードルが高いと思われる部分が住居問題だと思っております。なので、次の質問の中に、空き家の活用や町営住宅の活用を町として支援をする考えはないかという質問になるんですが、先ほど町長の答弁の中でありましたが、町営住宅で外国人が入れる条件というものをちょっと詳しく教えていただけないでしょうか。

○建設課長（原田 健二君）

ただいまの町営住宅の入居の関係の御質問でございます。

町営住宅にありましては、入居資格それから条件というものがございます。そういう中で、資格といたしましては、町内に住所を置くこと、それから住宅に困っていることが明らかであること、それから同居する者は親族に限る、それから町税等の滞納がないこと、申込世帯全員の収入に範囲があるということ、そういうことが入居資格になっておりまして、あわせて条件につきましては、敷金を納付すること、それから連帯保証人を2名立てるといったようなことがございます。これは外国人に限らず日本人、とりあえずそういうことで制限が同じ条件でやっているということでございます。

○古田 昌也議員

今の条件さえ満たしていれば、外国人の、例えば技能実習生とかでも入居は可能ということでしょうか。

○建設課長（原田 健二君）

ただいまの御質問であります。外国籍の方につきましては、申込時点で残留許可期間が1年以上といったようなこともございますので、そういったのをクリアできればということと考えております。

以上です。

○古田 昌也議員

ちょっと僕の勘違いかもしれないですけど、再度確認なんですけど、例えば、今、実際に企業の方がマンションみたいなのを建てられて住居と一緒に共にするというのも可能なのですか。何といいますか、実習生で10名どんと来まして、一軒家にその10名が住みますよ。例えばそれが町営住宅でも、今の話ですと可能なように聞こえるんですが、そこも可能なんでしょうか。

○建設課長（原田 健二君）

同居に関する部分で、先ほど申しあげました入居の資格がございまして、同居する者は親族に限るものということになっておりまして、同じ会社の方々と一緒に部屋を借りるということとはちょっと制限に引っかかるということになります。

以上です。

○古田 昌也議員

少し驚いたところがありましたのであれなんですけど、そういったことをちょっと緩和する、町長答弁でもあったんですけど、不要になったところをリフォーム、町がお金を手を入れて、そこに対して企業に対して販売するっていうことを検討するっていう形で回答は頂いていると思うんですけど、そこに関してどこら辺まで強く検討していただけるのかなと思って、そこをちょっとお聞かせください。

○町長（上野 俊市君）

私のほうから答弁させていただきます。先ほど来ありましたように、町の公営住宅、国の補助等を使って建設した公営住宅につきましては、諸々の条件等がございまして、ここをクリアすれば法に基づいた貸付というのは可能であります。先ほどありましたように、集団で生活するというようなことになると、先ほど答弁しましたように、もう使わなくなったような町営住宅については、これをもう一般住宅として用途廃止をしながらそれを使っていくということで、今、企業さんのほうも、中にはそういう町営住宅、公営住宅じゃなくても一般のそういう町営住宅について、物件があればということで御相談も受けているところでありまして、もうこういうのはどんどんどんどん進めていきたいと思っているところであります。

なかなか公営住宅になりますと、先ほど言いましたように条件等がいろいろございまして、そういう中でどのようにしたら外国人の方々に住めるのかと、住んでいただけるのかというようなことを前提にしながら、これについては企業さんのほうとも情報交換をしながら進めているところであります。

○古田 昌也議員

そういった形で本当に対応していただきたいというのは本当に強く要請はするんですが、といいますのも、本当にこれからはアフターコロナ、ウィズコロナとなってくるんで、本当に今止まっているものを前に前に本当にこれからはこれからはという形を考えていっていただかないと、僕たちも考えていかないと本当に時代に取り残されてしまって、本当にこのまま疲弊するしかなくなってくるということをすごく危機感を持ってやっております。

ただ、働き手の確保にとっては、あともう一つ、まだ先ほどにもふるさと振興課長のほうがお答えいただいたように、各都道府県でいろんな政策があります。その政策っていうのをもう一度再度調べて、いろんな議論を起こして、これから本当にどうしたら人口減少であったりとかそういった諸々が対応できるのかっていうことをみんなで考えていきたいと思いますし、僕も勉強して何かあったらお伺いして、そこで対応させていただきたいと思います。

そろそろあれなんですけど、本当に今回、一般質問、1年経ってまたいろんなことが見えてきていろんな意見がすごく耳に入ってくるいい経験がございまして。その中で、本当に学校生活、これからのコロナに対しての対策というものを、本当に町全体、それはもう官民一体、議会もそうですが、僕たちもみんなで取り組んでいかないと、本当に取り残されてしまって何も起こらない現状、それで子供たちは3年間中学校の思い出がなく、成人式があってもマスクをしていたので顔すら覚えていない現状、思い出も何もない現状に、実際にこっちに帰ってくるのかどうかというのも疑問に思うところであります。子供のいない僕ですら思うんですから、ほかの父兄の方々

思っても十分それは説得力のあることだとは考えておりますので、十分そこら辺も考慮して、これから、本当に今までは、ではなく、本当にこれからはこれからはっていうことを重きを置いて前に進んでいただきたいと思いますので、これを強く要請をして、今回一般質問を終わりたいと思います。これからはという形でよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、古田昌也議員の質問を終わります。

ここで演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。次は、13番、上久保澄雄議員に発言を許します。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○上久保澄雄議員

それでは一般質問をいたします。新年度に入りまして2か月が経過をいたしましたところでございますけれども、町長は、3月のこの議会の中で、町政の全般にわたって希望のある諸施策を述べられたところでございます。相変わらず本町の財政というものは、自主財源が3割を切れているといったような状況で、当初の段階ですから、思い切った町長の政策が計上できなかった部分もあられるであろうというふうには思いますけれども、今日は、町長の施政方針を基に、特に次の事項について質問をいたします。

まず1点目は、森林行政推進と地球環境改善への取組についてであります。

価値ある資源が生かされるまちづくりとして、新たな時代を切り開く活力ある農林業のまちづくりを目指すこととされ、中でも林業関係については、林業の効率化や森林管理の適正化を一体的に促進し、国土保全など健全な森林づくりに努めるとされております。

また、一方においては、2050年のカーボンニュートラルに向け、地球環境をさつま町から考え、提案する取組を進めるともされております。国においては、脱炭素など、環境対策につなげるよう経済のグリーン化という新たな指標を設けることで、経済成長と環境保全の両立を図り、持続可能な社会につなげるとの構想もあるようであります。

森林資源と環境問題は密接に関連をいたしております。いずれも極めて重要な事項であることから、次の点について質問いたします。

再造林や拡大造林による森林資源の循環利用や国土保全に向けた取組について、具体的にどのような政策を進めようとしているのかお伺いいたします。

2点目は、地球環境に関する具体的な取組内容でございます。

2050年のカーボンニュートラルに向け、取組をさつま町から率先して取り組んでいくとされております。世界的な温暖化への対策として、温室効果ガスの排出量を削減するための取組は幅広く、特にバイオマスに関する開発は飛躍的に発展をいたしております。太陽光、水力、風力、木質と、特に間伐を中心とした木質バイオについては、林地保全の面からも有効であり、積極的な活用が図られるべきであります。

また、企業ベースにおける取組以外にも再生可能なエネルギーの開発、活用とともにごみの減

量化、省エネ対策など、一般家庭における日常生活上の対応による効果も期待されており、重要なことであると考えます。そこで、町が目指す施策推進の考え方について伺います。

2点目は、デジタル化推進への取組についてでございます。

国においては、昨年9月にデジタル庁を発足させ、デジタル社会の普及推進を促進していく中で、本町においても同様に増大する業務や複雑化する行政課題に対応するため、本年4月から従来の情報政策係からデジタル推進係に名称を改め、事務の効率化、住民サービスの向上に努めるとしております。

先日の議会全員協議会のおきまして、デジタル田園都市構想推進に関する説明がなされましたけれども、本町として今後進めていこうとされている全般的なデジタル化推進策の内容について伺います。

最後は3点目でございます。新型コロナウイルス感染症についてでございます。

もうこの件について、私、過去2回、今回3回目になるんですが、またかと思われるかもしれませんが、非常に重要なことでございます。改めて質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、現在のところ、やや安定をした状況のようにあります。本日の新聞を見ましても、大体400人台で落ち着いているといったような状況のようです。特に大型連休の前後から、本町だけじゃなく県内の大半の市町村が感染者が発生するようになってきております。重症化率の低下等から考えますと、やはりワクチン接種率と感染率は比例しているようであります。これまで50歳以下の若い方々の接種率が低かったわけでありますけれども、5月末現在で1回目と2回目の接種率が80%台と貢献をしております。町をはじめ、医療機関、関係各機関の方々の努力によるものというふうに思います。一日も早く、経済、社会活動の早期正常化を図りたいという考え方は理解はできますけれども、感染が落ち着くと一定の行動規制の緩和がなされると。緩和するとまた次のステージへ進んでいくと。この繰り返しのパターンであります。先ほども少し出ましたけれども、やはり感染力の変化を起こす変異株の影響、非常に大きいんだろうと。特に若年層がそうであろうかというふうに思っております。

やはり、感染者1人の問題だけではなくて、その周辺に影響を及ぼすと。特に、接触された高齢者等にとりましては、命に関わる問題でもあるということでありますので、単なる1人のことと、もうワクチンはいいと、というようなことでは済まされないんじゃないかなろうかというふうに思っております。

そこで次の点について質問いたします。

本県をはじめ、地方における感染は依然として続いており、特に本町においては、最近におきまして新たな感染者が発生していない日も出てきておりますけれども、これまで感染者が継続的に発生していることについて、その原因はどこにあるのか分析をされておりましたらお伺いいたします。また、その対策についても伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上久保澄雄議員から出されました質問に対しまして、お答えをさせていただきます。まず、1点目の再造林や拡大造林による森林資源の循環利用や国土保全に向けた取組についてでございます。

本町の民有林の多くは、杉、ヒノキの人工林が本格的な今、利用期を迎えまして、成熟している状況にあると思っているところでございます。

令和3年度における伐採届による人工林の皆伐は68.16ヘクタールで、この届出による再造林の計画面積は、14.89ヘクタールで約21.8%となっているところであります。

伐採後の再造林につきましては、義務ではないため、森林所有者の意向に大きく左右されることでありまして、森林所有者の高齢化や世代交代などにより、森林への関心が薄れているというようなこともあるようでございます。

また、鹿被害防止対策を図る必要がありますことから、管理していく上でもコスト高となっていることも、思うようにこの再造林が進まない要因の一つと考えているところでございます。加えまして、長期的な木材価格の低迷等により、持続的な森林整備より一時的な利益確保が優先されまして、皆伐が多くなっているものと考えられるところでございます。

町におきましては、先に取り組みされている錦江町を参考にしながら、再造林や拡大造林により森林資源を循環利用するとともに、国土保全と地球温暖化防止を目的として、再造林や拡大造林における二酸化炭素の吸収量を面積換算いたしまして、造林内容に応じて交付する「さつま町持続可能な森林づくり交付金事業」を本年度創設したところでございます。

また、薩摩川内市におきましても本年度から若干の違いはございますけれども、同様の取組を始められているようでございます。これによりまして、森林所有者等の森林の経営管理に対する意識改革を図っていきたいと考えているところであります。

また、森林環境譲与税を活用しまして、民有林で経営管理が行われていない森林を市町村が仲介役となり森林所有者と民間事業者をつなぐことで、適切な経営管理を行い、新たな森林経営管理制度による取組も計画的に進めてまいります。このことで、放置された森林が経済ベースで活用され、地域の活性化につながる効果や森林の公共的機能が向上し、土砂災害等の発生リスクが低減され、地域住民の安全・安心にもつながる効果が期待されるところであります。

これらの施策を計画的に進め、森林所有者の御理解を得ながら林業の効率化や森林管理の適正化を一体的に促進し、森林の適正な管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、地球環境に関する具体的な取組内容についての御質問でございます。

脱炭素社会のこの実現に向けましては、議員の、先ほどございましたが、2050年を目標としますカーボンニュートラルに向けまして、温室効果ガス排出の低減対策をはじめとしまして、再生エネルギーの地産地消を目指した取組を進めるため、SDGs宣言と同時に仮称ではございますけれども、「持続ある未来づくり、カーボンニュートラルさつま町宣言」を9月に行う予定といたしているところでございます。

町内におきましても、現在、再生可能エネルギーの取組としまして、小規模河川を利用した小水力、太陽光、バイオマスなどが進められてきておりますけれども、特に間伐材などの未利用材を使った木質バイオマスにつきましては、森林保全やカーボンニュートラルの面からも有効であると考えているところであります。

今後の取組につきましては、本町、鹿児島銀行、九州電力の3者で連携協定を締結しまして、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進、循環型社会の形成、森林資源の活用などを軸にカーボンニュートラルの実現に向けた工程を示したロードマップを作成することといたしているところでもあります。

炭素の排出量削減や吸収量の増大に向けた取組を進めるため、広報やイベントでのPR活動を通しまして、町民の方々の意識の高揚を図っていきたいと考えているところでもあります。

また、ごみの減量化や従来から推進しておりますリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に加えまして、本年4月から施行されました、いわゆるプラスチック資源循環促進法にありますリニューアブル（再生可能）のこの4Rの循環型社会について、広報紙や防災無線において周知を図り推進をしまいたいと考えているところでもあります。

このようなカーボンニュートラル、ごみの減量化の取組を町民の方々、事業者と一体となって進めることで、環境の改善につながっていくものと考えているところでもあります。

次に、2点目のデジタル化推進への取組についてでございます。

議員御指摘のとおり、国は昨年9月にデジタル庁を発足させ、また、鹿児島県においては、本年3月に鹿児島県デジタル推進戦略を策定するなど、デジタル社会への一層の普及・進展が図られていくものと考えているところでもあります。

この背景には、人口減少、少子高齢化による働き手の減少、5G時代におけるデジタル化の急速な進展、ICTへの進展に伴うグローバル化、新型コロナウイルスの感染拡大による新しい生活様式の普及、社会全体のデジタル化があります。鹿児島県におきましては、暮らしと産業のデジタル化、行政のデジタル化、データの分析活用、デジタル人材の活用・確保・育成などを取組の柱として掲げ、具体的には県内企業のデジタル化の支援、RPA等を活用した業務プロセスの徹底した見直し、行政手続のオンライン化支援、外部人材の活用による相談体制の整備などを掲げて推進を図っていくこととしているようでございます。

私も、町政運営に対する所信の6つの実行目標の一つであります行財政改革の推進の中にデジタル化の推進を掲げているところでございます。また、本年度の施政方針の中でも民間から専門的な人材の登用としまして、本年4月からICT推進アドバイザーとしてお越しいただいているところでもあります。本町のデジタル化の推進を実現するために、ICT推進アドバイザーのこの助言を頂きながらデジタルによる業務効率の改善、DX化による隣接自治体との差別化、この2本の柱を推進していきたいと考えているところでもあります。

具体的には、役場庁舎内のペーパーレス化に向けた電子化の推進、若い世代の町職員を中心としたDX資格の取得、来庁された町民の方へデジタル技術を活用した簡単な操作で完結する窓口案内や手続、町ホームページを活用した交流人口やバーチャル人口増加を目的とした特設サイトの計画など、さつま町オリジナルのワンストップ型サービスを提供していきたいと考えているところでもあります。

2番目のお尋ねでございますが、世の中につきましては御案内のとおり、もうデジタル化がどんどん加速いたしているところでもあります。御指摘にもありますように、町の主役は町民の皆様でございますので、我々はその主役に対しまして様々な手法を用いてサービスを提供しており、そのサービスが利便性を追求するあまり、人間味を置き去りにした対応であってはならないと考えているところでもあります。町民の方々にも最も身近な行政サービスの原点であると考えているところでもあります。どのようなデジタル化の施策が本町にとって必要か、安全・安心、真心そして正確、早いを目指しまして、時代の動きを見定めながら取組を進めてまいりたいと考えているところでもあります。

3番目の新型コロナウイルス感染者抑制対策についてでございます。

まず、感染者が継続的に発生している状況の原因分析についての御質問でございます。

新型コロナウイルス感染症の感染につきましては、昨年までは大都市圏から地方都市へ波及する形が多かったように思っているところでございます。鹿児島県におきましては、4月に過去最高の974人の感染が確認されておりますけれども、6月に入りましてから減少傾向にあるようでございます。本町におきましても令和4年4月から4件の集団感染、いわゆるクラスターが確認されておまして、5月末現在では644人の感染が確認されているところであります。

これまでの感染の傾向や専門家等の見解などから考えますと、この要因といいますか原因の関係等につきましては、まず、まん延防止等重点措置が解除されまして人流が活発になったこと、それから、ウイルスの変異による感染力の増加、それから若年者のワクチン接種の低迷、4番目に交通の要衝による生活圏、職場や事業者がこの近隣の市まちにあるというようなことから、やはりそこからの感染が見受けられるというようなこと、5番目に感染防止対策の不備ということなどで黙食、部活動、家庭内などでこの感染の拡大が広がっていったのではなかろうかと考えているところでございます。

次に、感染防止への対策についての御質問でございます。

鹿児島県は、独自の爆発的感染拡大警報を継続中でございますけれども、これまでも申し上げておりますとおり、基本的な感染防止対策である3密を避け、状況に応じたマスク着用、換気やこまめな手洗いをを行うなど、感染リスクを減らす基本的な対策につきまして、引き続き正しい情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、新聞やテレビ等で報道されておりますとおり、基本的対処方針の中で、新たにこのマスク着用について指針が示されたところでございます。先般の文書発送によりリーフレット等の写しを全戸配布いたしまして、この取扱い等についてもお知らせをしたところでございます。

また、感染防止とそれから感染後の重症化を防ぐ対策としまして、国や専門家会議等でもこのワクチン接種が有効であると言われておりますことから、私自身様々な会合の場におきましても、このワクチンを打ったリスク、打って起きるこの副反応とそれから打たなかったことによります感染による重症化、それから感染した後の後遺症の問題などを考えますと、できるだけその希望される方につきましては、打っていただきたいということでお願いを申し上げているところでございます。

それから、6月1日からは4回目の接種の予約と接種も始まっております。対象者には接種券の発送を随時行っているところでございます。また、4月からは5歳以上の対象者へ予防接種が実施できるようになりましたので、特にこの若年者へのワクチン接種の有効性や安全性を丁寧に周知しながら、関係医療機関との共同で接種を進めてまいりたいと考えているところであります。

[町長 上野 俊市君降壇]

○上久保澄雄議員

先ほど、1点目の質問に対して答弁を頂きましたけれども、改めて申し上げるまでもありませんが、森林の役割と機能というのはもう御存じのとおり、人間にとって最も大事である水源の涵養機能であります。いわゆる水がめですね。

また、排出される有害な物質の浄化を図って快適な地球環境の形成を図るという大事な機能も果たしております。しかしながら、一方においては、その保水能力の高さから、これまで経験をしてきておりますけれども、豪雨等に対しても土砂崩壊と災害の防止につながっていること、このことも事実であるわけでありまして。我が国の国土の約7割は森林が占めていると言われておりますが、国土保全の面からも極めて大きいところであると思っております。

そこで、このSDGs、いわゆる育て伐採する、また植林をすると、このサイクル、非常に大事なことであります。

しかしながら、近年は間伐ではなくて一山そっくり切ってしまうと、いわゆる皆伐ですね。この皆伐が非常に目につくようになってきております。先ほどもちょっと触れられましたけれども、このことは生態系へ非常に大きな影響をもたらすわけです、いろんな面ですね。一つは、彼らも生活圏を持って、生活圏を持っているかどうかちょっと疑問ですが、いわゆる有害鳥獣ですね。住むところがなくなりや当然どっかに移動しなきゃならんと。したがって、民家に下りてきて悪さをやると、こういうのがあるわけであります。彼らも生きていかにやいかんわけですので。

そこで、やはり育て、伐採、植林、このサイクルはどっかにか、まあ現在、森林行政というのは非常に難しいですので、なかなか高齢化も進むし、それから木を育てるのにも相当の年数を要するということから、なかなか皆さん敬遠をされていると、放置された山林も多いといったようなのが現状ではあります。私が危惧するのはこの皆伐です。皆伐して、その後植林をされれば、それはまたそれでいいと、それは当然のことですね。皆伐したままそのままでの状態で置かれると、こうなるとやはり国土の保全は守れないと。

昨年の7月の豪雨災害で、この災害が発生した現場をあちこち見させていただいたんですけれども、やはり皆伐がなされたこの沢ですか、そういった部分への土石流、まあ、土石流と言っていていいんでしょうね、あれ。その辺を集中的に災害が発生している現状も見られたところでありまして、全てが皆伐の責任というわけではございませんが、くどくなりますけれども、そのまま置いておけば、また幾ら災害復旧してもまた災害発生しますよと。その可能性非常に大きいと、これはもう必ずとは言い切れませんが、可能性的には非常に高いというふうに思います。

本町も令和12年度までの10か年の森林整備計画は策定をされておりまして、間伐造林、森林保護、それぞれ重要な事項について具体的に網羅されております。森林が果たす役割、機能に対しまして、特に皆伐に対する考え方、影響等を含めて再度伺います。

○町長（上野 俊市君）

皆伐に対する考え方についてでございます。

森林につきましては、その他の土地と同様で、所有者が法令の範囲内でその土地を利用する権利ということで、持っておられるところであります。所有者は伐採届を提出することによって、法律で規制されていない通常の伐採行為を行うことができるところであります。それを規制することは、現在では法律上の観点からも難しいところもあります。

また、この木材生産も森林の持つ多面的機能の一つでもありまして、森林所有者などにとりましても長年、育成・管理してきたこの森林におきまして、経済活動もされていると考えているところであります。

また、一方では、樹木を全て伐採することはその土地の環境が大きく変わるため、周辺住民に不安を抱かせたり、また、自然破壊や災害を助長する行為と考えられる方も少なくないのではなかろうかと思っているところであります。

最近も頻繁にテレビ等でも山の皆伐による影響というようなことから、いろんな報道もあるようでございます。昨年のこの集中豪雨によりまして、やはり先ほど議員からもありましたように、小さな沢によってはそこに造林をしたあとの樹木が引っかかり、そこから水があふれてほかのところにも災害を与えるというような光景が、私自身も現場を見ながら感じたところでありまして、やはりこの森林管理の大切さというのは、やはり私自身痛感いたしているところでございます。

この関係におきましては、やはり土砂の流出、崩壊、その他の災害が発生しないよう、十分留意しまして伐採するということや伐採後の山林整備なども行って終了することなど、森林所有者

と伐採者のこの両者に対し、町としましても文書で通知し、注意喚起に努めているところでございます。

また、この伐採後の天然更新と比較しましても、再造林は森林への再生が早く、二酸化炭素などの吸収などに対しても効果が高いことから、再造林についても粘り強く御理解をいただきながら推進をしていきたいと考えているところであります。

○上久保澄雄議員

もちろん、この町有林については別ですけれども、民有林については個人の財産ですので、強制というのはできないわけです。当然、生産者の理解を得る努力が必要になってくるだろうというふうに思います。しかし、なかなか山の関係については難しいと思います。

森林については、国産材のこの価格高騰から特に外国産材に依存度が高くなったわけです。ところがウクライナとか、あぁいったロシアの問題とかありまして、なかなか現在ではこの国産材に目が向けられてきているということじゃなかろうかというふうに思います。

輸入木材の価格高騰、これは国際間における輸入が厳しくなっているこの時期でありますので、改めて国産材の活用を計画的な伐採を、当然その前提には計画的に伐採していくと。さっき言った同じ区域を一挙に皆伐すると、これじゃなくて計画的に進めていくと、そして造林をすると、このようなことは非常に大事じゃなかろうかと。そのためには、先ほどあります、やはりその所有者の理解を得ると、ここはもう一番だろうというふうに思います。

先ほど答弁ございました、さつま町の持続可能な森林づくり交付金事業、これは既に実施されているということですかね。それから、森林経営管理制度も推進していくんだというようなことでございます。

既に薩摩川内市、これもマスコミで御存じかと思いますが、いわゆる森林を集約して、そして管理をしていくといったやり方ですね。それからもう一つとしては、川内、あそこはちょっと港湾を持っておりますので、港から北海道に良質な杉材を搬出すると、こういった手だても取っておられるようです。本町としてもそういう手だてでできる部分もあろうかというふうに思います。価格の問題、幾らになるのか、その辺が非常に問題になるとかというふうに思いますが、そういった活用方法もあろうかと思しますので、そのことが、「山持ちちょっとしたら手入れてみようか」といういわゆる山主さんですね、地主さんたちの意識の高揚につながっていくというふうに思います。

是非、個人の財産をどうこうというふうに強制力はないわけではございますが、この件については引き続き努力していただきますように、この件についての質問を終わりたいというふうに思います。

次は、2点目ですね。2点目は、これは森林との密接な関連性があるという意味で質問をした事項でございます。環境問題と森林と切り離せない問題ですよという意味合いで質問をいたしましたわけです。

前提には温室効果ガスの抑制と、これは森林が非常に大きな役割を果たしているんですということもあります。カーボンニュートラルに向けた具体的な政策の推進については、今後、検討がなされていくことでありますので、町民と一体となって取り組んでいただければというふうに思うところです。

この質問についても終わります。

次は、デジタル化の推進の取組です。先ほど、具体的な事項を申されました。これも後ほど、また同僚議員が質問をされる事項と重なる部分がありますので、私のほうはその部分はちょっと避けて質問をさせていただきたいと思っております。

ペーパーレス化とか、それから、ちょっと分からなかったのはDX資格の取得、これ分からなかったんですけども、これは次の同僚議員の質問で確認をしたいというふうに思います。

国においては、国のこの情報システムについて、整備・管理を一元化することで効果的な情報連携を進める、こういうことでデジタル庁が設置をされた大きな理由であるわけです。中では、やはり目玉になるのはマイナンバーカードの普及と。全国では40%ぐらいの普及率になっているんだということですが、本町はまだ相当低いんじゃないかなろうかという気がいたしておるんですが、将来的には、やはりこの保険証が出てますね。保険証もこのマイナンバーカードで対応すると。それから、その前ですかね、自動車運転免許証もこれに入れ込むと。最終的には税関係、財産関係諸々、個人の情報を全てこの中に網羅しようというような国の考え方があるようでもあります。

この事務の合理化、町長もさっき答弁されましたけれども、事務の合理化、それから効率化、非常に大事なことです、進めるということですね。経費の節減になるということでもあります。

しかしながら、町民に身近な存在としての機関であります、役所はですね。そこでもデジタル関係で自宅から全てが処理できるといったような関係であれば、そこに人間的な部分というのが失われていくんじゃないかなろうか、薄れていくんじゃないかなろうかというのを危惧をいたしているわけでもあります。

もう既にこのデジタル社会の恩恵、活用、我々が知らぬ間にそれぞれもう活用しているわけですね。オンラインでのこの行政手続、それ以外での各種の手続が可能となれば、幅広いサービスを容易に受けられると、利便性は図られることとなります。

しかしながら、懸念するのは全ての情報が一つのところに集まると、一瞬にして確認ができるというような世界になると、これまさに管理型社会になるおそれがあると、全てを管理されると、このおそれが出てくるんじゃないかなろうかというふうに危惧をいたしております。

もちろんセキュリティ対策もそうであります。今、マスコミでいろいろとありますが、利便性、それから合理性、追求するあまり、ここにこれを逆に悪用すると、いわゆる阿武町の問題、誤給付金の送付の問題、それから持続化給付金の問題、これ今、世間に出てます。これもその弊害だろうと、デジタル化の一つの大きな弊害だというふうに思います。そのツケは誰に来るのかという、やはり町民です。国民です。国民にまいます。ですから、簡単に、事務は簡単になるんだと、役所に行ぐれもいらんどと、それだけでは私は済まない問題だろうと。だから、今後は具体的にいろいろとこのデジタル化の問題については進めていかれるんだろうと思いますので、今申し上げました内容等十分念頭に入れて進めていただければと思いますが、一言だけこの件の意見について伺います。

○町長（上野 俊市君）

このデジタル化の流れというのは、もうどうしても避けられないといえますか、これをしっかりと我々も取り入れながら進めていく必要があると思っています。その中には、先ほど議員から言われましたように、効率性、効果性を追求するあまり、やはり身近な住民の方々へのサービス、私が常日頃から申し上げております思いやりのあるこの住民サービスというようなことがおろそかになってはいけないものと思っています。これはもう基本的なことだと思っています。

やはり、このDX関係等々、非常に目まぐるしく変化してまいります。ここにあまりにも頼り、頼るといいますか、そこを過信と申し上げていいんでしょうか、何か分かりませんが、あまり信頼するあまり、この前みたいな、ああいう誤送金とかそのようなこともあったようです。これについてはいろんな要因もあったようですけれども、人員不足とかチェックミスとかありましたけれども、やはり基本となるところは、やはり人がしっかりと抑えるべきはしっかりとしながら

らやっぱりこれを進めていくと、これは並行して進めていく必要があると思っております。このDX化において、デジタルによって行政サービスが本当によくなったと、良く変わったと言われるような形で進めていきたいと思っております。

○上久保澄雄議員

ただいまの件については、ぜひ温かみのある行政を進めていただきたい、機器の活用は、私はもうそれは結構かというふうに思います。もう時代の流れでもありますし、それも大事なことでありますが、その中にはやはり人間味のある、人間味のあるってちょっと表現が悪いですね、町民に温かい行政と思われるような施策を進めていただければというふうに思うところです。

それでもう17分ありますね。あと、コロナ関係を最終にしたいと思えます。

先ほど、本町が突出しているということではないわけですが、今はもう県内どの市町村でも発生していると。今朝の新聞によりますと、薩摩川内市なんかはまた院内のクラスター発生しておるようであります。やはりこの件については、長くなるんじゃないかという気がいたしておりますが、対策としての3密、この大原則だけは是非町民に啓発していただければというふうに思うところです。今では、もうマスクは不要ではないかとか、飲み会もちょっと仕切り板も広く取ったらどうかとか、もうちょっと大人数でもいいんじゃないかとか、いろんなのは出てきておりますが、私が冒頭申し上げました、緩めれば広がる、広がったらまた抑制すると、この繰り返し、このパターンは、少々のことでは私はなくならないうだろうという気がいたしております。

そこで、今回4回目の、60歳以上とそれから既往症のある方を中心として4回目のワクチンの接種ということになっております。既にもう実施がされている部分もあろうかというふうに思いますが、中には4回の前の3回目も「私はしません」といった方もかなりあるんだそうです。これも若い方々が中心のようですね。そこにもって4回目の実施ということになると、かなり行政としてもこの啓発大変だろうというふうな気がいたします。「もう、恐らく私は4回目はせんよ」と、こういった流れになってしまうと、これは本当は困るわけですね。ぜひ、私はワクチンは皆さん接種をしていただきたいというふうに思うところです。その懸念の材料の一つが、やはりまだ分かりませんが将来どういう副作用が出てくるのか、ここへの懸念からそういった話になっておるんだろうかというふうに思います。

そこで、これは令和3年の昨年3月の議会の一般質問でございましたけれども、私は感染症もこの一つの自然災害であると。したがって、町が策定をされております、前の町長のときでございましたが、さつま町防災マップの感染症編等の策定の考えはないですかというふうにお尋ねをいたしましたところです。

そのとき、これ防災マップとはちょっと異なりますねと、そこで別途それなりのマニュアル、ガイドラインを示していくべきではないかと思うと、これは町長の答弁でありました。今、座っておられる総務課長も記憶に非常にあられるんじゃないかというふうに思うんですけども。

人類が生存していく限り、このような感染症の発生というのは、もうこれは避けて通れない、ずっとお付き合いをしていかにやいかんことであります。このコロナが収まってまた次の段階と、いろんなのが出てくる可能性があるわけでありまして。

そこで、今回のことを教訓として、何らかのそういった対応を行う必要があるんじゃないかと思えます。総務課長、お伺いをいたします。

○総務課長（角 茂樹君）

議員が今おっしゃったような前回の議会の中でも御指摘をいただいて、そういった町民の皆様方におけるコロナに関しての活動におけるいろんな行動制限あたりの懸念といったものがあるの

で、何らかのこのガイドラインを示したほうがいいのではないかという御提言もいただいております。早速それについてはガイドラインを策定をいたしまして、既にもうホームページ上でも掲載をしております。これについては、全公民会行政連絡委員の皆様方にもお示しをしております。これについては、一つのガイドラインですので、指針という形での感染予防対策あるいは行事等を進めるに当たっての取組、活動を行うに当たっての感染予防を前提とした取組といったものは指針としてお示しをさせていただいたところがございます。ですので、御指摘の部分については、そのような部分を踏まえながら周知を図っていったというような段階を踏んでいるということでございます。

○上久保澄雄議員

大変失礼しました。町長を差し置いて総務課長を御指名をいたしました。当時の企画政策課長として記憶にあられたことというふうに思いますので、町長のほうにはお許しを願いたいというふうに思います。

今も総務課長からございました、そういったマニュアル、ガイドライン、そういったのができておれば、これは町民はまだ知らないんじゃないかというふうに思いますが、やはり前回、防災マップみたいに全戸配布されましたよね。ああいった形でも、ここまではちょっと取れないかというふうには思いますが、やはりある程度のこの冊子化したものを作成して、周知するところには周知をしていただければというふうに願うところであります。

以上をもって私の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上久保澄雄議員の質問を終わります。

ここで演台消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、2番、平山俊郎議員に発言を許します。

〔平山 俊郎議員登壇〕

○平山 俊郎議員

私は、質問は通告書のとおり、宮之城中学校通学バスの停車場所についてであります。皆さんも御存じのとおり、現在の宮之城中学校通学バスの停車場所は、国道328号線沿いの屋地本町と屋地仲町バス停付近です。

この場所は非常に朝夕交通量の多い場所です。特に、屋地本町バス停付近には、セブンイレブン店があり、朝のラッシュ時には同店への車両などの出入りが激しく、また通学バスを利用する学生も多く、いつ事故が起きてもおかしくないような状況です。

参考までです。ここの状況につきましては、毎朝、屋地の交差点に立って子供たちの交通事故防止活動をされている教育長さんが、一番実情を把握されておられると思います。

また、屋地仲町バス停付近は、通学バスが両側に停車して、通行車両の通行を妨げるなどし、非常に危険であるとの声は、これまで付近の商店や通行車両の運転手さんなどからも聞かされており、付近には信号機のない横断歩道もあり、また盈進小学校の通学路でもあることなどから、

危うく事故といった例も聞かされています。

これらの問題につきましては、これまで町主催の交通安全対策会議などで議題として取り上げられ、学校まで乗り入れられないのかなど議論されてきました。

また、教育委員会のほうでも重視し、交通整理員の配置や停車時間をずらすなどの対策も講じられてきており、最近では混雑が緩和されているようにも感じられますが、まだ根本的な解決には至っていないと思います。

そこで、次の3点について問います。

1点目、本当に現在の駐車場所、改善策で交通事故防止の観点から万全なのか。

2点目、通り会などからの苦情や要望等はないのか、あったとすれば解決しているのか。

3点目、屋地商店街の中心地であるパチンコ店が廃業したが、そこを乗降場所として交渉していく考えはないか。また、国道上だけに固執せず、盈進小学校付近の歩道が整備されたことから、役場の駐車場、鉄道記念館などに変更する考えはないかお聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

〔平山 俊郎議員降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

平山俊郎議員からの宮之城中学校通学バスの駐車場所に係る安全対策について、3点の御質問がありました。

初めに、1番目の現在の駐車場所と安全策で交通事故防止対策は万全なのかについてであります。

宮之城中学校は、町内の4中学校が再編統合し、平成31年4月に新設の宮之城中学校として開校し、今年で4年目を迎えております。本年度の生徒数は517名、北薩屈指の大規模校であり県内で一番広い校区を持つ中学校であります。このことから遠距離通学生はバス、自転車通学も含め264名と全生徒の51%、うち、バス通学者は181名で全生徒の35%となっております。

通学バス路線は、開校当初から民間路線4路線と町公共交通路線7路線の計11路線で運行され、令和2年9月からは、新型コロナウイルス感染症防止対策としてバス車内の密接・密集を避けるために、町公用バス1台を増便しているところであります。

さらに本年度においては、宮之城・大口線、樟ヶ谷線ですが、を利用する生徒が増加したことから、町公用バスをさらに1台追加し、現在は13台のバスで登校時1便、下校時2便を運行しております。

御質問の宮之城屋地市街地、屋地本町、屋地仲町のバス停の駐車場所と安全対策については、議員御指摘のとおりでありまして、国道両側にバスが停車をし、通行車両の妨げや交通渋滞の発生、見通しの悪くなった場所での交通事故の発生を危惧する声や警察からの連絡など、年数件の苦情や御意見を頂いております。

このため、本年4月から宮之城屋地市街地における交通渋滞を少しでも緩和できるよう、町公用バスの2台については、下校便に限って中学校への乗り入れを行っているところであります。

宮之城屋地市街地のバス駐車場所を含めた交通事故防止策や改善策により、これまで大きな事故等は発生はしていないわけですが、今後においても子供たちやバス通学者への交通安全教育の徹底とともに現場指導、見守り活動など、学校、保護者、関係機関、団体と連携しながら、登下校時における交通安全対策に努めてまいりたいと考えております。

2点目の通り会等から何らかの要請はないのか、あったとすれば解決しているのかについてで

すが、通学バスに係る要望、要請については、バス付近の住民、事業主からバスの待ち時間における子供たちの迷惑行為に対する指導や、バス停車位置の改善要望があったところです。

また、中学校の先生方や保護者、それから宮之城中学校の学校運営協議会からは、通学バスのスクールバス化や安全なバス乗降のための停車場所の設置、バス乗車指導に係る教職員の業務負担軽減についての要望等が、通学バス運行当初から継続して出されています。

教育委員会としましては、通学バスのスクールバス化について、中学校周辺道路の状況確認やバス駐車場所の検討、通学バスの小型化による中学校への乗り入れ、バス運転手不足の解消対策など関係課や公共交通事業所との協議、意見交換等を実施しながら研究検討を重ねているところであります。

また、安全なバス駐車場の設置については、これまで要望のあった民間の大型駐車場の借用について、事業所への打診・協議を行いました。一般利用客や子供たちの安全対策、それから、駐車場内における事故発生時への対応や責任問題など課題も多く、新たなバス駐車場の設置には至っていないところであります。

教職員の業務負担軽減については、令和2年度から交通整理員をシルバー人材センターに委託し、バス停周辺に配置したことにより、多少ではありますが、教職員の業務負担の軽減が図られたものと考えております。

最後に、3番目の生徒が安全、安心して利用できる駐車場所を新たに設置する考えはないかとの御質問であります。

現在、宮之城市街地のバス停については、中学校に最も近いバス停であり、バス通学者にとっても利便性が高いものと考えております。

しかし、議員御指摘のとおり、様々な課題や問題があることも認識しておりますことから、教育委員会としましても、生徒の乗降場所の変更等について、鉄道記念館前も含め検討いたしているところであります。

なお、通学バスの運行については、中学校開校当初から様々な御意見や御要望もあり、改善できるものについては、改善に努めてきているところでありますが、今後におきましても、これまでの経緯や現状を踏まえ、各関係機関・団体等との検討、協議を行いながら、民間路線バス活用の在り方や町公共交通バスの在り方を含む、総合的な見直しやスクールバスへの転換など、学校、保護者からの要望や宮之城市街地の交通事故の改善に向けて、安全で安心して生徒が登下校できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○平山 俊郎議員

1点目の質問に対して、いろいろな対策を講じられ、結果を出されていることが判りました。

その中で、本年4月から交通渋滞を少しでも緩和するために、町公用バス2台を下校便に限り、学校まで乗り入れているとありますが、ここの部分をもう少し具体的にお聞かせください。

○教育総務課長（大平 誠君）

平山議員御質問の具体的な町公用バスの中学校への乗り入れにつきまして、回答をいたします。

中学校に、現在、乗り入れています町公用バスは、ちくりん号となかよし号の2台になります。両車両ともマイクロバス小型バスでございます。ちくりん号が運転手を除き定員が27名、なかよし号が定員が18名となっております。

町公用バス2台は、民間路線の宮之城・大口線と金山線を運行しております。バス停につきましても、屋地本町バス停が駐車場となるところでありますけれども、宮之城屋地市街地の交通渋滞を少しでも緩和できるよう下校便に限って、中学校へ乗り入れているところでございます。

以上でございます。

○平山 俊郎議員

町公用バス2台を下校時に限り、学校まで乗り入れている状況は判りました。これにつきまして、私の素朴な疑問ですが、この2台を登校時にも乗り入れることができないのかお聞かせください。

○教育総務課長（大平 誠君）

町公用バスの登校便の乗り入れにつきまして、回答させていただきたいと思います。

中学校の通学時の登校便につきましては、宮之城中学校の通学路における生徒や盈進小学校児童の徒歩通学者あるいは自転車通学者、それから周辺住民の通勤車両、生徒を送ってくる保護者の車両、それからコンビニ等の利用客など、人と車の往来が激しい時間帯でございます。

こういったことから交通安全上、危険性が高いものと考えられることから、中学校の朝の乗り入れは行っていないところでございます。

なお、下校便につきましては、人と車の往来が比較的少ないということから、安全運転に細心の注意を払っていただきまして、運行していただいているところでございます。

以上で説明を終わります。

○平山 俊郎議員

よく判りました。登校時には、交通安全上、危険性が高いということで乗り入れは行っていないということが判りました。現在の駐車場所や改善策では万全とは言えないが、問題解決に向け前向きに取り組まれていることが判りましたので、これで1点目の質問は終わります。

次に、2点目につきましても、要望、要請に対して、その都度真摯に受け止められて積極的に対策を講じられ改善されていることが判りました。

対策の中で、通学バスのスクールバス化とありますが、通学バスとスクールバスは同じではないかと思うのですが、どう違うのかお聞かせください。

○教育総務課長（大平 誠君）

通学バスとスクールバスの違いについて回答させていただきます。

まず、スクールバスについてですけれども、スクールバスにつきましては、児童生徒等の通学に供することを主たる目的として、運行されるバスをスクールバスと言っております。なお、乗車料金等を取らずに運行する場合は、法律による制限はなく、現在、盈進、柏原小学校の通学で利用しているバスは、スクールバスということになります。

次に、通学バスについてですけれども、中学校の通学に利用しているバスの1つが民間の路線バスでございます。2つ目に、一般住民の方々が病院や買物等に利用できる町公共交通バスを利用して通学するバスの2種類があるところでございます。

町公共交通バスにつきましては、当初、高齢者等の交通弱者対策として、一般住民が利用できる乗合自動車、コミュニティバスや乗合タクシーが運行されておりましたけれども、中学校の開校に合わせ、生徒の登下校便として活用することとされたところであります。

さらに、中学生の通学を優先する通学優先バスとして位置づけられまして、路線やバス停、発着時刻等の見直しを含め、再整備をされたものでございます。よって、民間の路線バスと通学優先バスの2つを中学校の通学バスと呼んでいるところでございます。

中学校の通学バスにつきましては、町地域公共交通網形成計画に基づきまして、交通体系やバス停、発着時刻など、協議会の承認や運輸局等の許可が必要であります。

また、一般住民も含めまして、乗車料金を支払って利用するバスということになるわけでございます。なお、この通学バスを利用する生徒の乗車料金につきましては、全額町が負担をしてい

るところでございます。

スクールバスとの違いにつきましては、通学バスの運行については、許可等が必要であること、また、利用に当たっては乗車料金が発生するところが異なるところでございます。

以上です。

○平山 俊郎議員

判りました。スクールバスは、児童生徒等の通学に供するために運行されるバスであること、通学バスは、民間路線バスの活用と町公共交通バスを利用するバスで、料金が要るが、全額町が負担していることなど判りました。

また、通学バスのスクールバス化に向け、教育委員会では積極的に検討されていることも理解しましたので、2点目の質問はこれで終わります。

3点目です。

駐車場所を鉄道記念館等に変更すれば、1点目、2点目の問題も解決するわけですが、いろいろな課題があるようで、保護者の方々の中には遠くなるなどの声もあると聞いています。

また、民間の路線バスの問題等もあり、なかなか早期解決には簡単ではないと思います。しかし、この問題は、中学校の再編統合時からあったわけですので、これまでの経緯や現状を踏まえ、生徒が安全で安心して登下校できる環境づくりに関係機関、団体等と取り組んでいただき、一日でも早く、この問題が解決することを要請しまして、私の質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、平山俊郎議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、14番、川口憲男議員に発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しましたデジタル化の庁舎内の推進、町内の取組について質問いたします。午前中の質問に同僚議員が同じ質問をして、私は少なくとも済むのかなと思ったんですけども、ちょっとそこは追及していきたいと思います。

町の総合進行計画の中でも、令和3年3月ですが、高度情報社会、インターネットの急速な普及に、日常生活や産業の在り方と新たなビジネスサービス、新たな技術やサービス、まちづくりに生かす手法の実践、意欲的な取組を掲げられています。

令和4年、今年の3月には、全町内で光ケーブルの工事も完了しましたと承知してありますが、町内においてはどうでしょう。インターネットの急速な普及、多くの人々がスマートフォンからインターネットへアクセスする時代、必要なとき必要な情報を自ら取得する時代へと環境は整いました。これからの地域への浸透が大事ではないかと考えます。

いち早く、学校関係ではタブレットを全児童生徒、教職員に配布し、授業への活用も始まりましたが、またここ数年のコロナによる学級閉鎖とスマート授業等にも、家庭での授業参加に大変

効果があったと承知はしているが、実際現場の実態はいかがなものなのか。

2問目で、教育長にその状況、問題点はないか質問いたしますが、さつま町として取組は遅きではないと思っておりますが、こうした取組から子供たちから親の方々へ、そして地域へと波及していくことが、この光ケーブル設置目的達成ではないでしょうか。光ケーブルの設置については十数年来の悲願で、その当時より観光業の方々、また、ほかの地域ホームページを知ることでも私たちも必要性を強く感じていましたが、町内全域で可能になりました。次は、いかに活用するか、町民の望みです。

先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたが、使い方によっては悪い方向、悪い方向ということはおかしいですが、悪いところに使われる可能性もありますけど、その使い方には知識が十分必要ではないかと思っております。

私もこのインターネット設置、光が通じるということで昨年の7月に申請をしまして、7月には接続可能ということで期待いたしましたが、それから約半年以上延びて、今年2月に光ケーブルが自宅までつながりました。しかし、今度はそのインターネットの接続が、パソコンが機器の対応ができず、これは機器が古いということで、対応しないということで、パソコンを買い換えてくださいという業者からの指示がありまして、今のところ予算がないものですから、設置できない状況にあります。私の持つスマートフォンとタブレットは、町のホームページが開けるようになりました。それで、町のホームページからいろんなことも模索してる状況です。これは多くの町民の方々も、この開設の対応に苦慮されている方が多いんじゃないかと私は感じております。

光ケーブルの設置に町のほうも国の多額の助成を受け、また、町も多額の費用を費やしました。当初の目標である高度情報社会に対応するには、まず庁舎内の対応がいかに進むか、今度の議会で補正予算案が上程されてますが、これが十分機能し、広く庁舎内、あるいは町内に普及することが大事じゃないかと思っております。議会でもペーパーレス化で、タブレット導入も今、行財政改革調査特別委員会で審議をしておりますが、この補正予算の果たす役目が効果が大きいと考えております。

さきにも述べましたが、光ケーブルの効果が町民の暮らしにいかに活用できるか、超高齢化社会であります。高齢者から若者が活躍できる場も生まれることじゃないでしょうか。庁舎内、議会、まず商工業関係、まずはできる人ができるところからではないでしょうか。

それで、光ケーブルが町内に完備されましたが、デジタル化を推進することは地域への新たな風を起こすことになる。町民にデジタル化の意義や効率化を進める取組をいかに進められるか、推進目標年度や達成率を設定する考えがないか、また、光ケーブルの設置後の町内におけるインターネットの普及率と町民生活への効果をどのように考えていらっしゃるのか。

2番目に、教育委員会のほうにGIGAスクールの推進をしまりました。昨年9月の定例会において、コロナ禍によるICT教育の取組等について一般質問を行いました。現在は依然としてコロナがまん延し、学級閉鎖等の措置が取られている状況にあります。学力への影響やリモート授業の効果についてどんな動きなのか、教育長に質問いたします。

これで1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、川口憲男議員から頂きました質問に対しましてお答えさせていただきます。午前中の上久保議員の答弁とかぶるところがありますけれども、御了承頂きたいと思います。

本町の光ブロードバンドの整備事業につきましては、御案内のとおり、令和2年度から3年度までの2か年にわたりまして、総務省の補助事業を活用しまして、未整備地域の解消を行ってきたところであります。この整備によりまして、町内全域の希望する家庭等においてインターネット通信等の利用が可能になり、本町のデジタル化を推進する上で欠かすことのできない一番の整備が図られたとされているところがございます。

午前中、上久保議員の質問にありましたが、本年4月から本町の庁舎内にICTの推進アドバイザーをお願いしまして、民間のほうからお越しいただいておりますけれども、本町のデジタル化につきまして、様々な観点から御助言を頂いているところであります。デジタル化による業務効率の改善、DX化による隣接自治体との差別化を柱にこの推進をするということでございまして、多額の費用を費やして整備した光ブロードバンド環境を有効的に活用するために、方策をさらに検討していきたいと考えているところであります。

具体的な推進目標等の設定につきましては、デジタル技術が日進月歩の状態にありますことから、行政事務のデジタル化に関する政府と地方自治体との役割分担などが今後順次、定まってくるものと考えているところであります。これにつきましては、細かい状況を見ながらの部分もございまして、細かな設定ができにくい状態にあります。事務事業評価等において、目標年度や数値目標を設定した中で取りまとめていきたいと考えているところであります。

次に、2点目のインターネットの普及率の関係等でございます。

光ブロードバンド基盤整備事業後の回線提供事業者のNTT西日本鹿児島支店が把握している本年3月末時点の町内の申込率は、27.7%になっているところであります。この数字が有線で各家庭等への光ケーブルの引込みの数字でございます。インターネット通信はこのほか、スマートフォン等の携帯電話や回線工事不要のモバイルルーターでも可能でございまして、利用されている方はまだ多いものと思われているところであります。

インターネット通信の拡大によりまして、ネットワークセキュリティーの面での不安はありますものの、情報入手、発信したり、商品やサービスを購入、販売したり、SNSでコミュニケーションを取ったり、その活用範囲は幅が広いものがございます。我々の日常生活におきましても、電子化による行政手続の簡素化、児童生徒の自宅でのタブレット利用の拡大、町民の健康づくりへの波及等、その活用の幅は広大でございまして、今後の生活様式にも大いに変化をもたらすものとなっていくと考えているところであります。

今後、この町に対しまして何が必要なのか、何ができるのか、いろいろと多方面から検討いたしまして、これを確実に進めていきたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、GIGAスクールの推進について、学力への影響やリモート授業の効果についてお答えいたします。

GIGAスクール構想が始まってから1年が経過をしたところであります。この間、各学校においては、学年の発達段階や教科の特性に応じて活用の頻度は異なりますけれども、ほぼ毎日タブレット端末を活用するようになってきております。特に、調べ学習や意見交換の活動、ドリル学習などにおいて活用されており、授業の充実が図られております。また、密を避けるために、全校朝会の集会の場や学校行事におきましても、端末のリモート機能を活用してでき得る形で試行錯誤しながら実施しております。

まず、タブレット端末の活用が学力にどのような影響を与えているかという御質問ですが、

1月に実施しました「鹿児島学習定着度調査」においては、GIGAスクール構想が始まる前とあとにおいて大きな変化は見られませんでした。4月に実施した「全国学力学習状況調査」におきましては、2月、3月の臨時休業中のタブレットを使ったリモート授業の影響が、何らかの形で出るのではないかなと予想しております。8月に結果が公表されることとなりますが、全体の結果を受けて分析をし、タブレット活用の効果を検証するとともに、不十分な学習内容がある場合は再学習をさせるなど、定着を図るように各学校を指導してまいりたいと思います。

学力は、授業、家庭学習、指導方法など様々な取組が積み重なり形成されるものでありまして、タブレットはあくまでも学習を進めていくための道具であり、タブレットの活用が学力に直接的に結びつくものではないと考えております。がしかし、児童生徒たちからは、タブレットを使うのが楽しい、調べるときや発表のときなどに便利である、指導する先生方からは、学習したことを定着させるのにドリルアプリが便利である、授業の進め方が効率的になってきたなどの声を聞いております。

このことから、端末を活用することが児童生徒の学習意欲の喚起につながっているというふうを考えます。勉強にやる気が出る、学習意欲の喚起、これがタブレットの持つよさの一つでありまして、このよさを指導改善に生かしていきたいというふうに考えております。

次に、リモート授業の効果についてですが、コロナ禍の影響により、やむを得ず学級閉鎖や自宅待機などの対応を取った非常時において、リモート授業を実施しました。

学校からは、授業に参加し先生の話聞くだけでなく、タブレットを使って学級の友達と話し合うことができた、あるいは自宅で与えられた課題を行うだけの学びよりも効果を感じる、あるいは学級としての一体感を感じた、学習の遅れをそこまで大きくは感じなかったなどと前向きに評価する一方で、定着を図ることができたのか、見届けが必要などのリモート授業における課題もまた明らかになってきているところであります。

このように、タブレットを使ったリモート授業は、有効な学習方法でありながらも決して万能ではなく、タブレットに過度に期待をすることについては、より慎重であるべきであるというふうに思っております。タブレットそのものが学習の対象ではなく、学習の活性化を図り、児童生徒の学びが充実するための使い方を考えていくことが大切だというふうに考えております。授業は、担任と児童生徒が向き合って、学びを深めていくことが基本であります。対面で進めていくというのが基本であります。

タブレット活用とこれまでの学習の仕方のバランスを取りながら、児童生徒一人一人の学習状況や学習の遅れがないか、きちんと見届けながら授業を進めていくことを、町教育委員会としましても継続して指導を行ってまいりたいというふうに考えております。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○川口 憲男議員

大変申し訳ないんですけども、町長ちょっとお待ちいただきまして、教育委員会のほうから先に質問したいと思います。

今さっき教育長のほうから答弁頂きました。教育委員会といいますか、学校内のGIGAスクールについての活用方法を今、述べていただきました。非常に端末を利用することで、児童生徒の学習意欲が伸び、喚起にもつながっているという情報を頂きました。

ただし、私もこのデジタルを勉強する中で、非常に横文字が多くてどうなのか。今、学校なんかでもリモート授業を取り扱っていらっしゃると思うんですけども、果たしてそれがこうして対面して行って、実際子供たちとどれだけ伝わるのかなと思っておりましたけれども、教育長の答弁を聞きますと、非常に子供たちにもそれが知れ渡って、いろんな学習教材としての活用が

なされているということを知るところでございます。

その中で、今、その学校の中のほうは非常にそういうふうに進んでいると。以前だったですかね、ちょっと誰かの質問のところがありましたけど、教育長の話の中に、まだ導入期でこれからの対応を非常に苦慮しているという言葉がありました。

そこで1点、私はお聞きしたいんですが、教育長、今、学校生活の中で、いろんなリモート授業の成果等を活性化等を模索されてますが、いまだ登校ができない子供たちがいることも承知してるんですけども、やっぱりそういう子供たちもタブレットを持たすことによって、そのタブレットを開けば学校の状態が判るということが出てくるんですけども、そういうところの子供たちに対しても、そのタブレットの貸出とか、それでリモート授業ですか、そういうことができないものなのか、そこ辺りの考え方的にどういうふうに、タブレットあるいはリモート授業の活用策を感じてらっしゃるのか、そこ辺りをもう一点聞きたいと思います。

○学校教育課長（岩脇 勝広君）

ただいま御質問のありましたことに対する回答をさせていただきます。

例えば、小学校の例で申し上げますと、授業を録画したデータを入れましたタブレット端末、これを保護者がまず学校のほうに受け取りに参ります。そして、そのタブレット端末を自宅に持ち帰るということになります。で、子供たちはそのタブレットを見て、その日の授業内容を自宅にいながら再現できる、学べるというような機会を設けております。

また、学校に来れずに自宅にいる、今、お話でしたけども、例えばふれあい教室、適応指導教室と言われるふれあい教室ですね、そういったところにおきましても、どんな状況かというところで、実は先週の6日でしたけれども、「さつまる〜ム」に通う児童生徒のタブレット学習の状況をちょっと確認させていただきました。その結果、NHKのサイトにつながったタブレット端末を使いまして、動画を見ながら教科の学習を楽しくしているということも確認できたところでございます。

このように、議員が御心配されておりますように、自宅にいながら、またそういった適応指導教室にいながらでもタブレット端末を使いまして学習ができるように、今後もまた環境づくり、積極的に取り組んでいければと思っております。

以上でございます。

○川口 憲男議員

学校の中において、そういうふうに今タブレットに録画した分を子供たちがそれも見て勉強していると。非常に私、それがいずれは100%ではないにしても、今、学校に来たくない理由とか、いろんなことで学校に行けないあれがあると思うんですけども、そういうことを見ることによって、友達動きとかいろんな学校の動きが判りゃ、そりゃ行こかいねちゅうことはおかしいですけど、明日から行ってみようかなという気持ちも生まれるんじゃないかと思えます。

まずは一つから、動いてみないことには判らないことですが、学校のほうでもタブレットの貸出しについては要望に応じているというようなお話でしたので、ぜひこのコロナがまん延している中で、やっぱり学校と同じような授業状況が判るシステムは、教育委員会いち早くタブレットも導入したわけですから、そこ辺りを広く窓口を開いて父兄の方々へも貸し出すとか、そういうことはしていただきたいと要請をしておきます。終わります。

さて、最初の1問目に町長、移りたいと思うんですけども、このデジタルという言葉、デジタル化の時代になってきまして、非常に横文字が多いですね。今さっきもお話ししましたが、リモート授業とはどうなのかとか、タブレットの活用とかどうなのかと、ICTとかいろんなのがあって、私も横文字の辞書を引き出しながら、言葉を確認しながら質問書も作ったんですけども、

非常に無理な点、無理な点ちゅうことではないですけど、勉強する点が多いです。

まず、1つ目の庁舎内の取組をお聞きしたんですけれども、総務課のほうで、今度の補正予算の中でも、この施設をもう一段格上げした国の補正予算を使って広めていくということをお聞きしました。非常にいいことだと思うし、いち早くしてほしいのが今に来たんですけれども、これがどういうふうに動くか非常に期待をしているところです。

そのために、先ほど上久保議員の質問の中にもありましたけれども、庁舎内の職員のデジタル化の勉強会あるいは取組、そこを重要視していくということをお町長も申されました。私も、まだ職員の方々もこういうふうにして、あれが必要なのかなと思ったんですけど、私以上に勉強が行き届いて大丈夫じゃないかなと思いましたが、職員のDXの資格の取得とか、町民の方々のデジタル技術を生かした窓口案内、ホームページの活用、こういうことを取り入れていくということだったんですけれども、この職員の勉強は随時なされていくと思うんですが、町民へのこの窓口案内、これをどういうふうに生かされていく考えなのか。一番いいことだと思います。だけど、町民がそれにどれだけ今、対応できるか、そこが問題だと思いますけど、この町民への窓口案内等をどういうふうにして広めていかれる考えなのか、ちょっとそこをお聞かせ願いたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

細かい部分については、また総務課長のほうが答えると思いますけれども、私は全体的な観点から申し上げさせていただきたいと思います。

このデジタル化の流れというのは、午前中もお答えしましたように、もう流れを止めることはできませんし、これをどんどん進めていかなければならないということで、まず我々、行政職に携わる者がしっかりと把握してこれを理解して進めていくと。それが町民の方々へどういうような波及効果が出ていくのか、それがまた経済効果にどうつながっていくのかということが肝要かと思っていますところでもあります。

そういうことで、この職員の関係につきましては、しっかりとそれぞれのポイント、ポイントはいろんな職員がそれぞれ理解しているかもしれませんが、やはりこれをしっかりと横につなげて活用していくということが今後肝要かと思っています。それをいかに活用して、いかにこれ発展させていくかというような検証も随時やっていきたいと思っています。

幸いにも、今年4月からICTの推進アドバイザーということで来ていただいておりますので、このアドバイザーを有効的に活用させていただきながら職員のレベルを上げていって、しっかりとまた町民の方々、地域の方々にも抵抗感なくデジタルへの中に入っていただけるような雰囲気づくり、醸成づくりをしていきたいなと思っていますところでもあります。

また細かなところについては、担当の総務課長のほうから説明させていただきますのでお願いいたします。

○総務課長（角 茂樹君）

デジタル化をどう進めていくかということなんですが、我々が今現在呼んでいるのは行政のDX化ということで、今進めているところでございます。そうした中で将来的には、電子申請あるいは庁舎内における電子決済、こういったものへスピード感を持って取り組んでいかなければならないと思っています。こうすることによって、住民の方々においては、そういった手続が進むことによって、こういったDXに対する対応というのが進んでいくのではないかというふうに感じております。

御承知かと思いますが、今月1日には政府のほうから、デジタル化に関するデジタル田園都市国家構想の実現に向けた基本方針案というのが示されております。こういった中で、政府が国、地方のデータ連携の基礎基盤を政府主導でやっていくということがまず一つ上がっておりまして、

それ以外にはいろいろまた議論の中で出てくると思いますが、デジタルの弱者、高齢者を主体としたデジタル弱者のために、デジタル推進委員を今年度中に2万人養成をするといったような方針も出されております。

先ほど言いました、業務や住民手続をデジタル化した自治体を2024年度末までに1,000自治体に上げていくということです。全国の自治体が今1,700余りの自治体になっておりますので、半数以上をこういったデジタル自治体のほうへ格上げをしていくように、政府が支援をしていくというような方針も出ておりますので、我々はこれに遅れることなく対応を進めていかなければならないと考えております。

将来的には、そういった電子申請、電子決済、そういったものも含めて、町民の皆様においては、以前議会のほうからも御提案がありました、受付窓口において住民の方が来庁されたときに、タッチパネル式でとかいった御提案もありましたので、そういったものも含めながら、このデジタル式の、加えて多言語で対応ができるようなデジタルサイネージの案内板とかいったものが、こういった活用ができるかといったところまで含めながら、今検討は進めているところでございます。

○川口 憲男議員

町長あるいは総務課長の説明を受けました。

私たちの議員のほうも、いろんな冊子、いろんなところの中で今、総務課長の説明にありましたように、窓口からどういうことを進めていくか、さっき私、町長に申し上げましたように、職員の教育をどういうふうにしていくかということも言ったんですけど、やっぱり受付窓口のところはどういう、まず1のところはどういう対応ができるかちゅうことが一番のことで、例えば、午前中の質問の中にあるっていうのもありましたけれども、マイナンバーカード、国が申請を進めまして、うちの町でも、ちょっと私のも情報が遅いんですけども、たしか二十五、六%しかさつま町の中でないということだったんですけども、そういうような状況の中でマイナンバーカードも進めてきた。マイナンバーカードを進めて、今は、先ほど質問ありましたように、免許証あるいは健康保険証、これもそれに追隨して出ていくんだよということでした。

私も窓口のところで、マイナンバーカードの受付といいますか、切替えが10年したらまた新規で作っていかなくちゃならないと、5年目のもので通知が来ましたので行ってみましたら、一応これはこれこれだということでしたんですけど、まあ、その職員はうまく対応してくれたんですけど、我々受ける側がどうしたらいいのか、先ほど総務課長がタッチパネルでどういうってことだったんですけど、まだそこまでできていかなかった。それを今後もっと充実させていく、これが今回の今、総務課で進めてらっしゃる1つの手じゃないかと思っております。

私なども、議員みんなもらってると思います。入り口や多様性を確保、内部業務をデジタル化で統一、完結、こうした表グラフのところ、1つの窓口に行けばそれが、同じようなのが庁舎内にずっと行くという図式の資料ももらっております。これがやっぱりデジタル化の一番の方向性じゃないかと思っております。

だから、まず庁舎内の、先ほど職員の教育ということをおっしゃいましたが、そこがどういうふうに進めていくか、私たちが今、ペーパーレスにするということでデジタル化を進めてますけど、議会自体もこういうような紙資料じゃなくてペーパーレス、タブレットでどうしていくか、これも一つの状況じゃないかと思っております。まず、町民にいろいろな情報発信する前に、この庁舎内がどういう動きをするかということだと思います。町長のさっきのお答えにもありましたけれども、まだまだ町民にそれが伝わるというのは、一気には無理だと思います。

先ほど教育委員会を先になぜしたかというのは、3年前だったですかね、タブレットの配布を

して、子供たちが授業にタブレットを使うなど、教育長の話にやっどこさ入り口が見えたちゅうんじゃないかと思って、一つの目安が出てきたという話を聞きました。全くそうじゃないかと思っております。このデジタル化を進めていく中では非常に時間がかかるし、いろんなところでこれをどういうふうに活用していくかということが大事だと思います。

町長、もう一回、再度ですけど、職員へのデジタル化、いろんなところでそれを進めていくことの意味は判りました。していかんやいかんちゅうことも判りましたし、そして後ずさりできない、うちの町だけせんちゅうわけにいかない、これはもう先々にしていかなければいけないことなんですけど。町民にやっぱりこういう方向性を、例えば住民手続はどういうことでできますよとか、何々はもうどういうことでできますよ、デジタルでどういうことでできますよというその段階から説明すべきだと思うんですよ。その方向性をどういうふうにして町民に知らされるか、総務課長でもいいです。

○総務課長（角 茂樹君）

町民の皆様へ利便性の向上を図るために、こういったデジタル化を推進を図るということでございます。そうした中で一気に、政府の方針等見れば、年限を切って大々的に進めるんですけども、こういったものは、やっぱり町民の皆様方に一気にお示しをしたところでも、なかなかこれは難しいんじゃないかなというふうには考えております。ですので、特にこの窓口での対応として、今、御指摘のありましたような住民カードでありますとか、免許証でありますとか、身分を保証するようなものを通じた手続の簡素化、そういったものがまずできないかということにつながっていくんじゃないかなというふうには考えているところです。

こちら辺については、国と地方の間において役割分担、あるいはそういった統一様式的なものが今後詰めていかれるということでございますので、その動向を見極めながら活用方法というものは、整理をしていきたいなというふうには考えているところでございます。

ですので、今の段階で町民の方々へどういったことをお示していくかということについては、いろいろなメニューが、先ほどおっしゃったように、デジタル化については非常に汎用性が多いですので、そういった中で、本町にとってどれが一番町民にとってベターな方式であるのかといったことは、しっかりと選別をしながら対応させていって、それをまた住民の皆様へ周知をしていくという段階を踏まえさせていただきたいと考えております。

○川口 憲男議員

先ほど申し上げましたように、まずできるところから、誰がどうするか、そしてそこを広めていくか、今、課長の説明にありますように、一体的に町民にぼんと投げ込んだってできるはずがないと思ってます。教育委員会のほうも、授業の中で地道にやってきた成果が今、上がってきているわけです。それが、これよりまだ上に望むところなんですけど、庁舎内においても、先ほどおっしゃったように、まず職員の教育をしていく、あるいはできるところからと申し上げましたけど、まず議会の中でそういうタブレットの利用・活用がどういうふうに進めるか、庁舎内でどういうことができるか、予算も計上してあったと思うんですけども、そういうふうにして動きを、どんどん庁舎内で進めようという動きが見えますから、まずそのところどういうふうな形でしていくか、それをして町内にどういうふうに進めるか、それが大事じゃないかと思っております。

ぜひ、先ほど申し上げましたけど、言葉おかしいですけど、後ずさりできないというか、国がこれだけ進めてるんですから、さつま町もそれに応じて先に、先んじてせいちゅうことじゃなくて、やっぱしそれに遅れを取らないような方向性でやっていくということが必要じゃないかと思うんですけど。

その中で町長、再度お聞きいたしますけれども、先ほど答弁の中にも光ケーブルの設置がNTTの調べで27.7%ということだったんですが、実際この町内に2年かけて光のケーブルを設置したと、そういう意義が町民に知れ渡っているものなのか、それは100%来てるよということじゃなくてもいいんですけど、大半の人がそういうことを意識してるよということでもいいですから、そういうのを感じてらっしゃるか、その辺りをちょっとお聞かせ願いたい。

○町長（上野 俊市君）

光の関係等については、先ほど申し上げましたように27.7%と、NTT西日本のデータでございますけれども。私も、町内のものづくり企業とかいろいろ訪問させていただきまして、この件については前から早く引いてほしいと、早く整備をしてほしいというお話があったところでありまして、やはり企業側にとりましては、大きなデータを扱うにはこの光が整わんことには業務にも支障が出るというようなことでありましたので、そういう企業のほうからの今回の整備よっての話は、非常によかったと、もう少し早くしてほしいんだがということでしたけれども、整備が済んで非常によかったというお言葉も頂いているところであります。

また、個人的にもされている方々につきましても、やはりこの光が整備されるということは、それを活用して私事、それから仕事に関しても使われる方々については、非常に有効であるというお話は承っているところであります。

全体的にどれぐらいがこの光の関係等について、また最初申し上げましたけれども、インターネット通信以外でスマートフォンとかモバイルルーター等を使っての取扱いという数字は、どれくらいあるかというのはつかめていませんけれども、全般的にこの整備によって非常によかったという声は聞いているところであります。

○川口 憲男議員

町長おっしゃるように、末端のところまで何%とか、何人とかいうのは、ちょっとこの流れ的に無理なところはあると思います、私もそこは承知しております。先ほど町長の答弁にありましたように、このインターネットの設置、光の設置、これは先ほども私は、初回のときにも申し上げましたけれども、私の合併以来の念願というか、非常に町内からも言われたのが「ないごてさつま町には光が来んとよ」と、「ないごて町はせんとよ」と言われたことが非常にあります。しかし、そのときはもうNTTの管轄で、私たちのところではどうにもできませんちゅうのが、3年ぐらい前には国の補助でこれが完全にできると。非常に喜んでいらっしゃる面、それからよそから来られた人たちがさつま町に光が通じたと、光ネットでいろんな情報ができるということを喜んでいらっしゃる方は、私の聞くところには多いです。

それともう一つは、先ほど同僚議員の質問のところでも答弁なされたように、担当課を設置して、これから光のことについて推進アドバイザーですか、していかれるということでしたけれども、いろんなマスコミ等を見ると、やっぱり今このデジタルの時代は、必ずしも我々のこの会議にしても、ここに寄って会議をするんじゃないして、もう家において会議をしながらというのが出てくる。いろんな仕事が東京でデスクで仕事してるのに、こっちからして両方で、こちらにおいて、こちらの情報で向こうに流すと、そういう情報に非常に速いスピードで動いている状況でございます。

そういった流れの中で、やっぱり先ほど町長のお話にありましたように、観光業とか、私の一番身近なところは旅館業なんですけれども、この人たちが、ある一部のところはもう旅館はインターネットを通じて申込みをしたり、いろんなことができてるといってをされてますけれども、その願いが一番だったわけですけど、いち早く全町的にこれができるっちゅうことであれば、非常にまた進歩が速いと私は思います。

そこでもう一点、町長、大きなところで、これから災害が起こるであろうちゅう言葉はおかしいですね、災害の雨期の時期に入りまして、非常にこのあれがあると思います。こういった点も、私も今ほとんどタブレットかスマートフォンで気象情報とかいろんなことを知れてるんですけども、これもインターネットとかいろんなことで知り得る情報じゃないかと思っております。これから先そういうふうになるんですけども、これも町からいち早く町民の皆さんに発信できるのもこれじゃないかと思うんですけども、これは先ほど総務課長からあったようにこれから先の取組だと思んですけど、ここ辺りもいち早く取り組まれるような状況に持っていけないものなのか、つくづく私は感じております。

今朝も雨が降りましたが、あれは予報にない雨が降ったのはどうかということで、タブレットを動かしてみても瞬時的だったというのが知れるんですけど、いち早くこういうのも町民の方々が知れるちゅう、こういう情報発信の社会ですから、ここ辺りにやっぱりまちを挙げて動く、そういうようなシステムづくりは、総務課長、一概にはいかないということは判りますけども、いち早く進めていくべきだと思んですけど、その辺の考え方は町長、どうでしょう。

○町長（上野 俊市君）

先ほど災害の話も出ましたけれども、やはり、特に我がまちみたいに、中心部を川内川という大きな川が貫流しておりまして、過去にも大きな災害があったところでありまして、やはりいち早くその情報を伝えていくということで、このデジタル関係、とにかくインターネットも含めまして、これを活用しまして、いち早く情報の発信というのはしていきたいというのは私も考えているところであります。

先ほど来ありますように、できることは、取り入れることができるものはもう早くとにかく進めていって、町民の方々の安全、安心につながる部分は特に、やはりしっかりとこういうものを使いながら、的確な情報発信に努めていきたいと思っております。そのようなことから、できることはもうどんどん、先に先に進めていきたいということは、もう変わりはないこととございますので、これから雨季も向かいますけれども、できることはどんどん取り入れながら、また改めるべきは改めながら、しっかりと有効活用していきたいと思っております。

○川口 憲男議員

力強い言葉を頂きました。本当是非、おっしゃることもそのものですから、別に反論するところもございません。的確な情報発信を町民にするということが一番大事じゃないかと思っております。そのためには、町民の家にも居間のところにパソコンなりタブレットがあって、それから町報のいろんな情報が入ってくる。今、町長が防災無線でされてるのが、実質目の前に町長がおって発信されているちゅうような方向性になっていく、そういう時代になってくると思っております。

私たちが意識改革をしていかないことにはこれは前に進まない、こういうことを言われている方もいらっしゃいました。どしここういうような方向性を持ってないかいしても、自分たちが意識を改革せんことには何にも前に進みませんよ、それは従来のままの形が残りますよちゅうことも、述べてらっしゃる、まあ評論家ですかね、方もいらっしゃいます。

人口減少社会においても、どういうふうに対応するか、やっぱしそこにどういような、今まではいけんすれば、子供を増やし、ないかいすることだったけど、そうじゃなくして今度はこっちで外から呼ぶ工夫、先ほど申し上げました、リモート発信としてこっちから仕事ができるちゅう方々を呼ぶ、そういうところもありますから、そういうところの意識改革を持っていくのが、やっぱし私は町民じゃないかと思っております。町民であるし、またこういう仕事に就いている私たちじゃないかと思っております。

是非、長々申し上げましたけれども、デジタル化が始まるということで、前に進む、非常に私

たちも勉強せにやならんところが多いと思いますけれども、そういうところの発信を庁舎が、行政内が中心になって取り組んでいただく。今度始められる、ちょっと名前あれしましたけど、総務課で取り上げられるこの事業、是非ちっと突っ走り過ぎじゃなかかちゅうぐらいのほう、庁舎内に進めていただきまして、まずは職員の中から、次にできるところからということも言いましたが、議会に投げかける、いろんなところに投げかける、こういうことを進めていただきたいと思います。

最後になりますけども、町長のデジタル化に関する関心については、もういろんなところで発表しておられますから深くは申し上げませんが、是非こういうせつかくの補正予算も出されたわけですから、このところを強く事業計画を推進されるように要請して、私の質問は終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここで演壇消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午後1時54分

再開 午後1時55分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

次は、4番、橋之口富雄議員に発言を許します。

〔橋之口富雄議員登壇〕

○橋之口富雄議員

一般質問、1日目の最後の質問者になりますが、よろしくお願ひいたします。

先ほど古田議員が言いましたように、私も議員になってちょうど1年が過ぎました。いろいろ勉強になり、また何でこういう疑問があるのか、また何で進まないのか、我々民間と行政との違いをこうも違うものかと、つくづく感じている現状でございます。

一般質問を今回もさせてもらいますが、コロナがもう発生しまして3年が経つわけですが、この質問書に書いてございますように、新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、5月の連休の人口の移動、また学生のマスクの規制緩和、各地のG o T o トラベルの発行など落ち着きも見えるが、コロナ禍で疲弊し、なかなか厳しく、先の見通しが無いのが現状である。しかしながら、アフターコロナに向けた対策を取っていく必要があると考える。今後、町はどのような経済対策を講じていく考えであるか、1点目にお聞きしたいと思います。

それと2番目でございますが、このコロナがある程度落ち着く中で、町長によるトップセールスや観光客誘致などが重要になると考えるが、どのような方向性で取り組む考えかをお聞きしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

〔橋之口富雄議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

橋之口富雄議員からの御質問にお答えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染の関係等については、午前中の上久保議員のところでもお答えしまし

たが、現在、新聞報道等でも御案内のとおり、いまだ鹿児島県内においても500人で推移しているというような状況下にあります。本町におきましても、連日、数名ではございますけれども、いまだ感染が確認されているという状況下にあります。

町におきましては、こういうコロナ禍の中、昨年度第2弾のさつま応援商品券をはじめ、さつま町エール便、商工業者・農業者への事業継続支援金等を実施しまして、事業者支援を行ってきたところでございます。本年度におきましても、当初予算に掲示をいたしておりましたが、第3弾のさつま応援商品券をはじめ、国におきましては、新たな新型コロナ対策と併せまして、原油価格・物価高騰等に活用できる緊急対策も示されてきているところでございます。国、県の支援対策の状況を見ながら、本町としましても、今会期中に御提案したいということで行政報告の中で申し上げたところでございます。

また、アフターコロナを見据え、これまで中止になってきておりました町のイベントや、それから各地域で実施されておりますイベントの実施など、それから地域の特性を生かし、外からの誘客を図り、経済の活性化につなげていければと考えているところであります。

また、SDGsの関係、カーボンニュートラルなど取組も併せながら、これからのまちづくりのビジョンという形で、これも進めていきたいと考えているところであります。

次に、町長によるトップセールスや観光客誘致などの関係等についてでございます。

トップセールスに関しましては、令和2年、令和3年と大阪でのトップセールスが計画されておりましたけれども、いずれも新型コロナウイルス感染症の影響で実施ができなかったという状況にあります。私も就任してから、このトップセールスの関係等については、今、申しましたように、コロナの関係等で実施ができなかったという状況にあります。

これまでは、北さつま農協の組合長と一緒にしまして、福岡の中央卸売市場や東京の豊洲市場等々に出向きまして、新ごぼうの販売、ハウスきんかんの試食宣伝等を行いながら、本町の農産物のPR、併せまして観光関係のPRも行ってきたところであります。

今後におきましても、本年10月、全国和牛能力共進会が52年ぶりに鹿児島県で開催されず。県外から多くの来県者が予想されますので、本町農産物や農産物加工品、また地域ブランドとして本年3月に誕生しました「薩摩のさつま」の認証を受けて、商品等の積極的なPRにまた努めてまいりたいと考えているところであります。

観光客誘致につきましても、国内旅行をはじめ、海外の観光客についても受入れが緩和されつつありますので、これからインバウンド等により観光業が活発化することが予想されます。本町におきましても、本年度、観光振興基本計画の策定も計画しておきまして、今後、観光客誘致に向けたハード・ソフト両面の取組を行ってまいりたいと考えているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○橋之口富雄議員

今、町長のほうから答弁がございましたが、さつま町の基幹産業であります1次産業の農業で、先ほど町長答弁されましたように、今年の10月、全国和牛能力共進会が鹿児島県で開催されるわけですが、このさつま町のさつま牛は全国的にもトップレベルにあり、全国から買い付けに来ていらっしゃるのも聞いております。

看板が今、文化センターの下のほうに1枚だけさつま牛の看板がありますが、国道が3本も通っている中で、和牛だけじゃないんですが、我がまちは「竹のまち、牛のまち、温泉のまち」ということもあります。特色のあるまちづくりをするために今、新聞なんかでも一生懸命取り上げられております和牛につきまして、どんどん宣伝するべきでないかと思っております。せめて、国道が3本ありますから、二、三枚ぐらいはさつま牛の看板を民間と一緒に取組む考え

はないか、ちょっとお聞きします。

○町長（上野 俊市君）

私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

議員のほうからありましたように、和牛の振興を図るという目的から、平成29年度に文化センターの下のちょうどグラウンドの入り口に1基といいますか、看板を設置いたしたところがあります。私がちょうど農政課の時代に話があったところでありまして、そのときも、1枚だけじゃなくてやはり数枚設置してもう少しPRすべきじゃないかという御意見等もあったところがありますが、そのときは1枚になったところでもあります。

今回また、全国和牛能力共進会が鹿児島であるということもあります。今後、また地域振興を図る上でも、畜産、農林水産業の生産額の75%以上はこの牛、豚、鶏が占めている、この畜産が占めているところでありまして、中でもこの和牛の関係等については大きく占めているところでありまして、本町の基幹産業となっております。そのようなことから、さつま牛としてしっかりとPRしていくということは非常に大事かと思っております。

これについては畜産の振興会もございまして、その場でまたいろいろとお話を聞きながら、どういう形がいいのか、こういう看板だけじゃなくてまた違った対策を取ったほうがいいのか、そこ辺りも含めて振興会等のほうでも協議を進めていきたいと考えているところでもあります。

○橋之口富雄議員

是非、さつま町の牛に関しては全国的に非常に有名なわけですから、そこら辺を是非取り組んでいただきまして、民間と一緒に頑張って看板のほうも何枚かつけてもらえれば、またさつま町に来町された方が非常に「ここはさつま牛のまちだ」ということで、全国的にもアピールできるんじゃないかと思っておりますので、是非そこをお願いしたいと思っております。

それと今、現在進行中の「薩摩のさつま」で、行政、農協、特産品協会、商工会、垣根を超えた取組になっていますが、このロゴマークもできていますし、ここら辺を名刺やポロシャツとか、キャッチコピーなども統一してオールさつままで取り組むべきだと考えておりますが、今後どのようにそこら辺は考えていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○町長（上野 俊市君）

もう議員のおっしゃるとおりでございまして、私も、この「薩摩のさつま」が動き始めましてから、もう、すぐ自分の名刺の裏にもしっかりとロゴマークも刷り込み、PRも兼ねながらやっているところでもあります。また、人流が今後動き出すと、いろんなところでのイベント、それからさっきありましたようにトップセールスという機会も出てまいるかと思っております。先般も農協の生産部の部長とも話しましたんですけど、このロゴが入ったハッピーやら作って、のぼり旗とかいろいろありますので、それ以外にまたそういうハッピーを作ったりとかしながら、PRをしていく必要があるなということも話しましたところがございます。あとはまた、これを幅広く進めていくには協議会も中心になりながら、あと生産者、それからそういう事業者の方々と一体となって進めていきたいと思っております。

○橋之口富雄議員

ありがとうございます。今、そういうことでやってもらえれば、非常にまたいい方向に進んでいくんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで今、看板が、国道が先ほど言いましたように3本あるわけですが、看板がばらばらで、商工観光PR課、農政課いろいろあるんでしょうが、統一化はある程度できないものでしょうか。そこら辺をちょっとお聞きします。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

看板のデザインの統一化ができないかとの御質問でございますけれども、町内の観光看板のデザインにつきましては、梅や竹、それからホタル舟、キャラクターなどそれぞれ様々でございます。デザイン統一につきましては、第2期の総合戦略で美をキーワードとしたイメージ戦略として、色によるさつま町のイメージアップ事業を掲げておりますので、まちの色、さらにはデザインについて、今後協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○橋之口富雄議員

一応、私の質問はこれで終わらせていただきますが、人材の支援と、さつま町産の子牛などの基幹産業に対する支援を手厚く要請いたします。また、質問の中でも語りましたが、観光看板の重要性、さつま町の顔、第一印象なのでぜひ統一化を検討し、実行していただきたいと思えます。このことを強く要請して、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、橋之口富雄議員の質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は全部終了しました。明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時10分

令和4年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

令和4年6月10日

令和4年第2回定例会一般質問
令和4年6月10日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
6	(15) 柏木 幸平	<p>1 災害対策について</p> <p>梅雨や台風の時期に入るが、昨年7月豪雨により大規模な災害が発生し、復旧が遅れている災害箇所も多く残っている。</p> <p>次の2点について問う。</p> <p>(1) 昨年9月議会において、豪雨に対応できる都市下水路整備や道路整備、ポンプやポンプ車の早期準備による内水対策、また、避難所体制等について一般質問したがどこまで対応されたか。</p> <p>(2) 復旧されていない道路、農地、山林の災害箇所が多く、2次災害などが起こらないか不安の声が聞こえる。現在の復旧状況と今後どのような対策を講じていく考えであるか。</p> <p>2 教育について</p> <p>最近、教育環境が著しく変化し、本町における学校生活で、子供たちに変化はないものか心配している。</p> <p>新聞報道では、コロナ禍におけるいじめや不登校、校則の見直し、ヤングケアラー、部活動指導など様々な問題が連日掲載されている。</p> <p>次の3点について問う。</p> <p>(1) 本町9校の校則は現代社会に合ったものか。</p> <p>(2) 児童生徒におけるヤングケアラーの現状と今後の対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>(3) 部活動指導の実態と指導の在り方についてどのように考えているか。</p>
7	(6) 上別府 ユキ	<p>1 高齢者の温泉入浴料一部助成について</p> <p>我が町は、紫尾温泉・宮之城温泉・鶴田温泉など温泉が豊富で、「温泉のまち さつま町」と大きく掲げ、観光に力を入れているが、その恩恵を町民の皆さんは十分に受けていないと思われる。たくさんの町民の方々に温泉を味わってもらい、健康増進の一助にす</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>るために高齢者などの方々に温泉入浴料金の助成交付金制度を実施する考えはないか。</p>
8	(5) 中 村 慎一	<p>1 町の振興方策について</p> <p>コロナ下に密を避け、自然回帰の動きがまだ続く中に、施政方針で示された「自然うるおうさつまへの取り組み」について、本町の自然や景観、農山村地域のグリーン空間等の資源を生かし、SDG s な取組として既存施設をフル活用し、田舎を売りにした取組を進める考えはないか。</p> <p>2 豪雨災害対策の進捗について</p> <p>(1) 昨年の7月豪雨から1年が経過しようとするが、被害が大きく早急な課題とされた懸案事項について、議会の質疑事項を踏まえて、進捗状況や懸案解消に向けた取組はなされているか。</p> <p>(2) 避難訓練・防災点検の在り方について、避難訓練や危険箇所の点検、把握に加えて、災害発生にかかる図上演習等によって消防本部及び全分団による一斉訓練や、避難所の運営にかかる訓練など、災害への対応力を養成する考えはないか。</p>
9	(10) 有 川 美子	<p>1 令和3年9月、12月議会の一般質問での検討事項について</p> <p>(1) 令和3年9月議会の一般質問における災害発生時の車中避難者への情報提供方法について、見直しをすとの回答だったが、その後どのようなようになったか。</p> <p>(2) 令和3年12月議会の一般質問における外国人との共生社会に向けた地域防災について、防災無線へのやさしい日本語の導入及び積極的な出前講座の開催を要請したが、その後どのようなようになったか。</p> <p>2 歴史と文化の薫るまちへの取組について</p> <p>(1) 町民憲章に「生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります」とうたわれているが、改めて本町の歴史と文化に対する町長の考えを問う。</p> <p>(2) 北薩広域公園の歴史ゾーン整備を見据え、本町の歴史と文化</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>を掘り起こし、新たな地域活性化へ繋げていく取組ができないか。</p> <p>(3) 小学生は1年に1校ずつ、さつま町文化財ボランティアガイドの協力のもと歴史散策パンフレットを作成しているが、実施校区が限定的である。今後の実施予定はどのようになっているか。</p>

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和4年6月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
高齢者支援課長	久保田 春 彦 君	子ども支援課長	藤 園 育 美 君
耕地林業課長	上谷川 征 和 君	商工観光PR課長	中 村 英 美 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	消 防 長	下 村 晴 彦 君
学校教育課長	岩 脇 勝 広 君	社会教育課長	永 江 寿 好 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「一般質問」を行います。

質問通告に従って、順番に発言を許します。

まず、15番、柏木幸平議員に発言を許します。

[柏木 幸平議員登壇]

○柏木 幸平議員

皆さん、おはようございます。

一般質問、2日目の1番目でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、災害対策についてですが、線状降水帯によるゲリラ豪雨が発生する季節になり、洪水避難地区においては憂鬱な時期になりました。

また、先月、豪雨期に備え虎居の川内川河川敷で合同水防演習が行われるなど、町長はじめ関係課では、避難体制や災害対応への緊張が高まっておられることと推察いたしております。

さて、昨年の9月議会で大雨災害対策について5項目の質問をいたしました。そのうちの3項目について再度質問をいたしまして、確認いたしたいと思っております。

まずは、都市下水路や道路のインフラ整備をして、内水による通行止めの解消はできないか、2点目に、町で管理する都市下水路の排水ポンプの早期準備と配置、それと国交省が管理する虎居樋門のポンプ車の早期要請と早期配備による内水対策、3点目に、避難所の見直しについてはどのように検討されて、結果はどうだったのか、お伺いいたします。

次は、災害の復興状況についてですが、関係課の職員におかれては、昨年7月の膨大な災害箇所の査定作業で大変な御苦労と労務をされたと聞いております。感謝をいたしております。

また、災害工事関係者におかれましても、現在、河川災害などの工事を急ピッチで作業されており、労をねぎらいたいと思っております。

町内では災害の規模が大きかったため、至るところで災害の爪跡がまだ残っております。被災された方の中には、まだ復旧工事が始まらないので、次の大雨が心配だと言われております。

これまでの報告では、農地415件、林道29件、道路140件、河川78件の災害ということでしたが、現在の復旧状況と今後のスケジュール等についてはどうなるのかお伺いいたします。

次は、教育についてですが、まず、本町の学校の校則についてです。

今年2月の南日本新聞社の社説で、校則見直しの記事があり、文部科学省は昨年6月、社会の常識や時代の進展を踏まえて校則を絶えず見直すよう各教育委員会に通知したとのことで、校則で一定のルールを設けることは規範意識を養うためにも必要だ、一方で、現状に合わなくなったと判断すれば修正するのは当然と言える、と掲載されておりました。

私たちが育ったころは、校則の矛盾は感じては必ず守らなければならないと思っておりましたが、現代社会においては学校環境も社会環境もさま変わりし、物事の考え方や価値観が違っており、ブラック校則と言われる校則が、今、児童、生徒を主体に全国で見直されているようです。

本町においては、ブラック校則とまでは言われるようなものはないと思っておりますが、教育委員会

では、校則見直しについて各学校にどのような指導され、実態はどのようなものかお伺いをいたします。

次は、ヤングケアラーの現状と今後の対策についてですが、大人に代わって日常的に家事や家族を世話をするヤングケアラーの記事が、各新聞で掲載されております。

厚生労働省の調査では、小学6年生で6.5%、中学生で5.7%いるそうで、ヤングケアラーをめぐっては、睡眠や勉強時間が削られるなどして、健康や学校生活、また進路への悪影響が及ぶとの指摘もあります。

小学生も勉強や自分の時間が取れない一方で、自分の自覚がないのか、周囲に助けを求めている実態もあるようです。対策としては、啓発や周知をして、充実した支援が必要だと調査をまとめた委員長は指摘をされているようですが、政府も、今年度から3年間を集中的な期間として、対象世帯にヘルパーを派遣する自治体への財政支援などに乗り出したとのこと。

さつま町においては、このヤングケアラーの現状をどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

次に、部活動指導の実態と指導の在り方についてですが、部活動は学習指導要領で学校教育の一環とされており、技術指導だけでなく教育的なアプローチも求められていると言われております。

私たちの子育てのころですが、教職員の運動部の顧問が競技経験を持たないために、映像で技術の習得やルールの説明をされていて、生徒たちや保護者からは専門的な指導を受けたいと言われている部活動もありました。

また、試合になれば勝ちたいのは当然ですが、あまりにも勝利主義になり、連日過度の練習を行い、休日のほとんどは練習試合や大会などの遠征で、保護者が顧問や民間指導者の弁当を作り、子供たちの送迎が多かったのも、保護者は負担に感じておりました。

しかし、部活動は教職員や民間指導者のボランティアによって運営されており、一方では大変感謝しておったところです。

現在の中学校における、部活動指導の実態と指導の在り方について、また、生徒たちの活躍は現在どうだったのかお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

改めまして、おはようございます。

柏木幸平議員からの質問について、お答えをさせていただきます。

まず、1問目についてであります。

都市下水路整備やこの道路整備につきましては、外水、内水を含めまして様々な要因が複合して、冠水、浸水する箇所が発生するものと認識いたしているところでもあります。

議員御指摘のように、このインフラの整備につきましては、町で対応できるものにつきましては、順次対応してまいりたいと考えているところでもあります。

ポンプの配置につきましては、昨年度は例年より早く梅雨入りしたことから、今年度は5月2日に各箇所へのこの発電機とともに設置を完了いたしているところでもあります。

国土交通省のポンプ車の配備要請につきましても、連絡体制を再確認するなど、早期の大雨に対しまして備えたところでもあります。

また、一昨日、川内川河川事務所長、それからダム管理所長とのホットラインによる情報の

伝達訓練も実施いたしているところであります。

また、排水機場などの整備につきましては、引き続き関係機関に対しまして要望を行ってまいりたいと思っております。

それから、避難所の体制等につきましては、町の指定避難所に加えまして、地域の集会施設など安全な施設を届出避難所として登録しまして、避難していただく制度を導入したところであります。今後も周知に努めながら、自主防災組織の組織力の向上に取り組みながら、身近で避難しやすい施設利用や分散化に取り組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に、現在の災害復旧状況と今後の対策についてでございます。

令和3年度に発生いたしました公共土木施設災害の発生状況につきましては、これは補助災害の件数でございますけれども、河川78か所、町道140か所、合計218か所が被災し、被災の状況や交通量等の路線の重要度を総合的に判断しながら、5月末現在、河川が59か所、道路75か所、合計134か所の発注を終えまして、発注率は61%となっているところであります。

また、農地、農業用施設災害復旧工事につきましては、昨年12月までで災害査定を終えまして、その件数は農地が328件、農業用施設232件、合計560件の被災箇所のうち、水路等公共性の高い箇所から、農地67件、農業用施設56件、合計123件を現在発注し、発注率は22%となっているところであります。

このほか、林道災害につきましては、29件中23件が発注済みで、発注率は79.3%となっているところであります。

残りの被災箇所につきましても、できるだけ早い復旧が望まれるところでありますけれども、例年に比較して箇所数が非常に多いことや事業者の労働者不足、それからコロナ禍、ウクライナ情勢などの影響によりまして、コンクリート製品等の製造がなかなか追いつかないという状況があるようでございます。

これなどの理由によりまして、他の機関の発注工事などにも一部、やはり遅れが出てきている状況にあるようでございます。今後は、これらを見据えながら、計画的に発注していかなければならないような状況にあるところであります。

このような状況下にありますことから、建設業協会の御意見等もお聞きしながら、災害復旧工事の施工に当たっては、町独自の対策としまして、配置技術者の雇用条件の緩和、2つ目に現場代理人等の常駐義務の緩和、3番目に建設工事格付ランクにかかる発注金額の見直し、それから余裕期間設定契約制度の導入など、町独自のこの対策を適用しながら、また、下請業者の選定等へも配慮をするなど、早期完成に向けて、町としましても取れる対策を積極的に取り入れながら、今現在、行っているところであります。

また、これから梅雨や台風の時期を迎えるに当たりまして、急勾配で雨水が集まりやすい被災箇所や住宅に被害が及ぶおそれのある箇所につきましては、被災箇所が拡大することのないよう、土のうによる水切りやビニールシートによる対策、路肩の崩壊箇所については、歩行者等の安全対策としましてカラーコーンによるバリケードの設置や路肩注意等の看板を設置しながら、注意を喚起していくというようなことにいたしているところであります。

また、山地災害の未然防止のため、一人一人が土砂災害に対して日頃から備え、素早く避難することができる体制をつくっていくことも非常に重要でございます。

このようなことから、各公民会の防災活動に活用していただけるよう、山地災害に備えるためのパンフレットなどを送付し、これらの周知に努めているところであります。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、教育についての質問がありましたのでお答えをいたします。

まず、校則についての質問であります。

この校則については、中学校では校則と言われておりますが、小学校では生活の決まり、学習の決まりなどというふうに呼ばれております。

議員御指摘のとおり、新聞等でも話題になりまして、校則について世の中の情勢に合わせて見直しを図っていくべきであるというふうを考えております。

県教育委員会でも、文部科学省の通知を受け、校則の見直し状況について実態調査を実施し、児童、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況等を踏まえ、絶えず積極的に見直す必要があることなどを周知しました。

町教育委員会でも、児童、生徒の実情や保護者の考え方、地域の状況を踏まえ、必要に応じて校則や決まりについて、毎年見直しをするように指導をしているところであります。

令和3年度の調査では、生徒の実態に応じて保護者からのアンケートを取ったり、児童、生徒と学級活動等で話し合い等を行ったりすることで校則を見直してきております。その結果、小学校5校、中学校1校において校則の改定がなされております。

特に宮之城中学校では、4年前の学校再編の準備段階で、これまで4校の中学校の生徒指導主任の先生を中心に新しい宮之城中学校の校則について議論を重ね、現在の校則ができたということでもあります。

宮之城中学校では、現在も生徒が積極的に参画して校則見直しの取組を進めておりまして、具体的には肌着の色を制限していたのを取り払ったり、それから女生徒用のスラックスを導入したりするなど、生徒の思いに配慮した校則になるよう努めているところであります。

2番目のヤングケアラーについての質問についてですが、ヤングケアラーについては法定上の定義はされておりませんが、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを、日常的に行っている子供のことというふうにされております。

この日常的な世話が、子供としての生活ができる範囲で行うお手伝いではなく、子供の年齢等に合わない重すぎる責任や作業が継続的に子供に委ねられ、子供として想定されるような生活ができないことや、子供自身の心身の健康や安全、さらに教育に影響が出てしまうことが問題であると認識をしております。

児童、生徒におけるヤングケアラーの現状ですが、国では令和2年度にヤングケアラーの実態に関する研究、調査で、中学2年生と高校2年生を対象とした全国調査が初めて行われ、令和3年度には、先ほども議員のほうからもありましたけど、小学校6年生、大学3年生の調査も行われました。

鹿児島県では、今年度小学校6年生から高校3年生までを対象に、1万人程度を抽出して調査がされるということでもあります。

さつま町の現状ということではありますが、現在いろいろな相談等が寄せられておりますけども、現段階でヤングケアラーというふうに断定される案件はないというふうに認識をしております。

本町においては、これまで子ども支援課と教育委員会が連携をして、児童、生徒の様々な事例について情報を共有し協議してまいりましたが、今後もこういった調査結果を踏まえながら、対策を講じていきたいというふうに考えております。

次に、部活動の実態と指導の在り方についての質問であります。

部活動は、様々な観点から教育的意義は大きいのでありますが、一方で、部活動指導に当たっては生徒の発達段階や教職員の負担軽減の観点を十分に考慮し、休養日や活動時間を適切に設定

する必要があるというふうに言われております。

このようなことから、本町では、平成31年に県教育委員会より通知されました鹿児島県部活動の在り方に関する方針を踏まえて、適切な運営のための体制整備や適切な休養日等の設定ができるよう、さつま町部活動ガイドラインというものを令和2年3月に策定をいたしました。

現在、宮之城中学校では、このガイドラインに基づき、体育系11、文科系2の合わせて13の部活動がそれぞれ活動を行っているところであり、休養日や活動時間が適切に設定されたことにより、生徒だけでなく教職員にとっても時間的なゆとりが生まれ、教材研究の時間の確保や一人一人の生徒と向き合う時間の確保につながるといった効果も現れおります。

現在の活動の状況についてのお尋ねがありましたけれども、今週の火曜日、水曜日、七日、八日ですが、中体連主催の地区の総体が行われました。

その結果、昨日、宮之城中学校のほうから、まとめて資料を頂きましたので、それを少し御紹介いたしたいと思います。

大会結果ですが、野球、優勝、県大会出場を決めております。サッカー、準優勝、県大会出場を決めております。ソフトボール、優勝、県総体に出場します。男子テニス、団体優勝、県の大会に出場いたします。女子テニス、団体準優勝、県の大会に出場します。個人、1ペアが県の総体に出場するという事です。男子バレー、優勝、県の総体に出場します。女子バレー、優勝、これも県の総体に出場します。卓球、男子団体が優勝、女子準優勝、両方とも県の大会に出場します。個人戦で男子10名、女子4名が県の大会に出場するという事になっております。柔道ですが、男子団体が第4位ですが、団体、個人ともに県の総体に出場します。男子個人においては50キロ級で優勝、55キロ級で優勝、というふうになっております。剣道ですが、男子団体、優勝、女子団体、優勝、個人の部において男子1名が県大会に出場、女子の個人につきましては1位、2位、3位、4位と、宮之城中学校が独占をして、県の大会に出場というふうになっております。

以上のような結果であります。

[教育長 原園 修二君降壇]

○柏木 幸平議員

それでは、災害のほうの都市下水路や道路インフラの整備の件についてですが、私が質問した中で、まだ取り組んでおられないのかなというのが、現在、何の進展も見られないので質問するわけですが、虎居地区の後川の上を通るといふか、橋脚でもないんですが、その上を道路が通ってまして、その504号の道路改良については、まだ何の進展もないようですので、引き続き県への要請をしていただきまして、内水によるこの避難体制への通行止めが起きないようにしていただきたい。

それと、都市下水路については、毎年点検はされているようなんですが、近年の雨量に対しての容量が確保されていないんじゃないかと思っております。

国道、町道の側溝も踏まえ、診断や測量のほうの必要性を感じるのですが、町長はこれどのように考えられますか。

○町長（上野 俊市君）

後川の件につきましては、県の管理になりますので、これは引き続きまた要望をしてみたいと思っております。

都市下水路の関係等については、議員も御存じのように、もう通常であればほとんど水は流れていない状況であります。

昨年の豪雨で見ますと、線状降水帯が発生しまして、集中的に流域に多量の雨が降って一気に

あふれたというような状況下にあるところでございます。

それぞれの都市下水路の流量の確保、それから側溝等を広げることによって、その部分については解消はできると思いますけども、やっぱり最終的には川内川に入るあの部分で排水が間に合わないというようなやっぱり状況であるわけですので、ここあたりは排水の、先ほど申しましたように排水機場の設置というのが一番いいんでしょうけれども、これについて非常にハードルが高いというようなこともございまして、一朝一夕にすぐ解決する問題でもありません。

先ほど申しましたように、排水ポンプ車を早めに設置して、早く対応していくということで今のところ対応するしかないと考えているところであります。場合によっては、他の市町にある排水ポンプ車を回すというようなこともあるようございましてけれども、ハード面におきましてはなかなか難しいと考えているところであります。

ある程度分散して川内川に流しましても、やはり流し着くところは川内川ですんで、その根本的な解決というのが非常に難しい状況下にあります。しかしながら、やっぱり毎年のように、この大雨の中で被害を受けていらっしゃる方もいらっしゃいますし、地域住民の安全を守るということはあるので、できるだけ、できるだけといいますか、できる対応を取りながら、次のステップに進まざるを得ないなと考えているところであります。

○柏木 幸平議員

今、都市下水路の測量関係とかやっぱそうなると、膨大な予算等も必要かと思えます。それで、国等のそういういろんな補助対象がないのか、また検討して調査をしていただきたいと思えます。

次の、ポンプの設置とポンプ車の関係ですが、町長におかれては、開会のときの報告がありましたとおり、先月末東京で行われた水害サミットにおいて、この樋門のデジタル化や遠隔操作の体制を要望しておられたようです。

今後は、排水機場の整備と排水ポンプの追加整備に向けた陳情を、先ほども触れられましたけど、国に引き続き要望活動していただきたいと思えます。

先ほど答弁もありましたように、町で管理する都市下水路用のポンプは発電機とともに既に設置をしてあり、私も確認しております。あとは、災害が起きる前に、係が迅速な対応をするだけの状態となっているのは判るんですが、国土交通省のポンプ車のホースは、昨年みたいに急激な増水を想定して事前に設置をされておられません。今ですね。

この時期の天候は急に変わり、昨年みたいに予知をしにくい、しかも深夜であるとホースの設置も非常に危険な作業になると思えます。ですので、事前に国土交通省のポンプ車のホース設置ができないものか考えるんですが、川内川河川事務所からのそこ辺りのホースの設置について情報を得られておられないでしょうか。

○建設課長（原田 健二君）

ただいまの国土交通省の排水ポンプの事前の配置、という御質問でございます。

現在、私どもで確認をしておりますところが、排水ポンプの台数にも限りがあるということで、流域での有効活用といったようなことを考えられていらっしゃる状況もございまして。それと、1回の設置に関しましても、多額の費用がかかっているようなことも言われているところございまして、現状ではなかなか事前配置は厳しい状況でございます。

先ほども町長からの答弁もありましたとおり、早めの連絡体制を取りながら、早めに設置をしていただく、そういったことで今、考えているところでございます。

以上です。

○柏木 幸平議員

人命を守るために、多額の費用のほうが大事なんではないでしょうか。現場に住まれる方、非常にこの

時期、いつもピリピリされており、非常に危険を感じられる時期なんですけど、そこあたりを河川事務所のほうにも理解していただいて、今の状況の中では、昨年は人命に関わることには至らなかったんですけど、これからのやっぱりゲリラ豪雨に関しては、いつ今まで以上の増水になると判らないですから、そこあたりは町としても河川事務所のほうに、もうちょっと詰めて協議をしていただいて、被災者が出ないように取り組んでほしいと思うんですが、町長はそこあたりどのようにお考えですか。

○町長（上野 俊市君）

人命優先というのは当然でありますし、人命を守ることが、まず先決かと思っております。

このポンプ車の配置につきましては、もう、先ほども言いましたホットライン等でもやりとりをしますし、とにかく外水とこの内水の関係ですので、外水が上がってきてこの内水の、こっこの流域のほうで集中的に雨が降れば、バックウォーターといいますか、流れ切らずに氾濫するという状況下にありますので、昨年度、状況等も踏まえまして河川事務所のほうについても、早めの対応は取るということにはなっているようであります。

今の段階で設置するというのではなくて、ある程度予測をしながら、今レーダー等で大分判りますので、河川の状況、ダム等の状況等見て、どれぐらいあれば上がるというようなことを綿密に計算しながら対応されておりますので、そこについては今後もしっかりとやっていただけるものと思っております。

場合によりましては、私のほうからもう直接、早めの設置をお願いしたいというようなことも、状況に応じて対応していきたいと思っております。

○柏木 幸平議員

昨年もだったわけですが、やはり現場に住む人たちが一番その状況を把握しておられると思いますので、公民会長とか連絡体制をよくとって、公民会長さんが一番事情を御存じだと思いますので、そこあたりも町のほうの連絡もしっかりとして、今後の対応をしていただきたいと思います。

次に、避難所の見直しについてですけど、届出避難所に関しては、私も危機管理系のほうで作られたリーフレットを見て、希望される集落にとっては喜ばしいことだと思います。

このあと、避難に関しての関連になるかもしれませんが、あと気がかりなのが、町内に外国人の就労者が多くなり虎居の中心部にもアパートなどに集団で住んでおられます。

避難所の開設があっても、場所や避難ルート、それから外国人の人たちに誰が避難するかを伝えるかなど、外国人の避難体制にも、どうなるのか心配しているところがございますけど、この件に関しては、有川議員がこのあとまた質問もされますので、あまり踏み込みませんが、私は、外国人の避難体制について、雇用主の協力が必要かと思っております。

それで、雇用主会社との災害協定みたいなのは町ではできてないのか、会社とのそういう避難体制の連絡とか、そういうのはどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務課長（角 茂樹君）

災害の協定につきましては、応急、復旧に関しての人的あるいは物的な支援を受ける、又は提供するという内容で適用させていただいているところがございます。今、現在、19協定結びさせていただいております。

この中には、今、議員御指摘の、外国人の避難に特化した内容において協定を結んだ実績はないということがございます。ただ、議員から御指摘がありますように、御提案をされている移動については、いかに情報を正確に早く確実に雇用事業者の皆様にお伝えをし、外国人の皆様の対応に役立てるかということだというふうに思います。

これらについては、町民の皆様へもはじめ、このような情報の提供というのは町の防災行政無線をはじめ、いろんな手段を使いながら取り組んでまいりたいというふうにも考えておりますし、外国人の皆様へは、今後ですが災害対策基本法に基づきます避難行動要支援者のうちの特に配慮を要するものということにも位置づけをされておりますので、これらの個別避難計画とかいったものを、避難に際しての情報共有という形をお願いをするなど関係者の御協力を頂きながら、あらゆるいろんな方策を進めてまいりたいというふうには考えているところでございます。

○柏木 幸平議員

外国人に関しては、関係者の協力と言われましたけど、その関係者というのはどのような人たちになるんですか。

○総務課長（角 茂樹君）

関係者といいますのは、もちろん雇用事業者の皆様でもありますし、雇用関係にあるのは雇用の事業者の皆様のお協力を頂かなければどうしようもない、どうしても頂きたいというふうに考えております。

また、外国人の皆様の中には、結婚されて配偶者となられている外国人の皆様もいらっしゃいますし、永住権を持った外国人の方もいらっしゃいます。

そういった方々については、自主防災組織、地域としてのやっぱり支えというのも必要であろうかというふうに思っておりますので、そういったところも、自主防災組織の皆様へも、また御協力を頂きながらということで進めていきたいと考えております。

○柏木 幸平議員

私は、独身者のことだけしか考えておりませんでしたので、その関係者というのが地域でおられる方もいらっしゃるということで理解しました。

次は、災害の復旧状況についてですが、先ほども2回目で私が質問しようとしたのを、町長がもう1問目で全部言われましたので、これについては今災害の工事がまだ進んでないところのそういう応急体制とか、それから建設業への配慮等されているということで、これに関しましては理解いたしましたので、次の質問に入ります。

次は、教育のほうの校則についてです。先ほども答弁いただきまして、児童、生徒が校則づくりに関わることで、校則が何のためにあるのか、生徒たちも理解ができると思うし、学校側の考え方や保護者の意見等を聞くことで、自分たちだけの校則ではないということも判ると思います。

本町においては、既に校則の見直しに取り組んでおられるということで安心しましたが、答弁の中で、小学校が8校中なわけですが、小学校は5校と言われましたけど、あとのこの3校については、特に見直しなどをしなくてもよかったという理解でよろしいでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

見直しを行った小学校5校と、見直しがなされていない3校ということですが、もう少し説明しますと、この5校は見直しをした結果、少しでも改定をしたということでありまして、残りの3校は見直しをした結果、改定には至らなかったということでありまして、一応検討はされて、現行のものをそのまま継続して指導しているということでもあります。

○柏木 幸平議員

小学校の件に関しましては判りました。

あと、中学校の保護者の中には、改定した結果、校則があまり緩くなって前の校則がよかったという方もいらっしゃるようですが、校則の見直しに当たり、生徒、学校、保護者の話し合いはどのような形で行われて、問題なく決まったものか、中学校からの報告を受けておられたら教えていただきたいと思っております。

○教育長（原園 修二君）

生徒や保護者が何らかの形で参加するのは、大変望ましいことであるというふうに思っておりまして、本町の各学校におきましても、児童、生徒や保護者が見直しに参加をしているというふうにしております。

具体的には、児童、生徒については学級活動の中で話し合いをさせたり、それから生徒会の専門部活動の中、あるいは生徒総会、そういった中での討論することで参加をしているということでもあります。

保護者につきまして、アンケートやPTA役員との協議、それから学級PTA、PTA総会などで話し合いがなされ、意見を吸い上げられる努力をされたというふうに聞いております。

児童、生徒や保護者が積極的に参加をすることで、今までのように決められた校則を上から頂いて守るというのではなくて、自分たちで校則を決めて自分たちで守るという、そういう意識を高めて責任感と規範意識というものを養ってほしいというふうに考えております。

校則が緩くなったというふうな捉え方もあるようですが、先ほど申しましたけど、4中学校が再編をする段階で、そこら辺も十分検討されたようです。ただ、それまでの4中学校の場合は、かつての宮之城中学校のちょっと規模の大きい学校と、それから割と人数がそこまでなくて、結局、生徒指導そのものが非常にカウンセリング的といいますか、子供の意見をゆっくり聞きながらやるどころと、ちょっと人数の多いところではある程度のルールというものをしっかり守らせるというような、いわゆる生徒に対する指導の方針といいますか、それは、少し異なっていたようなものは、ここで統一をされたように感じますので、私は前からすると緩くなったというふうには感じられるところもあるし、また逆に厳しくなったというふうには捉えられている面もあるようなふうに伺っているところであります。

○柏木 幸平議員

校則については理解しましたので、次はヤングケアラーの今後の対策についてですけど、大人が担うようなケアの責任を子供が引き受けて、ケアラーなのに気づかずにお手伝いの意識でいる児童、生徒をどのように察するのか、全体的には実態がなかなかつかめない状況もあるようですが、今のところでさつま町は、ないということでもよろしかったんですよね。

それで、今後の、多分ないと言っても、確かに隠れている部分で存在すると思うわけですよ。ですから、今後そのような、また県のほうでも、先ほど教育長のほうから言われてましたように、1万人のアンケートを取るといようなことであります。

今後について、そのような隠れた部分の子供たちの、ヤングケアラーの部分も引き出さんないかんし、また、出てきたら支援をしてやらないかんと思うんですけど、そこあたりの今後の取組についてお伺いいたします。

○教育長（原園 修二君）

今、議員が御指摘になったようなその懸念というものは、私どもも十分に考えておりまして、ないと言いながらもどっかあるのではないかなと、そういう目を常に持ってやっているところであります。

現在、子供に関する相談は、教育委員会と子ども支援課が密接に連携すると、そういうような体制がここ数年しっかりでき上がってきておりまして、常に情報交換をしながらやっているところであります。

子ども支援課で心配されているような情報とか、そういったもの等も、私どもにも共有できておりますので、といったところで両方ともに非常に心配して、ヤングケアラーに当たるんじゃないか、当たらないんじゃないか、そういったところを十分気にしながら、協議をしながらやって

いるところであります。

このヤングケアラーは、相談できるところが判らないということや自発的なアクションを起こすことが難しい面、自分たちで何かやろうということができない子供たちがありますので、なかなか発見が難しいといえますか、そういったところありますので、そういうようなことを前提として、やっぱり見ていくということが必要だと思いますので、子供たちの小さな変化を捉えていくということや、それからちょっとした情報、いろんなところのものにアンテナを高くして、そういったものをキャッチしながら、そういった事例がないかということについては、細心の注意を払いながら、子供たちの気持ちを尊重し、子ども支援課と連携しながら支援につなげていきたいというふうに考えているところであります。

○柏木 幸平議員

やはり、そういう自覚がないから表面に出てこないというところもあると思いますので、そのような対処も今後、検討いただきたいと思います。

児童、生徒が、そういうケアをしなければならぬ状態の中で、学業が平等に受けられないという、そういう事態がないように、今後も子ども支援課と連携して当たっていただきたいと思います。

次に、部活動の実態と指導のことです。

先ほどの答弁で、町の部活動のガイドラインを作られて、休養日や活動時間が設定できるとのことです。安心はいたしました。が、今、少子化の問題に加え、教員の働き方改革の問題で、新聞やテレビで話題になっている休日の部活動を地域移行にする提言が有識者会議で了承されまして、スポーツ庁に提出されたとの報道がありました。テレビや新聞等でも、皆さん御存じだと思います。

その来年度からの3年間で、地域移行を実現させるとの趣旨ですが、問題は指導者の確保と費用負担があるということでした。しかし、スポーツ庁は来年度予算の概算要求に自治体を支援する事業を盛り込むなどして、計画を後押しする方針で本格化しようとしています。

この休日の地域移行により、教職員の長時間労働は軽減されると思いますが、発達段階の中学生は教育的な配慮をしながら、苛烈な指導は避けなければいけないのに、そうした休日の指導をまた別でして、できるということで、逆行しているみたいな感じですが、その休養日や活動時間が守れるのか本当に、という不安があるところです。

いずれにしても、今後のこととなりますが、教育長は、今の段階で報道を聞いている段階で、地域移行についてどのようにお考えなのか伺います。

○教育長（原園 修二君）

今、議員御指摘のとおり、スポーツ庁の有識者会議が休日の部活動の運営を、地域の外部団体に委ねると、地域移行を実現すべきであるというようなことでの提言がなされて、今新聞等で毎日のように報道されているところです。

私も、注意しながら読んでいるところですが、この地域移行については来年度以降と、段階的に実施となっておりますが、この部活動を学校主体から地域へ動かすと、この動きは私の記憶している限りでは、およそ20年前にも1回ありました。

問題は、鹿児島県も含めて全国各地でモデル事業として取り組まれたことがあります。どのところも軌道に乗らなかったというふうに思っています。今度また、もう1回そのことが、こういった形で出てくるんだなというふうに考えております。

新聞等では、休日の部活動の受け皿となる運営主体の確保とか、あるいは全てボランティアに頼るってわけでもないわけですので財源の確保であるとか、それから指導者など人材の確保、こういったこと、それからスポーツ保険、けがしたときの保険の問題など、いろんなことが指摘さ

れておりますが、そのほかにも部活動の種類、それから部活の参加人数、その開催されているエリア、都市部であったりあるいは規模、そういったところによって、いろんな状況が異なってきますので、なかなか難しい問題だなというふうに感じています。

また、議員がおっしゃられたとおり、休日の部活動、地域移行が実現になると、教職員の負担は軽減されるけど、かえって子供たちの負担が増加するのではないかなということがありますけど、私も同じようなことを懸念しているところでありまして、部活動の、中学校の現在の部活動がガイドラインというものを制定をして、指導の在り方とか、それから時間のこととか、いろんなところはガイドラインを作ったわけですが、同じように休日における地域移行の部活動についても、何らかの形でガイドラインっていうものが整備されていくべきだなというふうな、そういったのが望ましいのであろうというふうに考えております。

今後、地域移行に向けて、国でも有識者会議の提言等を基にしながら進めていくということですが、部活動の今までの考え方、学校中心であったものの捉え方、枠組みというものが全く変わりますし、考え方そのものが大きく変わりますので、非常に大きな転換だろうというふうに思っています。

ですから、今後、進めていくについても、学校や保護者だけでなく、地域の方、それからスポーツ協会、いろんなところと十分に連携をし協議をしながら、検討していく必要があるんだろうというふうに思います。

今後、同じような形で全国一斉にスタートすると思いますが、国や他市町の動向等も、近隣自治体との連携、そういったものを図りながら円滑に地域移行ができるようなふうに検討を進めていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、これからの問題でありますので、そういったところで進めていきます。

○柏木 幸平議員

今、話題になっているのは運動のほうの部活動の地域移行ということなんですけど、一部ではもう既にこのモデル事業が始まっておって、行政が主導したり、学校が単独で実施をしたり、あるいは総合型地域スポーツクラブが旗振りの役になったりして、様々みたいです。

有識者会議では、先ほど教育長が言われましたように、都道府県や市区町村によって著しく事情が異なるため、具体策が画一的にならないように配慮して、複数の選択肢を示す提言の素案になっているようです。

これらを参考にして、さつま町の生徒たちが教育的な配慮の下で、健全な部活動ができることを期待いたしまして、全ての質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、柏木幸平議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開をおおむね午前10時40分とします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、6番、上別府ユキ議員に発言を許します。

〔上別府ユキ議員登壇〕

○上別府ユキ議員

皆さん、改めまして、おはようございます。議員になり、2年目になります。まだまだ勉強が足りませんので、本当にこの質問が的を射ているのか、ちぐはぐな質問になっているんじゃないかという部分もあるかもしれませんが、今後、精進を重ねてまいりますので、どうぞ御容赦ください。よろしくお願いします。

本日2番目の質問をさせていただきます。高齢者の温泉入浴料一部助成についてです。我がさつま町は、紫尾温泉、宮之城温泉、鶴田温泉などの温泉が豊富で、泉質もよく、「温泉のまちさつま町」と大きく掲げ、観光に力を入れています。そのすばらしい温泉の恵みを町民の皆さんは十分に利用されているのでしょうか。近隣の方々は頻りに活用されておられるようですが、町全体で見ると、利用率は少ないと思われ。たくさんの方々に温泉の効果を味わっていただき、健康保持、福祉増進の一助にするために、高齢者の方々に温泉入浴料金の助成交付制度を実施される考えはないのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

〔上別府ユキ議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、上別府ユキ議員からの御質問についてお答えさせていただきます。

本町の高齢者の状況につきましては、5月1日現在で65歳以上の高齢者数が8,285名ということになっておるところであります。高齢化率で申し上げますと42%となっております。町民の方2.3人に1人が65歳以上という状況下にあります。これについては、今後も緩やかに上がっていくものと見込まれているところであります。

高齢者支援課におきましては、地域介護予防の活動事業としまして、高齢者元気度アップ・ポイント事業等を含む、この事業等をしながら、健康増進対策、それから地域サロン、高齢者クラブ、シルバー人材センター等、高齢者団体への活動支援を行っているところであります。

また、老人福祉センターいぬまき荘には温泉を併設しておりまして、年間延べ人数で1万2,000人から1万3,000人ぐらゐの利用実績があるところでございます。また、利用料金も100円という安価であることから、多くの高齢者の方が利用されておりまして、施設内でも高齢者クラブによる健康教室等も開催されているところであります。

高齢者の温泉利用につきましては、入浴効果や高齢者間のコミュニケーションの場としまして、高齢者の心身の健康増進が期待できることや利用される温泉経営者の経済効果も期待できることなどから、有効な事業であるのではなかろうかと私も認識いたしているところであります。

また、県内の幾つかの自治体においても、助成事業を行いながら温泉利用と健康増進につなげている取組等もあるようでございます。それらを参考にしながら、今後、協議、検討をしてまいりたいと思っております。

私も介護等でよく申し上げておることが、高齢化率が42%ということで、非常に高いところではありますけれども、高齢化率が高いからということではなくて、やはり心身ともに健康であることが大事であるということは常々申し上げているところでございます。これが、この温泉利用等がそちらのほうに、健康増進のほうにつながるということであるようであれば、ここあたりについてはしっかりと検討させていただきたいと思っております。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○上別府ユキ議員

検討していただくという御回答を頂いたかと思うんですが、この制度はウイズコロナ対策であ

り、アフターコロナ対策でもあると考えます。そして、具体的な提案です。

コロナ禍に巻き込まれ、3年目になります。感染したら重症化リスクが増大するといわれる高齢者は、語るな、出歩くな、集まるなと言われて、そのとおり真面目に家の中に閉じ籠もってこられた方が多いと思われまます。独り暮らしの高齢者の方は、1日中誰とも口を利かない、鬱々とした日々を過ごしてこられたと聞きます。

高齢者支援課長、我が町の独り暮らしの高齢者の割合はどうなっているのでしょうか。近年の動向をお聞かせください。

○議長（宮之脇尚美議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

大変失礼いたしました。

高齢者の独り暮らしの状況でございますが、令和3年度の高齢者実態調査によりますと、令和3年度調査現在で1,749人となっております、65歳以上の高齢者人口の20.8%ということでございます、5人に1人が独り暮らしとなっているようでございます。

なお、この数字につきましては県の平均が23.5%ということでございます。先般の南日本新聞の記事に掲載されておりましたけれども、その数値よりも2.7ポイントほど低い状況でございます。

また、全国平均につきましては19%ということになっておりまして、1.8ポイントほど全国平均よりも高いという状況でございます。

○上別府ユキ議員

ありがとうございます。

このような独り暮らしの高齢者をできるだけ孤立させないようにしていく対策が必要かと思われまますが。

次に、6月6日付南日本新聞の記事には、高齢者の孤独死の数が、昨年度は県内668件の最多を更新したと報告しています。コロナ禍の影響で家族の集まりが減ったことや、福祉団体は寄り添いの難しさを指摘しています。

課長、我が町の高齢者の孤独死や自殺者の数はどうなっているのでしょうか、お答えください。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

御質問にありました孤独死の件数でございます。令和3年度の孤独死につきましては、これは県が規定をしている孤独死というのは死亡後2日以上が経過したものという規定で規定されているようでございますけれども、その件数から申し上げますと、令和3年度におきましては1件ということでございます。2日以上経過していないという、検死の結果、翌日の発見というような件数につきましてはほかに2件ございまして、それを含めると3件の孤独死ということで、町のほうは県のほうに報告をしているところでございます。

○議長（宮之脇尚美議員）

上別府ユキ議員に申し上げますが、この一般質問については通告外の質問は極力控えるようにしてください。今回の質問は、温泉入浴料の関係であるかと思えます。

○上別府ユキ議員

関連していると思い、質問させていただいたのですが、このような状態にあるさつま町の中で高齢者の方をできるだけ外に連れ出すというか、外出する機会を増やすためにも、この温泉というのを活用できないかと思い、今の質問をさせていただきました。

私の先輩の女性の方のお話をさせていただきます。隣の霧島市の温泉に行き、料金を払おうとしたところ、たまたま隣に居合わせた入浴客の方に聞かれたそうです。「今、温泉代は幾らになっているの」と、「私たちは今まで全額払ったことがないから、いつも来るけど料金を知らないのよ」と言われたそうです。その方は、え、と思い、詳しく聞いたそうです。霧島市にはいきいきチケットというのがあり、温泉入浴料やバス代が割引されているということです。「私たちは、これでとても喜んでいるよ」ということでした。そして、そのチケットを見せてもらったそうです。50円と書かれたチケットがたくさんつづられていたということでした。その方はその話をされて、「これはいい制度だからさつま町でもぜひ導入してほしいな」という言葉を最後に、この会話は終わりました。

私はその話を聞いて、霧島市役所などを確認してみました。霧島市いきいきチケットは、霧島市合併当初から温泉券配布をしている。現在はいろいろな広がりを見せ、温泉、バス、タクシーの利用ができる50円掛ける80枚のチケットと、はり・きゅう・あん摩マッサージの利用ができる500円掛ける10枚のチケットの2種類で実施している。自己申告制で交付して、1年以内に使い切る仕組みです。50円チケットにしたのはふれあいバスが50円からあるからですということでした。お年寄りの方は、毎年、楽しみにしているし、課としても目玉の事業となっていますと、そんなふうに誇らしく対応してくださいました。いろいろ工夫を重ねながら進めてこられた霧島市の事業だと思われます。

課長、県下でこのような制度をしている自治体はどれぐらいあるか把握されているでしょうか、教えてください。

○高齢者支援課長（久保田春彦君）

県内におきます他の自治体における実施状況ということでございますが、県内におきましては、高齢者の入浴券交付事業につきましては、ただいま上別府議員のほうから御紹介がありました霧島市をはじめとして、鹿児島市、鹿屋市、出水市、指宿市、伊佐市、それと始良市の7市ということで把握しております。

○上別府ユキ議員

ありがとうございます。

もう既に、県下で各地で実施されている制度だということで、我が町でも導入される可能性が少しは見えてきたような気がします。

そこで、私は、独り暮らしの高齢者の方々から、特に温泉通いをされている人たちから話を聞く機会をつくりました。友人と誘い合って、温泉通いを始められた方々のお話です。ある方は「温泉に行くようになって元気になった」、「風邪を引かなくなった」、「何せ温泉のリラックス効果で気持ちがとても楽になった」、「温泉仲間とゆっくり過ごせて1日が生き生きしてきた」、「帰りについおいしいものを買ってしまうのよ」と言われた方もいらっしゃいます。また、別の方は「独り暮らしだと毎日家で風呂を沸かすのがおっくうでね、もったいないしね」と言われました。また、別の方は「でもね、年金暮らしだから入浴料金が重なると大きくてね」という方もいらっしゃいました。

温泉効果はすばらしいけれど、毎日続けるのは大変です。

そこで、入浴料金を調べてみました。人気の旅館では、日帰り料金700円から、食事付1,000円というのもあります。中心部温泉は、250円、300円、340円、区が運営する温泉は、区民70円から100円、一般町民150円から200円、高齢者向けに50円というところもありました。さつま町は全体に温泉料金は安いんですね。この一番安い50円単価からのチケットをつくってはいかがでしょうか。進め方はいろいろとあると思いますが、これに対応できる方法を工夫していければと考えます。

業者さんにも聞きました。入浴客はコロナの影響で減っています。観光客や合宿者の減少でもろに響いています。少しぐらい手間が増えても入浴客が増えることを望んでいるということでした。

この制度で、高齢者は、元気で生き生きとし、いろいろなものが値上がりする中で、家計の足しになり大助かり、業者は、客が増え、活気が戻り、収入が増え大助かり、行政は、健康保持で健康保険の支出が減り、福祉増進につながり大助かり、三方一両得で万々歳ではないでしょうか。

町長、この制度の検討を進めるに当たって、課題はどのようなものが考えられるでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

冒頭、回答で申し上げましたけれども、この温泉の効果というのは非常にいいということでもあります。心身健康づくりにもいいということで、本町におきましても、今現在22か所ですかね、そういう温泉がありますけれども、それを使って健康増進につながるということであれば、当然ながら医療費の抑制、健康寿命の延伸ということで、非常にいろんな効果があるかと思っていますところでもあります。

この関係等については、冒頭申し上げましたけれども、今後協議をしてまいりますけれども、するとした場合に、年齢をどれぐらいから設定していくのか、また価格の問題、あといろんな、先ほどバスの利用の話もございましたけれども、多方面からいろんな検討を加えていきたいと思っていますところでもあります。

健康づくりということは、私の公約の中にも入れてございます。やはり町民の方々が健康で長生きするということが前提でありますので、これについては、冒頭申し上げましたように、しっかりと関係課で協議をさせていただきたいと思っております。

○上別府ユキ議員

前向きに検討していただくことを要請しまして、最後になるかとは思いますが、新たに地方銀行との協働により、ローカルブランディング戦略の展開で、地元の温泉との連携に力を入れていく計画ですが、そのためにも町民の皆さんの温泉利用の促進を図り、よい温泉であることをロコミで広げていくということも必要だと思います。SDGsでは、前から3番目に、「すべての人に健康と福祉を」、何歳であっても健康で安心して満足して暮らせるようにとうたっています。どうか、高齢者の方々に喜んでもらえるように充実したサービスを進めてくださることを要請して質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、上別府ユキ議員の質問を終わります。

消毒しますので、しばらくお待ちください。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開をします。

次は、5番、中村慎一議員に発言を許します。

〔中村 慎一議員登壇〕

○中村 慎一議員

それでは、通告に従って順番に質問をいたしてまいります。手短な回答をいただきたいというふうに思います。

上野町長におかれましては、2年目の町政執行ということで、今年、力を存分に発揮をしていただいて、事業の推進をお願いをしたいというふうに思っているところでございます。

1番目、町の振興方策についてということでございます。

現在、コロナ禍という問題につきまして、2019年の12月に中国の武漢発症の新型コロナウイルス感染症ということで、3年目になっております。最近はこの感染症につきましても落ち着きを見せておられまして、若い子育て世代の方々がいろんな活動をされているという動きが見れます。密を避けて、自然に回帰する動きということではありますが、前回、空き家対策でも取り上げましたが、農山村の山とか森とか小川とか里とか水とか空気、そういったものを求めて若い人たちが動いているということだろうというふうに思います。

今年の3月の町長の施政方針で、自然うるおうさつまへの取組について、県立公園の歴史ゾーンと運動公園の長寿命化ということを挙げてございました。またあとは、温暖化対策の一環としてのSDGsの宣言、同時にカーボンニュートラル宣言という取組をしますよということでした。

この中で、歴史ゾーンの分につきましても県事業ということでございます。運動公園は町の事業ということではありますが、温暖化対策までは理解できるんですけども、SDGs、これがなかなか理解が難しいといえますか、地球環境を重視した持続可能な開発目標に取り組むといったようなことだろうというふうに理解はするんですが、昨日は小水力という、そういった説明もございました。抽象過ぎて、何をされるのか、具体的には内容がよく判らないという話でございます。まず、具体的な説明がひとつほしかったなといったような、そういう気持ちでございます。

この県立公園の総仕上げを歴史ゾーンでされていくということでもあります。昨年、亡くなられた旧宮之城町の東仲太郎町長のときに決まった計画でございます。30年かけて、やっと歴史ゾーンまでこぎ着けたと、そういう感があります。

当時、東町長に、君はいけん思うかと尋ねられました。50年ぐらいかけて整備するくらいの気持ちでいいんじゃないでしょうかということをしたことを覚えております。若い人は原っぱがあれば集まってきますよと。それから、虎居城はというふうに聞かれましたので、対岸は宗功寺ですよ、虎居城はやはり半島のほうでしょうと、そういう話をしたことを覚えております。

今回、せっかく立派なものをお願いをしていくということではありますが、これに対しまして町として、やっぱり連動して、何か公園の周辺とか、町内の類似施設、そういったもの等を計画をして人を呼ぶといったようなことを、是非ひとつ考えていただきたいなというふうに思うわけです。類似施設でも、リニューアル、再整備をして歩調を合わせて人を呼べるような、そういう地域をつくっていくということのひとつ視野に入れて考えていただけないかなと、そういうふうに思うんです。そうすることで都市部からの交流人口の増加、それから人口減少であえぐ農村部への移住定住、少しでもつながらないかなというふうに思います。

このSDGsの中で「つなげよう、支えよう森里川海」、そういうテーマが掲げられております。豊かな恵みを支える社会を目指すと、そしてSDGs的には都市部から人材の獲得に努めなさいとそういうことを言われておりますので、そういったことを、ぜひ取組を進めていただきたいというふうに思います。

重ねて説明いたしますが、本町の自然とか農山村地域のグリーン空間、この田園の資源を生かして、自然うるおうさつまの地域ブランドとして取組を進める。リピーターをつくって、町政の振興、移住定住につなげていくという取組です。これを町の振興方策の1つとして取組をしていただきたい、それを聞きたいというふうに思います。

町内にある施設では、キャンプ場の関係ですが、泊野のきららの里キャンプ場は廃止をされました。公共が運営する施設は、あと紫尾地区の神の湯キャンプ場、それから県の北薩広域公園内、きららの楽校の校庭のキャンプサイト、観音滝リゾート、これは民間施設ですので4か所ということになります。それからもう1つ、虎居城もですが、県内の山城跡が、結構、公園化をされております。名のある立派な史跡がたくさんありますが、さつま町内は手つかずです。この際、宗功寺とか松尾城、こういったグリーンな空間整備をしながら歩調を合わせていくといったようなことを、新たな文化の発信として整備をされて取組を進めていっていただきたい。グリーンな空間に遊び・楽しむ部分というのを、全面にさつま町のイメージとして打ち出していただいて、たくさん人に来ていただけるような、そういった取組ができないだろうかということをひとつお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、2番目、豪雨災害対策の進捗についてお尋ねを申し上げます。

昨年の7月豪雨から1年経過をします。さつま町は、過去に幾つもの災害を経験してきました。平成9年の3月、5月、大きな地震がありました。それから、昭和と平成に川内川本流の大きな災害を、湯田と虎居と受けてきております。いずれも、これは7月災害です。昨年の7月は、この支流の中小河川の水害ですね。昨年の7月の災害で懸案事項として質疑をいたしましたけれども、それを踏まえて進捗状況、先ほどもちょっと質疑がありました、懸案解消に向けた取組がされているのかなということで、これに対して御答弁をお願いをしたいというふうに思います。

それから、あわせて今年の避難訓練、防災点検、これにつつましてちょっと気になりましたので、少しお尋ねを申し上げたいんですが、この避難訓練を朝、放送で呼びかけをされましたけれども、これの参加者の状況、それから危険箇所の状況は、結果はどうだったんだろうかということをお聞かせください。

それから、昨年の豪雨災害で、各分団受持ちの管内の危険箇所の見回りとか、同時に要所要所で対応されているというふうに思います。

これが深夜の災害ということで、これは、いつどこで、どういった災害があるか判りませんが、これを一つの教訓として、消防本部と、それから全分団、本来は社協とか病院等も入らないといけないんでしょうけれども、浸水箇所、通行止め、崩土や水没による被災者救出、避難支援もろもろの想定の下に凶上演習、シミュレーション演習が必要なんじゃないかなというふうに思います。どうでしょうか。避難所の運営の関係もですけれども、深夜でしたので開設が非常に遅れたといったようなこともございました。

やはり避難所の設営、運営、ここらについても、ひとつ訓練といいますか演習というのが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、そういったようなところを押さえながら、この災害への対応力、これを養成をできないだろうかといったようなことで質問をしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

[中村 慎一議員降壇]

○町長（上野 俊市君）

中村慎一議員からの御質問にお答えさせていただきます。

近年、志向の変化によりまして、自然の中でゆっくりと時間を過ごすというキャンプ関係が非常に広がってきているのは私も実感しております。私も県立公園の近くに住んでおりまして、土日となりますと非常に多くのキャンパーが公園内にそれぞれテントを張りながら、あそこで楽しんでいらっしゃるといふ光景を見ると、時代が変わってきたのかなというの、私も実感として受け止めているところであります。

また、特にコロナ禍を契機としまして人との密を避けるというような観点もあるのかもしれませんが、商業施設や都市部から、人と接触の少ないこういう自然のところに人が流れてきているということだと私も思っておりまして、ソロキャンプもテレビ等でもあるようでございますけれども、非常にブームとなっているところであります。

こうした社会情勢の流れを受けまして、本町におきましても第2次の町の総合振興計画の後期基本計画におきまして、人々の自然への意識の変化を好機に捉えましてキャンプ施設や自然と触れ合える公園施設、また、その周辺の緑化・美化活動についても、町民、地域、ボランティア団体等がお互いに共通認識を持ちながら、官民が連携した取組を推進していくことが必要であると思っているところであります。

このような取組の一つが、先ほど来、出ていますように、このSDGsの理念にもつながる取組であると考えているところであります。今年度計画しております観光基本計画の策定、それから地方創生の推進交付金事業におきましても、さつま町ならではの山や川、このような天然資源を生かした交流人口の増に向けた取組と既存施設の有効的活用策を含めまして調査研究を進めていきたいと思っているところであります。

冒頭、議員からありましたけれども、具体的なものが見えないというようなことでございますけれども、様々な観点から、今この地ごしらえをしていると思っただきたいと思っております。しっかりと計画を持ちながら次へつなげていくということを進めていきたいと思っているところであります。

歴史ゾーンの関係等につきましても、この整備と合わせまして宗功寺が国の指定も受けましたので、これを含めた周辺整備も併せて行っていきたいと思っているところであります。

次に、豪雨災害対策の進捗状況等についてでございます。先ほどの柏木議員の回答も重複する部分はあろうかと思いますが、この気象情報の提供におきましては、線状降水帯の発生の早期予測が6月1日からスタートいたしましたところであります。全国11ブロックに分けて、早期といたしますか、降水帯の発生の予測がなされるということでありまして、ピンポイントではございませんので、外れる確率も高いというようなことではありましたが、外れる確率といたしますか、75%は空振りに終わる可能性があるというようなこともありますけれども、そのような形で進められていくようであります。

また、川内川など、指定河川洪水予報では3時間先までの予測水位が、氾濫する可能性のある水位に達した場合に氾濫危険情報が発表されるなど、避難情報発令の判断材料として活用を図られるのではなかろうかと思っているところであります。この早い段階での情報をいかにしっかりと伝えていくかということが重要であろうと私も思っております。

また、川内川河川事務所、鶴田ダム管理所及び鹿児島気象台との連携、ホットラインによる防災情報を共有する体制も強化しているところであります。先ほども申し上げましたが、一昨日も河川事務所長、それからダムの管理所長とホットラインによる連絡の情報伝達訓練も実施したと

ころであります。

町の取組でございますけれども、昨年度、要綱を制定しました災害による土砂等除去費補助につきましても、この支援を拡大いたしたところであります。

また、私が公約で掲げております地域防災力の強化につきましても、今年度より新規の事業に取り組み、推進をいたしているところであります。

なお、先ほども触れましたけれども、この自主防災組織が運営する届出避難所による取組に対して支援するほか、自主防災組織への支援において自主防災組織の結成、計画の策定、自主防災組織が行う訓練に対する補助、防災センターが行う研修への支援、防災士等の資格取得に対する補助制度を導入いたしたところであります。これらを活用することで自主防災組織や個人の防災に対する意識、それからその防災対応能力の向上を推進してまいりたいと考えているところであります。

2点目の防災訓練や点検の在り方についてでございます。本年度も町内一斉の防災訓練、それから防災点検の日を5月29日に設定いたしまして、自主防災組織の訓練や消防団各分団及び地域代表者により危険箇所を点検していただいたところであります。

御質問にあります図上演習につきましては、5月29日に災害対策本部の招集訓練時におきまして、昨年7月豪雨の振り返りや大規模災害を想定して各部署の対応について被害情報の取得、それから災害ごみの対応など、課題を再確認するなど、今年度の災害に対して備えを行ったところでもあります。確認もしながら、これをしておるところであります。

消防本部及び全分団との訓練につきましては、各方面隊におきまして消火における中継訓練を毎年行っておりますけれども、3月16日は消防本部において大規模災害対応訓練を実施し、想定で災害が発生した地区に消防団員出動要請をするなど、組織の役割や連携を確認したところでもあります。

また、5月の15日は本町におきまして川内川下流地区の水防演習を実施し、消防本部や各消防団方面隊が水防技術の向上や水防技術の伝承のため、状況に応じた各水防工法、それから関係機関との水防における連携について改めて確認を行ったところでもあります。

避難所運営に係る訓練につきましては、5月29日に指定避難所開設の情報伝達訓練を行ったところでもあります。新型コロナウイルスの感染状況を注視しながらの訓練になりましたけれども、指定避難所や届出避難所において避難や運営を訓練するなど、避難行動に対する対応力を養成し、地域防災力の強化につなげてまいりたいと考えているところでもあります。

冒頭質問にありました一斉防災訓練の参加者数、それから危険箇所等については、担当課のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○総務課長（角 茂樹君）

御質問にありました本年の避難訓練の実施率、公民会数、参加者の住民の数でございます。公民会のほうへお願いしてあります期限に、6月6日現在ということで提出をいただいたところでございますが、実施率ですが44.2%、129のうち57公民会ということになっております。参加人員は1,922名となっております。今後、遅れて報告されるものもあるというふうを考えておりますので、確定した数値はもう少しお時間を頂きたいと考えております。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。

1番目の質問ですが、天然資源を生かして進めていきたいという説明でございます。そしてまた周辺整備につきましても併せて進めてまいりたいといったようなことでもあります。ちょっと概

念的な答弁を頂いたというふうに思います。

私たちのまちの立ち位置をマクロに見ていただきたいというふうに思うんですが、私たちのまちが一つの振興方策の下に、まちをどういうふうに推し進めていくかといったようなところを考えていくときに、県内、桜島とか霧島とか屋久島とか奄美とか南西諸島とか甑島とか長島とか、非常に魅力的な地域がたくさんある中で、このさつま町は目立って何があるかというところでもないというふうに思います。やはり先ほど来、話があります大自然、天然資源、それから田園風景、森、山、川、そういったところ。手つかずの田舎といえますか、強いて言えば、そういう田舎の非日常を、これをやはり一つの売りにして、子育て中の子供連れの子供連れの若い人たちがたくさん来てくれるような、そういうことをしながらリピーターとして受け入れていくというような、そういう取組からまずやっぱり強力に進めるべきだなというふうに思うんですね。

特に県立公園は、先ほど町長のほうから話がありました、そういう話をもう何年も前からそういう状況だということでご伺っております。紫尾のほうに行きますと神の湯のキャンプ場が林間のキャンプスペースとしてあります。ただ、あそこに古い設備ですね、ビニールテントサイトがありまして、そのテントサイトの隙間にテントを張ってされているんです。非常に古いものですから使う人もいないだろうし、やっぱり邪魔になっているんですね。地元の人たちの話を聞きますと、あれをいけんか、撤去をしがなれば非常に広がっていいんだがと、そういう話なんかもあります。やっぱり、一番危惧していたのが地元の方々の話で、施設管理を長年やってきたんだけど、今まで希望も夢もなかったと。ただ、キャンパーの人たちがたくさん来るようになって、ちょっと今はやりになって、今はチャンスなんだけどなど。そして、やっぱり地域と連携して地域振興を図っていけるような、そういう取組をやってほしいんだがと、そういうことをお聞きします。

やはり、合併から20年、地域の協議会等もなくなりまして、地元の役員の皆さん方との意見交換、話を聞かれる、そういう機会は少なからずあるというふうに思いますけれども、ただ、この地域の人たちが夢を持ってない、希望を持ってないといったようなことでは、何のためにこの20年間、取組を進めてきたんだらうと、そういうちょっと疑念を抱くわけです。そこらにつきまして、もうちょっと取組を転換していただけないのかなというふうに思ったりもいたします。

今チャンスですので、そういった部分でリニューアルをしながら人を呼べる、そういう取組をさっと、これは1年でできると思うんですね。そういったことを進めて、地元の人たちがよかったと思えるようなそういった取組をまず手本としてやっていただけたら、またほかのところでも違ってくるのではないかなというふうに思うんです。そこらについて町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（上野 俊市君）

概念からマクロ的に進めていったほうがいいということは、私もそう思っているところであります。それぞれの特性を生かした地域づくりを、それぞれのまちが進めておられるところであります。

本町におきましても、合併して20年ということでありましたけれども、非常に公共施設もたくさんありまして、その在り方の検討も進めながらやってきているわけですが、先ほど例として挙げられました神の湯のキャンプの関係、キャンプ場の管理等につきましては、既存のテントにつきましても4基ほど撤去し、今、テントを持ってこられて、あそこに自分たちで張られてやるというようなことの、そのニーズに合わせた取組を今やってきているところであります。今キャンプ場のほうは、先ほど申しましたように増えてきています。ひとつモデルといいましょ

うか、そういう形で、またここ辺りが有効的に活用が増えていくような形に、地域の方々の御意見も聞きながらしていければと思っております。

今、利用が増えているやつが一過性で終わるのか、また今後もどんどん増えていくのか、状況をしっかりと見ながら、また地域の意見も聞きながら、これは進めていきたいと思っているところでもあります。

神の湯のキャンプ場も、できてから30年ほど経っているようです。確かにもう老朽化が進んできておまして、改善しなくてはならない部分も多いかと思っているところでもあります。これはこの施設に限らず、他の部分もあると思いますけれども、また、ここについては地元の御意見も参考にしながら、今の状況に、ニーズに合った形での取組はできないか検討してまいります。

○中村 慎一議員

大変ありがとうございます。そういう取組ができますと、またちょっと動きが変わっていくのではないかなというふうに思います。

それから、避難所の運営の関係であります。先ほど5月の29日に実施をしたといったようなことであります。従来、避難所の設営につきましては、役場の担当職員が避難所開設をして避難者を受け入れるというスタイルでされているというふうに思うわけですが、ただ、地域からの避難所設営のそういう要望等に応じて避難所の開設をするといったようなことで、一応改めたといったような話でありますけれども、昨年の深夜の豪雨災害に対して、避難所そのものが開設はできないといったようなことで、非常に地元の公民会長さんなり分団長なり、その避難所を急々に造営をするというか、分団の詰所をとるか、それから公民館をとったようなところでの対応、そういったこともやらざるを得なかったといったようなところもあろうかというふうに思うんですね。

ですから、この避難所の設営訓練というのは役場の職員がするという考え方ではなくて、地元のそういう関係者の皆さんである程度開設をしたときに、避難者が来たときにどういったようなことを避難所として運営をしていく、設営をしていくんだといったような、そういうマニュアル的なものがあれば、今後いかなる場合にでもそういう対応が効くのではないかなというふうに思うんですね。ですから、そのところを公民会長さんなり区長さんなり、また仕事が増えて苦情があるかもしれないんですが、ただ、そういうことの備えというのは、やはり危機管理系のほうで考えておかなければいけない部分じゃないかなというふうに思います。そのところを再度検討していただいて取組を進めていただきたいというふうに思うんですが、これについてはどうでしょう。

○総務課長（角 茂樹君）

ただいまの御指摘の部分については、私どもも本当に必要なことだというふうに思っております。昨年度の夜中での避難ということで、まずは命を守ることということが最優先ということで、そのような臨時的な避難所の開設とかいったのを地域のほうにお願いをしたり、自主的にそういった取組をしていただいたということで、非常に感謝もいたしているところでございます。

そうした中で、今年度から届出避難所といったような、自主防災組織を中心とするようなそういった避難所等についても制度を設けまして、支援をしていくというようなことも始めたということでございます。おっしゃるように命を守るのが第一でございますので、まずそういった避難所をつくって開けると、開けた後に避難をした方々の、その間の運営といいますか、生活の送り方といいますか、そこでの過ごし方といったものについては、今はコロナの時代でもございますので、そういったところも基本的なところを整理をしながらマニュアルというものは整理していかないといけないというふうに思っておりますので、そこら辺については研究をさせてつくって

いくという方向でやっていきたいと考えております。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。そういったところで進めていただきたいというふうに思います。

消防庁のホームページ等を見ますと避難所運営の訓練、それから大規模災害に対する図上演習、シミュレーション訓練、こういったようなことを是非なささいといったようなことで消防庁のほうはホームページで公表しているようではありますが、ここらにつきまして、消防本部なり危機管理係のほうでこういうことをすると、そして、こういうときにはこういうふうに避難をする、そして避難所に行くといったような、そういうガイドマップと申しますか、そういう1つのマニュアルじゃないんだけど、ガイドマップみたいな、そういったようなものをやはり準備をしてほしいなというふうに思います。

鹿児島市のホームページを見ますと防災ガイドマップという項目がありまして、すぐ市長が出てきて説明がある、そういう動画と、それから冊子、そういったようなものもあるようであります。当然、皆様方は御存じだと思うんですが、そういったようなのをしながら災害というものに対する備え、そしてそれぞれの個人がどういったことで避難をしていくといったような、そういったようなところを個々の皆さんがよく理解していかないとできないことだというふうに思いますので、そこら辺について、ぜひ取組を進めてほしいなというふうに思うんですが、これにつきましては後ほど、またいろいろと取組の中で進めていっていただきたいというふうに思います。

それから一つ、一番最初の、昨年の災害の後の対応の関係であります。いろいろ取組を進めてきたといったようなことでございますが、昨年、質問の中で、7月豪雨がどういう豪雨であったかといったようなところのまとめを町民に報告すべきだといったようなことで質問をいたしましたら、報告書を作って公表しますといったようなことで回答を得たというふうに思っておりますが。これにつきまして、深夜の豪雨で、こういう時間帯にこういったような雨がどここの地域にこんだけ降ったんだというような、そういう豪雨の状況というのがよく判るようなそういう報告資料、そういったようなものをやっぱり出すべきだというふうに思うんですね。これがあれば、町民の皆さん方も、こういうことで大変なことだったんだというのがよく理解できると思うんですが、これにつきましてはどうだったんでしょうか。まず、それに回答いただきたいんですが。

○総務課長（角 茂樹君）

雨量をはじめ昨年度の災害に関する記録等につきましては、それぞれの所管課におきまして電子データ等で蓄積をしております。ここについては、まず今後の取りまとめという形になってくるかというふうに思っておりますので、昨年度の御質問の中では災害復旧まで含む記録的な資料ということも御指摘を頂いておりましたので、こういった状況等が進む中において整理をしたいと考えております。

○中村 慎一議員

昨年、質問のときに川内川河川事務所がするような報告、7月豪雨についてはこういうことでしたという、そういう結果報告を二、三ページで報告されていますが、そんなものでいったような話をしたというふうに思うんですが。ある程度具体的に、判りやすいような、そういう報告でよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それともう一つ、先ほども出てきました虎居の都市下水路、下流のほうの監視カメラとか水位計、その遠隔操作等については国のほうに要望をといったようなことで説明がございましたが、そこらについては検討されていないのか。私は思うんですが、最近の雨の降りようというのは、当時、時間雨量120ミリメートル近く、予想では150ミリメートルとか降ったりもするとい

ったようなことがテレビ等でもやっているんですが、都市下水路の構造そのものが、最近の豪雨に対応できていないというふうに思います。特に下流等については、構造等を再度見直しをして容量を増やすとか、それから過去にありましたけれども途中で水抜きをすとか、そういったような構造の転換ですか、そういったようなところを再度検討をしないといけないんじゃないかなというふうに思ったりもするんですけれども、そこらについてはどうでしょう。

○町長（上野 俊市君）

都市下水路の関係等についてであります。虎居の排水機場の関係等については、毎年、要望を国に行っているところでもあります。昨年も九州整備局の担当の河川の部長さんともちょっと話をいたしたところでございます。その中で、排水機場だけということでは難しいと、先ほど申しましたように非常にハードルは高いというようなことでもありますので、やはり都市下水路、そこに流れ込む水をどうしていくかという全体的な観点から含めて検討をしたほうがいいんじゃないかなというふうなことでアドバイス等も頂いております。そういう中で、どういう形であるところはハード面の改修といいますか、できるのかというのは、また国土交通省のほうとも協議し、またいろいろ知恵を頂きながら進めていきたいと思っております。

先ほど申しましたように当面は、今できることとしましては早期の排水ポンプを設置しながら、あその水を吐かすということしか今のところできませんけれども、国土交通省のほうと引き続きここは協議をしながら、どういう形が一番ベターなのかというのもアドバイスを頂きながら、ここはちょっと進めてまいりたいと思います。

○中村 慎一議員

是非、そういうふうに進めていただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ、国との関係とかいったようなことでいろいろ進めてもらっているんですが、被災地の浸水被害を受けた地域の住民の皆さん方等の意見交換、そういったようなことをされたのかなというふうに思います。特に虎居の下流、さつまラーメンの周辺の皆さんとか、それから求名も一部浸水をしておりますけれども、そういったところとか。それから、二渡の川内川からの伏流ですか、大山口川からの伏流等で家屋が浸水したところとか、何箇所かありますけれども、そういうところの地域の皆さん方は、再度被災というのは考えられるわけなんですけれども、そこらについての、ある程度、主管課のほうで変えられたとは思いますが、そこらについての、まとめ的なところでの意見交換の結果とか、そういったようなものがあればちょっとお知らせをください。なければいいです。

○総務課長（角 茂樹君）

ただいま御指摘にあります被災、昨年度の被害、主にそういったところでの浸水被害を受けられた方との意見交換というものについては、実際はそういった会合を開いての意見聴取というのはやっておりません。ただ、自治公民会長さんの方々は危機管理係のほうにも足をわざわざ運んでいただいて、そういった中での話というのは数件やっているというふうには思っております。

○中村 慎一議員

ありがとうございます。やはり、そこに住んでいらっしゃる方々は、豪雨時期でも安心して生活を送りたいといったようなところもあると思うんです。ですから、そこらを、ここからほかのところへ転居したほうがいいですよというようなことでいくのか、そういう災害、被災の関係は何とかそのところを改修をしてとか、そういったような話合いとか、そこらも道路を上げたりとか、川の堤防を上げたりとか、そういったようなことを協議をしながら、ここに住んでいいですよといったような、そういうことを目安として、住民の皆さん方に示唆すべきじゃないかな

というふうに思います。そこらを、ぜひ取組を進めていただきたいというふうに思います。それにつきましては、また後ほどお聞きをしたいというふうに思います。

それからもう一つ、最後です。川内川水系流域治水プロジェクト、さつま町分の整備計画がなかったということで、昨年、質問をいたしました。これにつきましては県の計画がないといったようなことで、こういうプロジェクトの中に入っていなかったんだといったような話であります。これらにつきまして、今回、本流はなかったんですけども、支流関係、出口の関係でいろいろとありますが、ただ本流そのものも、もうちょっとで、あわやといったようなところもございましたので、これらにつきましてどのような進展があったのか、なければなかったでいいんですけども、そこらについて御説明をお願いをいたします。

○町長（上野 俊市君）

この川内川の流域治水の関係については協議会をつくりまして、この流域の市、町、それから国、県なんかは一体となって進めるということで協議をしているところであります。

今、中村議員のほうからありましたように、本町については、特段その河川を掲げての取組というのはしてございませんけれども、この協議会については、毎年協議を重ねながら、これを実現可能なもの、それからやはり流域治水という大きな対策を協議していく場ですので、今後どのような形が必要なのかというのは、この協議会の中でまた出していきたいと思っています。

川内川につきましては激特事業が一応終了しておりますので、大きなハード面でのことはないんですけども、やはり上流等におきましての遊水地やそれから貯水池、民間の田んぼを借り上げてというような取組もいろいろ全国でもしておりますし、我がまちでどのような形ができるのかというのは、この協議会を通じながら検討し、これができるところは、もうそれは反映していきたいと思っていますところであります。

○中村 慎一議員

ありがとうございました。

指定の45分が経過をいたしました。

最後ですね、さっき最後と言いましたけれども、佐賀県のニュースで、佐賀が非常に昨年、都市部が災害を受けまして、浸水被害を受けまして大変だったといったようなことでありますが、早速、佐賀県が市街地などの浸水状況を把握するセンサーを200か所以上設置し、今月から運用を始めるというようなニュースが流れました。NHKで朝やっていたので早速調べたんですが、こういう最新の機器を使って浸水被害を教えるといったようなそういうセンサーの取組とか、そういうのあれば、さつまラーメンのところに監視カメラがあれば状況がよく判るんだがなと思いつつながら、そういう取組とか、住民に安心を与えるようなそういう取組というのを、ちょっとお金はかかるかもしれないんですが、しながら、安心安全のまちというのをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

上野町政2年目、しっかりと頑張っていたいただきたいというふうにお願いをして、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、中村慎一議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時05分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、10番、有川美子議員に発言を許します。

〔有川 美子議員登壇〕

○有川 美子議員

皆様こんにちは。ありがとうございます。議員番号10番、有川美子です。おかげさまで、議員にならせていただき2年目となりました。本日は、傍聴席に久しぶりに町民の姿があります、多く。町民の代表である議会への御期待の表れと感謝申し上げます。

さて、今回の質問は大きく2つです。

大項目1、昨年9月と12月の一般質問での検討事項について。

この質問は、昨年の7月豪雨災害発生後に、我がまちに、もし来年さらに大きな災害が起きたらと仮定をして災害を分析し、準備、対応の改善を図っていくという防災シミュレーションの観点から行いました。これを2つに分けて質問いたします。

(1) 令和3年9月議会の私の一般質問において、大規模災害発生時の車中避難者への情報提供方法について見直しをするとの回答でしたが、その後どのようなようになったのでしょうか。車中避難者とは、車で逃げる方のことです。

(2) 令和3年12月議会の私の一般質問における外国人との共生社会に向けた地域防災について、防災無線への優しい日本語の導入及び防災についての出前講座の積極的な開催を要請しましたが、その後どのようなようになったのでしょうか。

続いて、大項目2、歴史と文化の薫るまちへの取組についてです。

この質問には2つの目標があります。

1、我がまちを年間を通して観光に来られるまちへする。そして、1年を通して観光ができるまちとなれば、まちや地域に交流人口が増えて、はっきり申し上げるとお金を落とす、消費行動をする人が増える、そのような目標です。

2つ目は、地域活性化の観点から、みんなの郷土愛を深めて地域を元気にしようです。私が移住してすぐに感じたことは、さつま町の歴史と文化はどこに薫っているのだろうか知りたいという、移住者ならではの素朴な疑問と好奇心。自分で調査をしていくと、このまちのポテンシャル、潜在する力、資源に驚かされました。そして同時に、もったいないな、まだまだ多くの方に、日本中の方に、世界の方に知っていただけるのにと感じたことであります。

そしてあわせて、役場の方はいろいろなさっているのに、なぜなかなかそのようにならないのか。また、地域では一生懸命活動されている方がいらっしゃるのに、なぜそうならないのか。このことをひもとくために3つの質問に分けて申し上げます。

(1) 町民憲章に「生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります」とうたわれていますが、改めて本町の歴史と文化に対する町長の考えをお聞かせください。

(2) 北薩広域公園の歴史ゾーンの整備を見据え、本町の歴史と文化を掘り起こし、新たな地域活性化へつなげていく取組ができないでしょうか。

最後に、小学生は1年に1校ずつ、さつま町文化財ボランティアガイドの皆様の協力の下、歴史散策パンフレットを作成していますが、実施校区が限定的といいますか、まだ少ないようです。今後の実施予定をお示しください。

以上、1回目の質問を終わります。

〔有川 美子議員降壇〕

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

今日はなかなか調子が悪いようですね。

まず、昨年度の議会後における車中避難者への情報提供についてでございます。

町民向けの防災情報等の発信につきましては、これまで防災無線、ホームページ、テレビに反映されるＬアラートやＬＩＮＥなどのＳＮＳなどによりまして発信しているところでございますけれども、ホームページにつきましては気象情報、避難情報をトップページのバナーに表示しまして、雨雲レーダー、河川水位、雨量などの情報取得に対しての改善を図ってきたところであります。

また、御質問にあります車中避難の関係等につきましては、やむを得ない理由によりまして避難所に滞在することのできない住民が車中避難する場合、できる限り指定避難所の駐車場利用に努めていただき、車中避難されていることを是非とも申し出ていただきたいと思いますところであります。

指定避難所以外の駐車場や知人宅など避難される場合においては、自主防災組織や避難支援者へ避難場所の連絡をお願いいたしたいと思っているところであります。

指定避難所駐車場での車中避難者へはエコノミー症候群の予防チラシ、それから指定避難所付近の被害情報提供、トイレなどの案内のほか、必要な物資の配付等について配慮するよう指示いたしたところであります。

次に、歴史と文化の薫るまちへの取組についてでございます。

さつま町総合振興計画で町民憲章を新町発足時に定め、「わたくしたちさつま町民は、先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の豊かな自然に感謝し、健康で明るく住みよいまちづくりへの誓いをこめて、ここに町民憲章を定め、その実践に努めます。」と定めているところでありまして、その1つとしまして、「生きがいをもとめ楽しく学び 文化の薫るまちをつくります」とうたわれているところであります。まさに、この町民憲章の先人たちが築いてきた歴史と山紫水明の豊かな自然に感謝し、健康で明るく住みよいまちづくりが、歴史と文化の薫るまちへの取組につながるかと考えているところでございます。

御存じのとおり、本町には虎居城跡の山城、島津家墓所、永野金山など様々な貴重な歴史的な文化遺産がございます。それらの文化遺産や歴史資料を先人たちが様々な形で研究し、郷土誌や歴史誌として編さんされ、保存・維持・研究活動を現在まで行ってまいっているところであります。

私個人といたしましても、町内の数多くの文化遺産や伝統芸能等につきまして誇りを持っているところであります。これらの貴重な歴史、文化遺産を町内はもちろんのことでもありますけれども、本年度リニューアル予定の町ホームページなどを活用しまして、全国的に町の魅力を積極的に情報発信できるよう関係団体と協力しながら、さらなる歴史、文化、研究を進めていきたいと思っております。

2番目の外国人との共生社会に向けた取組の関係等についての御質問でございます。

外国人住民の方につきましては、一般的にはＳＮＳなどのインターネットを活用した情報収集や、町からの緊急的な防災情報に関しましては、雇用先である企業や管理団体などからの情報提供に限られていると思っております。

これまで、町から外国人住民の方への情報発信の在り方について検討してきているところでございますけれども、ホームページの利用に合わせましてＳＮＳによるプッシュ型の情報発信の在り方の検討を進めているところであります。

防災無線での優しい日本語導入ですけれども、昨年12月以降に異常気象等で、この防災無線による避難情報等は発令していないところがございます。今後、避難情報を発令する際には、外国人に限らず、子供や高齢者にも伝わりやすい、優しい日本語により周知いたしたいと考えているところであります。

出前講座につきましては、昨年開催しました優しい日本語による防災講座を広報誌で紹介したところがございます。企業やグループなどから開催の申込みはございませんけれども、企業に防災講座を紹介するなど、講座の開催に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、北薩広域公園の歴史ゾーンの整備の関係等についての質問でございます。

歴史ゾーン予定地であります虎居城跡地は、文化調査により、中世の山城では調査事例のない庭園と考えられる遺構が発見されるなど、専門家から高い評価を受けたと伺っているところであります。先般もNHKのBSのほうでも、この虎居城の関係が一部報道もされたところがございます。

また、隣接する宗功寺墓所が令和2年3月に鹿児島島津家墓所として国の指定史跡となっており、本年度中にこれまでの測量と確認調査の結果を整理した報告書を刊行予定としているところであります。来年度以降、仮称ではございますけれども、宮之城島津家墓所保存管理計画策定検討委員会を組織するなどしながら、宗功寺墓所を中心としたまちの史跡や文化財の持つポテンシャルを最大限に生かし、保存活用計画も策定する予定であります。

県立公園の歴史ゾーン整備にはもう少し時間が必要かと思われましても、その間の準備としまして虎居城跡地と宗功寺墓所、歴史資料センターなどを巡るような文化観光周遊コースの検討や、まちの歴史と文化を再認識するため、歴史資料センターを中心にして民間の歴史文化関連団体や地域とも連携しまして、その掘り起こしや子供たちの郷土愛の醸成に努めるなどしていきたいと考えているところであります。

先般も歴史研究会の方々との意見交換というのがございまして、この歴史ゾーンを含む文化的な遺産の取組といいますか、そこあたりについての意見交換もしたところがございます。その折にも、先ほど中村議員の回答でも申し上げましたけれども、この歴史ゾーン、それから宗功寺墓所等を中心にした新たな周辺の開発といいますか、その整備もしていきたいということで、その節もそういうお答えをしたところがございます。

以上です。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、歴史散策パンフレット作成についてであります。この歴史散策パンフレットは平成30年に盈進小学校創立160周年記念事業の一環として校区史跡等案内パンフレットを作成し、以後「宮之城島津家を学ぼう!」「佐志麓周辺」「山崎の麓・野町を歩く」と、毎年1冊、計4冊作成をされております。今年度につきましては、鶴田地区方面の歴史散策パンフレット作成を予定し、今後も薩摩地区も作成できればというふうに考えております。このことにより、史跡等案内パンフレットの目的であります子供たちの郷土愛の醸成につながるものというふうに考えております。

作成には、小学校単位で作成するか、地域的な歴史背景などを検討して数校区でまとめて作成をするかという問題や、また、当然さつま町文化財ボランティアガイドの皆さんの協力が不可欠でありますことから、作成に当たっての負担もあるということで、1年に1冊を目標としているところであります。

○有川 美子議員

答弁を頂きました。まずは、昨日と今日を合わせて一般質問9名の中で、私、最後となりました、初めてなんですが、今日は、1番目のトップバッターは柏木議員でした。そして、災害について。そして中村議員のほうも、私の前の午前の最後のほうに災害、そして歴史ゾーンのお話、出てまいりました。そのほかにも、昨日ももちろんいろいろ出ているんですが、災害とか歴史とかという話が、これだけ一気にこの6月に出てきたんですね、質問に。それは町民の皆様が、私たち町民の代表である議員に、ここんところをどうにかしてくれんかっていう声が多く上がってきている証拠だと私は思います。それで、2回目の質問をいたします。

それでは災害関連です。私は去年、災害で避難をいたしました。そして、その後1年が、もうちょっとで経過しようとしています、正直申し上げて行政側の皆さん、役場の皆さん、いろいろ御検討されていると私は感じています。今日の答弁でも、しっかりと町民の皆様も聞いていただければ感じていただけるんですけども、実は役場というのはやっぱり専門用語があるように聞こえてしまうんです。それは言葉を簡潔にすること、判りやすくすること、せめて中学生レベルぐらいまでに、と同時に簡潔に伝えることだと思います。

そして、私が災害発生地の車中避難者の存在ということ、先ほど町長のほうが、やむを得ない理由で避難所の外で車で避難をする人には、ぜひ申し出てほしいと言われました。それは、もうもちろんそのとおりでありますが、では、申し出てほしいというこの部分、何かマニュアルとありますか、まだマニュアルに落とし込んでいなくても、こんなふうに申し出てもらおうかとかいう話合いがされているのでしょうか。あればお示してください。

○総務課長(角 茂樹君)

車中避難者をどのようにしていくかということを含めまして御回答をさせていただきたいと思っております。

災害対策におきます車中避難につきましては、狭い空間、限られたスペースの避難であるために健康面でのリスクが高まることから、先ほど町長のほうから答弁がありましたように、基本的には推奨されるものではないということは、県のほうからもそういったことで通知も来ています。

しかし、先般の全国紙が行いました調査では、都道府県や政令市などの約7割で車中避難を想定した対策を取っているとの報道もございました。また、キャンプブームで車中泊人気の高まりというのも考えますと、その対応も必要であるというふうに認識をしているところでございます。このようなことから本年度の町地域防災計画の見直しにおきまして、車中避難の位置づけを行ったところでございます。これについては、まだ防災会議を開催しておりませんので、一応、案という形で今現在は計画の見直しの中では位置づけているところでございます。

今後におきましては、今、議員からも御指摘がございますように、車中避難者を含めて避難者の把握について、これについては基本的に指定避難所においていただけるとそこで把握はできるんですが、車中避難となりますとどうしても見つけていけないといけないというのはございますので、そういった方についてはぜひ御協力をいただくという形になろうかと思っています。そういった形で届出をしていただきたいということでございますが、なかなか雨の降っている中で車から降りて避難所まで行くということも大変だというふうに思っておりますので、今後におきましてはデジタルを活用した取組といったものも、今現在検討をやっている段階でございますので、ここいらについては理論上可能であるということですが、実際どういった形にしていけばということは、絵づらでは出てきているんですけども、これをシステム上どう乗せ込んでいくかとい

うことについては、ホームページのリニューアルと合わせながら検討していきたいと考えております。

○有川 美子議員

今の総務課長の御説明、大変判りやすく、皆様、今日は傍聴席に町民の方いらっしゃいます。聞いていただいているのではないかと思います。もしこれが伝わらなかったときには、私たち議員がやはり御説明をしていくというのも大事かと私は感じております。

それでは、今デジタルというのもございましたけれども、こういう情報提供を町民の皆様、してくださいね、これからのお話なんです。実際に私的には熊本のときも本当に増えました、車中避難が。今、これどんどん進んでいくと、きっと避難される中の半分くらいは車中避難考えていらっしゃるのかもしれませんが。なぜこのように感じるかというと、実際に昨年、被災をされた地域を回っております。そのときに、ある方はこうおっしゃいました。「私は独り暮らしの女性なので、車は必ず前向きに、外にすぐ出られるように。そして、集落が人がいなくなって家も遠いので、私は鶴田に住んでおりますので、山間部であるので、必ずすぐ逃げられるように車の中にある程度の大事なもの、必要なもの、必ず乗せている。去年の大雨を体験して、またしたんですよ」と、こういう声があります。ですから、これは町民の皆様も怖い思いをされた方は、やはり準備されてきたと思うんです。ただし、昨年、被災をされた方の話を聞いてから、やっとさつま町の被害が大きいということに気づいた方もいらっしゃるの、危機感が人それぞれ、地域ごとに違うんだと私は感じております。

そして、こういったことがありました。今日のほかの議員の質問のときの答弁でも話題に出ました5月29日の町内一斉の避難訓練の話がありました。やはり、これ100%とは申しません。私が一番最初にいた集落はありませんでした。理由を聞けば「高齢者ばかりだから出てくるのが悪かだねえ」と。でも、私、今年はこのことを知りました。ある集落は高齢者ばかりになったけど、自分で歩くのが膝が痛くてとかいろいろ大変な方は、電話連絡網を回す訓練はしたんだよって。これは地域ごとの自治会が考えて自主防災組織なんです、やはりまちまちなんです。だから、こういったいい例というのは、正直、救い上げていただいて町民の方へお知らせいただく、こういったことも必要であるかと思えます。現場を歩いて、そのように感じることでありました。

そして、質問です。車中避難者のやむを得ない事情で、去年はペットと一緒に避難させたという回答を前の総務課長さんから頂いた、その方は車中でしたよという回答を頂きました。どうでしょう、このペットのこと、何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

まだペットのことについては、具体的には検討はいたしていないところでございます。

○有川 美子議員

それはなかなかであると思うんですが、少し念頭に置いていただいて、心の中に置いていただいて。なぜかという、やはり多いので、ペットをかわいがっていらっしゃる、子供のように感じていらっしゃる方、大変多いので、作成のマニュアルとまでは言いませんが、何か話合いの場に持っていただきたいと思えます。要請をいたします。

それでは、災害に対する（1）の質問を終えまして、（2）に参ります。外国人との共生社会における地域防災についての私の質問に対する答弁を頂きました。

この外国人の皆様の方の防災について、一番手の柏木議員も質問を今日はなさいましたね。この外国人の皆様、外国人外国人という言い方は大変失礼ですが、400名からいらっしゃるんです、このまちに。やはり、この方たちの命というものを守る役目は町にありますし、私たちも協力を

していきたいところなんです。

防災無線に、私は優しい日本語の導入と申しました。優しい日本語について、危機管理系のほうには私がこのような資料をお渡しをしておりますね、「やさしい日本語」作成のためのガイドライン」、これは弘前大学の人文学部社会言語研究室から出ているもので、とても有名なものです。先駆けの先生がされたこと。なぜかというと阪神淡路大震災から、この大きな震災を契機として、この優しい日本語というのが広まっていったからなんです。ですので、優しい日本語を検討するというふうにおっしゃってくださったんですが、私の言っているのはこれなんですよね。この弘前大学の研究で出ているものを申し上げています。簡潔だから優しいんじゃないんです。これをぜひ一緒に学んでいただいて、もう知っていらっしゃるとは思うんですが、これを活用というのを私は要請をしています、ということの確認をいたします。

そして、違う質問に参ります。在住の外国人だけでなく旅行者、これから私たち、観光をまた活発にしていけないといけません、旅行者の被災って考えられますね。外国語での防災無線で呼びかけるといことが出てくるかもしれないけれども、ここは何か準備がされているでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

一次的には防災行政無線での周知というのを考えておりますし、それ以外にはホームページでありますとか、SNSでありますとか、そういったデジタル機器を使った情報の提供といったものを考えているところでございます。

○有川 美子議員

無線とかホームページとか考えてくださっているんですが、昨年、私が、ホームページが外国人の方に、携帯版がすぐ判らないので変えてくださいと申し上げたことは、次の日か、その2日後ぐらいにはすぐ対応していただきました。大変素早い対応ができる行政なのだと、担当課であると、ありがたく感じたところでございますが、今日あった質問の中からちょっと関連した質問ですので、感じたことを1ついたします。

就労者、外国人の働きに来ている方、企業に雇用されている方、短期の方とか、事業者のほうにも協力をしていただくようにお話をし、災害に対する企業との協定の実績はないんですけども、これから協力というのももちろんしていきますよというお話であったかと思うんですが、この雇用事業者、私、こんな話聞いているんですね。たしか、去年同じように外国人の方の防災について防災無線の話をしたときに、「外国人の人たちは行政防災無線がついているところには住んでいないんじゃないかね。いや、どうやろかい」と言われたんですよ。だから、ここは就労している企業との兼ね合いなので要請はいたしません。ただ、だからこそ、実際のときの無線の呼びかけが大事だというふうに私は訴えております。

そして、結婚をして配偶者の方、私が知っている方にもいらっしゃいます。日本人の方と結婚して、パートナーとしてさつま町でさつま町民になってくださっている外国にルーツのある方、日本語とっても上手だと思います。けれども、ガンと大きな災害で、地震であったりいろいろなったときは、簡単に言えばパニックの状態のようになりますよね。私、なります、うわーって震えがきます。そうしたときには、ふだんは理解ができるんですけども、できなくなってくるんですよ。なので、私は防災無線はもちろん優しい日本語、弘前大学から出ているもの、そして避難所での皆様の対応、これは行政の側だけじゃなく、町民の皆様にも、私自身も、そういう方には優しく、そして丁寧にということをお伝えしていきたいです。

これをお伝えする方法を考えると、やはり行政の社会教育課のお力を頂かないといけないなと思っているんです。それが出前講座ですよ。去年、出前講座は積極的に災害のほうをしてくだ

さいねと申しあげました。希望がなかったということじゃないんです。私は無理やりというのは言いませんが、危機管理係の方とかそういう担当の方が、危ないんです、危機感を持って、絶対これをしていたほうが良いという情熱が、大変失礼ながら、ちょっと足りないのかもしれないと思いました。

改めて私たちは、もう6月なんです。7月10日、去年からもう1年、今、皆さん一緒です。冷や冷やしています。私もそわそわしています。この中で、やはり積極的に、防災どうなっていますか、講座ありますという情熱を持って取り組んでほしいんです。

ここの点、もう一回伺います。社会教育課のほうでそういう出前講座、臨時でも構いませんので積極的にしていただけないでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

出前講座につきましては、各町の担当のところからどういう講座を各課でやっていくかという選出がありまして、その中で、今議員がおっしゃられる我が家の防災対策ということで実施をしているようです。

以上です。

○有川 美子議員

我が家の防災対策、出前講座、これ積極的に開催をしてほしいと具体的に申しあげているのは、自治会のほうに「そんな暇はなかよ。コロナだよ」と言われても、実際されている地区があると私は確認しています。ですから、もっと積極的にできませんかというお話なんです。いかがでしょうか。

○総務課長（角 茂樹君）

出前講座につきましては、今ほど社会教育課長のほうから説明がありましたように、一応申込みの中で対応しているという形になっておりますが、今議員おっしゃるように積極的に、特に命を守る安全安心の部分ですので、我々のほうから積極的にいくといったことは、もうそのとおりの部分だというふうに思っておりますが、出前講座の種類の中にはいろんなサロンを通じてのお願いであったりとかしておりますけれども、これ以外にも交通安全の教室であったりとか、いろいろ活動もやっておりまして、そうした中で、特に高齢者の皆様方へそういった伝え方ができるのか、災害に関する伝え方ができるのかということは、講座を持っておりますので、そこいらも積極的に案内しながら、また、こちらから攻めのほうでということだと思っておりますので、そういったところについては、こちらのほうから促しながらやっていければというふうに思っております。努力をしてみたいです。

○有川 美子議員

ちょっと強く申しあげました。なぜなら、私が去年は人生初の避難を経験して危機感が強いからだと思いますが、これは共有したいことなので強く申しあげました。要請をいたします。

そして、災害のこの質問の最後に、1つ残念なことを申しあげます。

5月29日の自主防災組織の町内一斉の防災訓練です。そして、ここに町長が最初、このような新しい取組、始まりましたという放送をしてくださいました。届出避難所制度、ありましたよね。私、聞いていました、自宅で。ただ、おやっと思ったんです。私、回覧板でも何でもお知らせが来ていませんでした。このチラシなんです、緑の。これは私が危機管理係の方から直接、4月の終わりか5月、ゴールデンウィークの前に頂きましたので、私は知っている人には話をしていたんですが。私の自宅に、もちろん来ていなくても、そこまでは許容範囲です。でも、5月29日、私の区で集まったときに担当の方は配られました、10時からの消防団の方に配ってくださったんですけども、その方に内容がきちんと伝わっていなかったというのと、正直、公

民館長さんと公民会長さんが「こんなの、あったけなあ」とおっしゃいました。ごめんなさい、これ悪口じゃないんですよ。事実で、これ命を守れない状況が私たちさつま町の中にあるという現実です。失礼ながら、このことをお伝えして、歴史と文化の薫るまちへの質問へと移ってまいります。

町長が歴史と文化を、そしてさつま町のそれを誇りに思っているとおっしゃってくださいましたね。大変、私、正直うれしいなと思いました。そして申し訳ないんですが、町長って、誇りとか大事にしてくれているのかなって思っていました。なぜならば、そんなにお話する機会がなかったから。そして、私がこのまちに移住をしてきて6月1日で丸5年が経って、今6年目になったんです。移住者の私が、このさつま町で、毎日とは言いませんが本当に新しい歴史、文化、そして資源とかの発見をしていて、とっても浮き浮き、わくわくしているんです。そして、島津家のお話も出ましたね。宗功寺も国の指定も出ましたね。虎居城だって山城だってロマンを感じるんですよ。だからこそ、一生懸命、歴史文化を保存をしてきてくださっている皆様、大事やっどって言ってくださっている皆様の思いを行政の皆様は受けていただいて、それを形にしていたいただきたいんです。

私が申す形というのは、皆様が今年される事業にまだ間に合うと思います。観光の分野であろうとか、歴史、文化というものを掘り起こすということを加えていただきたい。なぜならば、観光観光って、どの自治体も申し上げます。さつま町はみんな判っています。私たちお金というもの、資本主義の中で生きていく中で大事なものは誰でも知っている。けれども、この根底にあるものの、さつま町の本当のオリジナルの大事なものは歴史と文化であります。基盤となるものです。これを失礼ながらおろそかにしているように町民から感じられているということはゆゆしきことでもあります。ですので、歴史と文化についての町長の思いが大変ありがたい方向だったものをうれしく思っております。

そして、話を変えます。宮之城歴史資料センター、これ私、行きました。ここの役割、私ももっと中心となっていていろんなことをしてほしいんですが、具体的に私が提案をさせていただくのは、例えば親子で学べるように、この歴史を、もう漫画で構いません。絵が多くて、子供たちに判りやすい言葉で書いてある本を親子で楽しめる。例えば、大人用のものと重ねて見られるような、そういったものを企画というところでどうでしょう。そのような話がほかにあれば、そして私の提案としてお聞きいただいて感想などいかがでしょうか。

○社会教育課長（永江 寿好君）

議員がおっしゃられる漫画という部分につきましては、町でもいろんな挿絵とか漫画とか、そういう部分については作成をしているようです。その中で新たに編さんするとか、そういう取組をしながら、いろいろな、先ほど町長が言われたように情報発信ができればというふうに考えております。当然、図書室などにもありますので、そこら辺についても読み聞かせとか、そういうところであれば取り組んでいけたらというふうに考えております。

○有川 美子議員

あることは私も存じ上げております。そして、新しいものを作るというのが難しいことも承知の上で、このように申し上げましたら、社会教育課のほうから読み聞かせということをおっしゃってくださいました。これは、私にはなかった発想であります。やはり社会教育課の皆様は熱心に青少年の健全育成とかそういうことをなさっているので、視点が違うのだと感じるところです。ぜひ、読み聞かせのところ、この歴史、文化を伝えるという活動を色濃く入れてください。

このように今、一生懸命、私、話をしているんですが、私なりに。歴史と文化というところで、ただか移住して5年の私が言うって、本当は申し訳なく思っているんです。でも、地域で一生

懸命活動している方たちと行政の皆様の思いというのがつながっていないって、この1年感じてきました、調査をして。だからこそ、あえて申し上げます。行政の皆さんがしていない、何もやっていないってことを言っているんじゃないんです。歴史と文化は基礎に、基盤になるものだから、これを見つめ直してほしい。よそから来た人にはよく分かるんです。さつま町のよさが大好きになるんです。けれども、そこにずっと暮らしていると当たり前になってしまう。よく言われますよね。

でも、ここで今、我がまちは、これを掘り起こして大きく広げて活用していかないと、どうでしょう、合併したのが平成17年。日本の経済も、そして社会情勢も、正直、上がるってこと考えられますか。夢や希望を子供たちに語る大人になっていますか。私、夢も希望もないなんて言葉、正直大嫌い。けれども、言ってしまう、言わせてしまう、そういう何かがあるんですよね。

ですから、ぜひ社会教育課の皆さんには、そして元社会教育課にいらした役場職員の方がいらっしやるはず。御自分が今いらっしやる課で歴史と文化と、自分の今の仕事をつなげられないだろうか。SDGs、9月に宣言するけれども、それも絵空事じゃ駄目なんです。あなたがしている仕事の中でつなげられないかということを考えていただきたい。それが本当の持続可能なまち、子供たちへ残せるまちです。

それでは、残り時間はこれで合っていますか。合っている。ありがとうございます。残り時間がまだありますね。なので、違う質問をさせていただきたいと思います。

(2) ちょっと混同しているように、すみません、2番に移りますとか言わなくて大変失礼をいたしました。町長のお言葉を頂いた後の(2)の、私が申し上げている北薩広域公園の歴史ゾーンの整備を見据えというところなんです。この話をほとんど半分ぐらいはしているところなんです。最後を簡潔に申し上げるんですが、中村議員のお話、大変今日いいお話がありました。もう亡くなられたということだったのでしょうか、30年前のある、ごめんなさい、お名前ちょっと失礼ながら、町長さんが、この北薩広域公園の開発どう思うかという話をされました。その中で中村議員は、まあ50年ばかりかかるでしょうけどと、それから30年でやっと歴史ゾーンの話が見えてきたと思ったら、橋が架かる、橋が架かるって町民の方がおっしゃるので、私、北薩地域振興局、もう一回確認しました、しつこく。

つり橋が上流と下流、2本架かるという計画があるんだけど、本当にこれ、いつ頃架かるのかと。そしたら、このような回答です。アクセス園路、歴史ゾーンへ行くために1号と2号の園路は整備中なんです。そして歴史ゾーンへの橋については、今計画している。そして下流側のつり橋、実施設計、設計は終わりました。そして設計内容の精査をしています。いいですね。そして精査が完了次第、発注したいと考えている。下流側のつり橋から進んでいます。しかしながら、やはり予算というものも関わってきます。そして、着工してからおおむね3年ほど必要となります。という返事が返ってまいりました。1つの橋が架かるのに、やはりまだこれだけかかるんだっていうことを実感しました。

これは町民の皆様にも、ぜひ知っていただきたい。そして、諦めるんじゃなくて、じゃあ進んでいるね、やっぱりちゃんと進んでいる。年数はまだかかるけれども、じゃあさつま町で何していいか。県に任せっきりのか。違いますよね。建物が建つのを待っているのか、整備されるのを待っているのか。そうじゃなくて、みんな、さつま町独自で、官民なんて言い方じゃなくて、町民みんな盛り上げていきませんかというのを私は提案したいんです。

それで、観光にしていくなちということになるんですが、先ほど上別府議員のお話の中にも出てまいりました、今、申し上げていいんでしょうか、企画政策課の皆さんが大変頑張ってください

っていて、銀行さんとの大きなローカルブランディング、判りづらいいんですが、自分の自宅から1時間とか2時間の近いところに旅行に行くっていうのが、このコロナ禍で新しい私たちの旅行プランに入りました。このローカルブランディングというところの話を進めている企画がありますね。ここに、ぜひ観光をさらに盛り上げるために、歴史と文化というところの組み込みを何かできるものはないでしょうか。

○企画政策課長（小野原和人君）

この前、御説明申し上げましたように、本年度、鹿児島銀行と連携で地方創生推進交付金事業に取り組む予定ですが、まだ具体的に歴史とか文化をどのようにこの計画にリンクさせていくのかというところは、まだ見えていないところですが、ただいまの御意見も参考にしながら、いろいろと取組を進めていきたいと考えております。

○有川 美子議員

すみません、急な御答弁をいただきました。ありがとうございました。

歴史と文化ということ、基盤であるということ、私、うまく言えたかどうかは判りませんが、この問いで最後に、今度は私が観光につなげていくんだっていう話が目標ですと申し上げたので、商工観光PR課のほうに、ちょっと1つ質問いたします。

今、一生懸命いろんな取組をされていると私は感じていますが、「薩摩のさつま」とかいろんなものがあり、新しく始まってもいるんですが、私、こんなふうに思います。どんなにさつま町のものを使って商品を開発しても、1つ何かできました、ここにジャムでもいい、何でもいい、できました。この商品は、今、本当に町民外、県外に訴えるべき、ちゃんとした計画というか企画ができているものなんですか。私は、こういう商品一つにも歴史と文化というものが、味わいといいますか、深みを持たせるものだ。それこそストーリー性、物語性を語れるものだと思うんですが、観光PRをされていて何か感じることはないでしょうか。

○商工観光PR課長（中村 英美君）

ただいま議員のほうから御質問があったことにお答えいたします。

私も、「薩摩のさつま」の商品につきましては、本当に隣のソムリエという形で、隣の人でも説明できるというぐらい親密な形の中で、少しずつですが、そういった形の中で盛り上げていく、そういうのが一番大事かなというところで商品のほうは思っております。そういうところを育てていくことで、まちの活性化、それから観光等についてもつながっていくんじゃないかなということで考えております。

以上です。

○有川 美子議員

隣のソムリエ、判りやすくいいですね。これ、歴史と文化を語れる、そういうのにも活用できますね。会員の皆さんが一生懸命なさっていますけれども、やはり隣の歴史研究家とまでは言いませんが、ロマンを持って語れる、さつま町のことをというのもつくっていただけますね。

その第一歩は、やはり行政の皆様をお願いしたいと思います。役場に来て、歴史の興味ある、興味ないって、正直、そんな気持ちは関係ないんです。仕事ですから、まちづくりをしていくものですから。ですから、ある程度のは場所とか、そして歴史を語れるように、ぜひ、なっていただきたい、一緒に学んでいただきたい。そのためには、連携、連携。一にも二にも、五も十も連携であります。

町民の皆様は待っていらっしゃると私は感じています。行政の皆さんが歴史と文化に気持ちをかけて、そして、教えてください、手伝ってください、一緒にやってみましょう。一緒にやってみましょうを待っていると思います。ですので、この部分を強く訴えて、必ず歴史と文化と

いうものを皆様が各課で、自分の課の事業とか仕事にどういうふうに関われるか考えていただきたいということを要請いたします。抽象的ではありますが、ちょっと大きな話なので、そのようにさせていただきます。

そして、是非、宮之城歴史資料センター、こちらには先陣を切るというのではなくて、一緒に、共に、町民の皆様と共に、何かしっかりとした取組をするということを見つけて、そして実行していただくというのを要請いたします。

では、あと10分です。最後の質問は小学校のパンフレットの話でした。すみません、今日ちょっと忘れ物をしたので、これ、商工観光PR課さんから借りてまいりました。このような、さっきおっしゃってくださった、すみません、盈進小学校の160周年とかないんですが。山崎、出しましょう。歴史散策パンフレット「山崎の麓・野町を歩く」このような折っているんですね。皆さん御存じでいらっしゃると思いますが、これを子供たちと一緒に学校の授業の中で取り組んでいるんだというお話を聞いております。

今年、鶴田を考えていて、協力をするボランティアの皆様も負担もあるっていうふうにおっしゃられたので、なかなか全部一気にというスピード感は難しいというようなことをおっしゃったと思いますが、一つ、薩摩地区。私、学校教育の中で小学校の統合のお話が、今、課題となっていると思うんです。その中で、鶴田がもう合併しましたよね。薩摩地区はこれからなんです。求名、そして中津川、永野ですね。これ、決まっていないと思いますが、教育長のお考えを教えてください。合併してからでもいいんでしょうか。それとも、もちろん検討するんですが、鶴田はもう合併したので、合併する前にちょっと細かく子供たちのためにしようとか、そういう考え、ないでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

現在、薩摩3小学校に関しまして、それぞれ今のうちにこういうパンフレットを作成するか、そろってからするかという話になってきます。そこまでのところは、まだ現在のところは検討していないところであります。

ただ、薩摩地区には金山がありますし、それから大石神社がありますし、いろんな郷土芸能、そういったものについては、かなり熱心といいますか、継続的にずっと取り組んでこられているところでもありますので、それぞれ単独でも、全然遜色のないすばらしいものが出来上がるんじゃないかなというふうに思っております。

○有川 美子議員

そうなんです。薩摩地区って、私、歴史を調べるまでは、こんなふうに思っていました。「さつま」って何で漢字で「薩摩町」だったんだろうって。なぜ3町が合併したときに平仮名の「さつま町」だったんだろうと。こういった話は、私が移住する前の話なので、いろんな方にお話を聞きましたが、単純に薩摩という漢字の名前が残っている。そしてJAさんも「薩摩のさつま」としていく、この漢字の薩摩という、ここの歴史って、やっぱり、もっともっと町全体で深堀りすることで、旧宮之城町の皆様の歴史と文化も深堀りすることになると思いますし、旧鶴田町の皆様のも深堀りしていくということになると思います。

残り6分で、最後にひとつ要請といいますか、申し上げます。今日、私がした質問は、最初は防災のことでしたね、災害のことでありました。そして、大変失礼ながら、自治体の自主防災組織のそういう連絡がうまくいっていないんじゃないですかということも、ちょっと苦言も申し上げました。実際もお話をいたしました。

そして、2つ目は、歴史、文化のほうを向いてほしいというようなお訴えのほうもさせていただきました。役場の中のお仕事は、皆様は、こういう言い方は失礼ながら、プロであります。

1年目、2年目とか、そういうことでなくて、特に今、私の目の前にいてくださる皆さんは、私よりも学んで経験をなさって、そして、いろんな課を回るたびに大変だとは思いますが、それだけ町のことを知る、深めてこられた皆さんです。議員になった私たちも、皆さんのふだんのお仕事を、こうせい、ああせいって言えません。立場が違います。私たち議員は、皆様が計画をされたものをしっかりと町民のためになるのかというのを審査をしていく立場であります。

ただし、私たちは町民の代表として、昨年、選挙で選んでいただきました。そのことは、しっかりと、しっかりと腹に落とし込んで、私はこの1年、活動をさせていただいたつもりです。また、私はもう3年ないですね、2年と10か月ほどのこの期間を限定された中ですので、正直、息が切れるほどのスピード感を持ってやっていくんです。だからこそ、訴えも増えていくし、こうやって一般質問も人数が増えていく。毎回するんです。このスピード感は、申し訳ないんですが、仕組みは今から変わります。デジタルで変わりますね。昨日はRPAの話とかあるので、変わっていくものなんですが、やはり、デジタルを使わなくても変われる部分があると思うので、どうか、どうか、スピード感も持って、まちのために、最終的にはBPR、業務改善ということを進めていっていただくように、2年目ということを強く意識をさせていただいて活動をしてまいります。

災害のこと、歴史、文化のこと、コミュニケーションの不足であったりとかするところは、必ずデジタルだけでなく、皆様が情熱を持って取り組むというところでしていただくように要請いたします。私の一般質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、有川美子議員の質問を終わります。
これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
6月13日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。
本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時02分

令和4年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

令和4年6月13日

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和4年6月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	萩木場 一 水 君	保 健 福 祉 課 長	甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君	子 ども 支 援 課 長	藤 園 育 美 君
農 政 課 長	山 口 泰 徳 君	ふ る さ と 振 興 課 長	米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	水 道 課 長	出 水 隆 君
消 防 長	下 村 晴 彦 君	社 会 教 育 課 長	永 江 寿 好 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 1 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案第 4 2 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 3 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 4 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 4 5 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 4 6 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	4 1	さつま町税条例等の一部改正について
	4 2	さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
	4 4	令和4年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 5 款 国庫支出金(関係分) 1 6 款 県支出金(関係分) 1 8 款 寄附金 2 0 款 繰越金 2 1 款 諸収入 2 2 款 町債 歳出 2 款 総務費 3 款 民生費 4 款 衛生費 9 款 消防費 人件費全部
	4 5	令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
	4 6	令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
文教経済 (第2委員会室)	4 3	さつま町水道事業条例の一部改正について
	4 4	令和4年度さつま町一般会計補正予算(第3号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 1 5 款 国庫支出金(関係分) 1 6 款 県支出金(関係分) 1 9 款 繰入金 歳出 6 款 農林水産業費 7 款 商工費 8 款 土木費 1 0 款 教育費 1 1 款 災害復旧費入 第2条 繰越明許費の補正 第3条 地方債の補正

△開 議 午前9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

これから、6月7日に提案がありました議案第41号から議案第46号までの議案6件について、総括質疑を行います。

なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」

○議長（宮之脇尚美議員）

まず、日程第1「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」から日程第3「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件を、一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、配布してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第4「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号については、配布してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計

補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第5「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び日程第6「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を、一括して議題とします。

各議案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、配布してあります議案付託表のとおり、総務厚生常任委員会に審査を付託します。

本日から6月15日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（宮之脇尚美議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

6月27日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前9時34分

令和4年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

令和4年6月27日

令和4年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 令和4年6月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	新 改 幸 一 議員	2番	平 山 俊 郎 議員
3番	上 圀 一 行 議員	4番	橋之口 富 雄 議員
5番	中 村 慎 一 議員	6番	上別府 ユ キ 議員
7番	森 山 大 議員	8番	新 改 秀 作 議員
9番	平八重 光 輝 議員	10番	有 川 美 子 議員
11番	古 田 昌 也 議員	12番	岸 良 光 廣 議員
13番	上久保 澄 雄 議員	14番	川 口 憲 男 議員
15番	柏 木 幸 平 議員	16番	宮之脇 尚 美 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	早 崎 行 宏 君	議事係 長	西 浩 司 君
議事係 主任	杉 元 大 輔 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	上 野 俊 市 君	副 町 長	高 田 真 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	角 茂 樹 君
企画政策課 長	小野原 和 人 君	財 政 課 長	富 満 悦 郎 君
税 務 課 長	萩木場 一 水 君	保 健 福 祉 課 長	甫 立 光 治 君
高齢者支援課 長	久保田 春 彦 君	子 ども 支 援 課 長	藤 園 育 美 君
耕地林業課 長	上谷川 征 和 君	ふ る さ と 振 興 課 長	米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長	原 田 健 二 君	水 道 課 長	出 水 隆 君
教育総務課 長	大 平 誠 君	社 会 教 育 課 長	永 江 寿 好 君
農政課 長 補 佐	白 石 光 一 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 4 1 号 さつま町税条例等の一部改正について
- 第 2 議案代 4 2 号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 3 議案第 4 3 号 さつま町水道事業条例の一部改正について
- 第 4 議案第 4 4 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 4 5 号 令和 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 4 6 号 令和 4 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 7 議案第 5 1 号 令和 4 年度さつま町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 8 陳情第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2023 年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 第 9 発委第 2 号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 第 10 発議第 1 号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について
- 第 11 発議第 2 号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について
- 第 12 報告第 5 号 令和 3 年度さつま町土地開発公社収入支出決算について
- 第 13 報告第 6 号 令和 4 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第 1 号）について
- 第 14 議員派遣の件
- 第 15 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前 9時30分

○議長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。ただいまから、令和4年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、配布してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」、日程第2「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第3「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」、日程第4「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」、日程第5「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

日程第1「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」から、日程第6「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

おはようございます。マスクを外させてもらいます。

総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」、「議案第42号 さつま町国民健康保険税条例及びさつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、以上の議案5件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第41号であります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴うもので、町民税の課税方式の見直しや合計所得金額の規定の整備、住宅借入金等の特別税額控除の延長などについて、本条例の一部を改正するものであります。

次は、議案第42号であります。今回の改正は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和4年度に減免を行った場合も財政支援の対象とされたことから、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、令和4年度国民健康保険税の減免対象者数の見込みをただしましたところ、令

和3年度の実績が令和4年5月末時点で7世帯、101万2,600円であり、令和4年度は、前年の事業収入等から30%以上減少する見込みのある方が対象になる。よって令和3年度より減少する見込みであるとのことであります。

次は、「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」の関係分であります。

まず、2款1項6目、情報システム費のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業費に、4,569万8,000円が計上されております。これは、役場本庁と各支所とのオンライン窓口の設置や庁舎内のモバイル通信システムの整備、訪問調査など庁舎外での行政サービス活用のための環境整備等を行うものであります。

質疑の中で、本事業でさつま町がリモート窓口システム導入事業を選択した理由をただしましたところ、さつま町は広大な面積を有しており、支所を拠点とする連携が継続的な課題でもある。その中で、距離的・時間的な地域の差を埋めていこうという考え、連携を取る上で、しっかりと顔の見える窓口設置の必要性を考慮し、選択されたとのことであります。

次に、2款1項7目、企画費の総合戦略推進事業費に3,080万円が計上されております。これは包括連携協定を結ぶ鹿児島銀行との共同によるローカルブランディング戦略の展開を行うものであります。

質疑の中で、ローカルブランディングの全町的な展開などをどのように計画しているかただしましたところ、まずは、柴尾温泉と物産館を対象にブランディングに向けた調査等を実施し、この調査・結果を踏まえた上で、関係各課との連携を図りながら他地域への展開・発展も検討していくとのことであります。

この回答を受けて、事業の推進状況の報告を今後の議会全員協議会等で行っていただくよう要請をいたしました。

次に、2款1項13目、財産管理事務費に42万5,000円が計上されております。これは、平成2年度に設置した中津川区の不堂団地内の遊具撤去費用であります。

質疑の中で、遊具撤去後はどのようになるのかただしましたところ、該当遊具は一定以上の活用がされて初期の目的が十分果たされたと認識しており、撤去後は近隣に小学校もあることから遊具の新設は行わず、広場になるとのことであります。

次に、4款1項4目、衛生費の予防接種事業費に51万9,000円が計上されております。これは、子宮頸がん予防ワクチン任意接種償還払い助成と造血細胞移植後ワクチン再接種費用が計上されております。

質疑の中で、子宮頸がん予防ワクチンの接種率をただしましたところ、子宮頸がんの接種対象者662人に対し、接種者は31人で接種率は4.7%のことであるとのことであります。

次に、9款1項3目、消防施設費の非常備消防施設費に121万5,000円が計上されております。これは、消防団の消防用ホース配備を行うものであります。

質疑の中で、消防団の消防ホース配備状況をただしましたところ、ホースの配備数は基本本数を決めており、小型動力ポンプ積載車は20本、消防ポンプ自動車は30本、さらに消防ポンプ自動車に消防小型動力ポンプが積載されている場合は10本追加し40本となる。その中で、対応年数や老朽化を考慮し廃棄を行い、基本本数に不足する分について、臨時的にホースを購入し整備をしているとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、繰越金7,837万5,000円が計上されております。

次は、議案第45号であります。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免措置に伴う県支出金への財源組替であり、予算総額に変更はないものであります。

次は、議案第46号であります。

歳出では、令和3年度介護給付費の確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から、概算払いされた第2号被保険者分の負担金を返還するもので、7,028万2,000円が計上されております。

最後に、改めて一括質疑で、総合戦略推進事業のローカルブランディング戦略の展望についてどのように考えているか、関係課長にたどしましたところ、周辺自治体では道の駅整備構想を立てており、購買者が近隣市町に流れることが懸念され、さつま町も対抗する競争力をつけなければならないと考える。予算や人員の関係によりローカルブランディングの全町的な実施は難しいが、本年度調査した内容を踏まえ、次年度以降の事業展開を判断して行く。事業では実施が難しい部分については、関係課と連携をし対応を検討していくとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

ここで、演壇の消毒を行います。しばらく休憩します。

休憩 午前9時41分

再開 午前9時41分

○議長（宮之脇尚美議員）

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

私のほうもマスクを外して、報告をさせていただきたいと思います。

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」及び「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」関係分、以上の議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、議案第43号であります。今回の改正は、令和4年4月1日に城内公民会と麓公民会が合併し、麓城内公民会となったことから、公民会名を改正するものであります。

次は、議案第44号の関係分であります。

まず、歳出の6款1項7目、畜産業事務費に3億1,449万5,000円が計上されております。これは、畜産クラスター事業補助金であり、宮之城屋地区に計画されている豚舎5棟の建設に伴い補助金を交付するものであります。

質疑の中で、新築豚舎の臭気対策は十分かただしましたところ、これまでもオゾン脱臭装置を設置し臭気の軽減が図られているが、脱臭装置を設置した豚舎を新築することで、既存の豚舎に後付けて設置するよりも効果的な臭気対策を講じられるとのことであります。

次に、7款1項5目、企業振興費に4,308万5,000円が計上されております。これは、令和2年に立地協定を締結したさつま町バイオマス燃料合同会社への企業立地助成金で、用地取得、施設及び設備投資、新規雇用に対し交付する助成金であります。

質疑の中で、燃料としての木材不足が懸念される中、事業継続の見通しはどうなっているのかただしましたところ、一時期、貯木場から木材が減ったことは確認しているが、現在は比較的安定しており、本社からの搬入も滞っていないため、木材不足に陥っている状況ではないと認識しているとのことであります。

次に、10款5項8目、文化センター管理運営費に1,412万円が計上されております。これは、さつま町文化施設整備計画（案）の策定に係る業務委託料や謝金などの必要経費であり、文化施設の建替えや大規模改修について調査・検討を行うため、住民アンケートの実施や文化施設整備委員会を設置するものであります。

質疑の中で、文化施設整備委員会委員について、どのような構成を考えているのか、また、町民の意見を十分に汲み上げるための方策についてただしましたところ、委員構成については、より民意を反映させるため、区公民館長、女性団体、町青年団、商工会青年部、町PTA、町文化協会、利用者団体、社会教育委員などを予定しており、専門的な知識を有する大学教授や県の建築技術者なども構成に加えたいと考えている。また、人口の約1割である2,000人に対して無作為抽出による町民アンケートを実施し、高校生300人程度のアンケートも実施したいと考えているとのことであります。

次に、11款2項2目、単独災害復旧事業費に633万8,000円が計上されております。これは、本年4月の大雨により、ちくりん公園の法面の一部が崩れたため補修を行うものであります。

質疑の中で、補修箇所とその範囲についてただしましたところ、ちくりん公園とかぐや姫グラウンドの境界の斜面であり、山側からの湧水が原因で約18メートルの法面部分が崩壊したとのことであります。

最後に、文化施設整備計画（案）の策定のための経費が計上されているが、この計画の推進についてどのように考えているか、特に町長の見解をただしたところであります。

宮之城文化センターは老朽化が進んでおり、空調設備や照明など、これまでも度々改修をしていることから、新たな文化センターの建設、または大規模改修が必要ではないかという議論が続いている。施設の規模や場所、建設・改修費用など比較しながら総合的に判断し、整備計画を作成していきたい。関係者や町民に説明した上で、民意を聞きながら検討を重ね、理解を求めることが行政の責任だと考えているとのことであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論、採決を行います。

まず、議案第41号から議案第43号まで議案3件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件について、一括して採決します。議案第41号から議案第43号まで議案3件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第41号 さつま町税条例等の一部改正について」から「議案第43号 さつま町水道事業条例の一部改正について」までの議案3件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第44号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」を採決します。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第44号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第3号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第45号及び議案第46号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して採決します。議案第45号及び議案第46号の議案2件に対する総務厚生常任委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第45号 令和4年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第46号 令和4年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件は、委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、演壇消毒のためしばらく休憩します。

休憩 午前9時53分

再開 午前9時54分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

△日程第7「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計
補正予算（第4号）」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第7「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 上野 俊市君登壇〕

○町長（上野 俊市君）

それでは、「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）について」提案の理由の説明を申し上げます。

これは、農業費に要する経費及び中学校費、社会福祉費、農林水産施設災害復旧費、児童福祉費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,125万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,900万1,000円とするものであります。内容につきましては、財政課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 上野 俊市君降壇〕

○財政課長（富満 悦郎君）

それでは、「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○岸良 光廣議員

今のこの燃料高騰する中で、国の補助事業で、こういうふうには支援していただくことは本当がいいことだと思います。ただし、この事業については、予算は国の予算なんですけど、何に使うかは町単独になっていますよね。

その町単独になっている中で、一番最初の燃料、すいません、地域交通原価高騰対策事業についてお伺いしますが、ここの中で上げてありますのは、大きく分けて3つに分かれると思います。

特に、まず1つ目は、これは地方路線バス事業者、これは南国交通とかJRとか、そういう子供たちが通学する、もしくは町民の方々が使われると思いますので、これは、私は何ら問題はないと考えております。

ただ、2番目の本町交通業者三者のがあるんですが、これは町が単独で依頼しています地方の高齢者等の委託事業、それと通学バス、特に、この通学バスのに関しては、これは先週も話させてもらったんですが、これは入札事業なんですよね。

この入札事業に関しては、特に、業務委託契約書の中には、「この契約締結時において予想することのできない社会経済情勢、そのほかの情勢の変化により、物価または賃金に著しい変動を

生じ、そのため業務委託料の額が著しく不当であると認められるときは、発注者と受注者が協議をして業務委託料の変更をすることができる」というふうを書いてあるわけですよ。

ということは、地域の高齢者を支援する委託は、別に私は、そこまで言わないんですが、この通学バスのこれについては、当然、入札事業に関することです。というとはほかの入札事業との関係が出てくるわけですよ。今、ここに業務委託の中にもありますように、燃料高騰はしていることは間違いないんですよ、どこ業者も大変です。

この中で、この通学バスだけをなぜ補助されるのか、これも当然、今、業務委託の中を読みましたが、これをするのであれば、ほかの入札事業のほうも見てやらないと不公平が出てくるんじゃないかかと、と同時に、通学バスのほうを補助するということは、当然、燃料代が高騰しているというふうに行政側も、執行部の方々も認識しておられるということになると思うんですよ。

そうなる、この部分については、執行部がなぜこの部分を補助するか、これは当然、ほかの入札している事業等に関連するものについても、説明責任が出てきます。

また、我々議会としても、これを通すに当たっては、やはり執行部のほうはこういう理由でたんだという、我々も町民に対する説明ができなければ、これを今日採択するわけですが、なぜここを選んだのかを、まずきちっと説明をしていただきたい。

それと3番目のところについて、運行代行業、これは、完全な民間事業です。特に、町の補助が入っておりません、ということは、例えば、運送業、建設会社いろんなところも商店がすべて民間の利益を求めた民間事業であります。

その中で、運転代行業だけを対象にしたということであれば、これも町民に対する説明責任が出てくると思います。特に、なぜ運転代行業だけを今回選んだのか、また今後どうされるのか、そこについても説明責任が出てきますんで、きちっとした決めた理由をお示しいただきたいと同時に、今回、金額も出ておりますが、これについては金額の設定をした根拠があればお示しいただきたいと思います。

○町長（上野 俊市君）

私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の関係でございます。この関係等については、全員協議会でも若干お話もさせていただいたところがございますけれども、その後のいろいろ庁舎内の議論、それから、皆さん方のいろいろなお声を参考にしながら、このスクールバスの使い方をしてこの部分については、一応、今回は対象を見送りたいと考えているところがございます、事業者については、タクシーの関係等については、助成をしていきたいと思っております。

それから、代行業の関係等については、このタクシーと違いまして、交通事業には該当しないということではございますけれども、実際、今、現在、タクシーのほうにつきましても、もう夜、この運転をしているところが2社というような状況等もございますし、ましてや、代行等での利用される方も非常に多いようなことの状況等もあります。

そういう中ではありますけれども、非常にこの乗務員の不足、それからこのコロナ禍で、人が夜出て飲まれる方が少ないというような状況で、非常にこの代行もタクシーと同様、非常にこの利用が減ってきているというような状況の中で、やはり、このタクシーとこの代行業も含めて、今回、支援をしていこうということで、これは国の支援対象にもなっております。先ほど決めるのは、町で決めるんじゃないかということ、言われましたけれども、今回は、この代行業まで含めた形でしっかりと支援をしていきたいということで、今回、提案をさせていただいているところであります。

○岸良 光廣議員

じゃあ、ちょっと確認しますが、そのスクールバス等については、今回、対象外とするという事で、認識でいいんですかね。

それでは、あとの代行業についても、これは民間業者ではあるんですが、ほかにもいろんな業種があります。これについて、今回は、今、町長が説明されたそういう理由だと言うことでは、私も承諾しますが、今後についてほかの運送業とかいろんな業種があると思うんですよ。そういうところについて、今後、町長がどのように考えておられるのかお伺いします。

○町長（上野 俊市君）

はい、今回はこのような形で、限定した形で支援をさせていただくということで御提案を申し上げたところであります。

今、国におきましても、この高騰対策ということで、非常にまだ値上がりが続くだろうというような予測がある中で、国も、また新たな対策を今検討しているようでございます。

加えまして、県のほうにつきましても、あらゆる業種に対しての支援対策というようなことも検討しているようでございますので、我々としましても国、県、これの動向を見ながら、また、町として何が出来るのかというのは、今後、検討してまた議会のほうに御提案させていただきたいと思えます。

○岸良 光廣議員

ぜひ、今回、補助を受けられるところは、それで助かるとも十分出てくると思えます。ただ、ほかの業界においても非常に燃料の高騰というのは、非常に頭が痛いです。経営を圧迫しています。それについては、今、町長の答弁にありましたように、いろいろな国の補助事業とか、県とのいろんな交渉をさせていただいて地元企業ができるだけ存続していけるような、いろんな形での補助というものを、やはり、ほかの業種等についても、今後、延ばしていただくとともに強く要請をして、質問を終わります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありますか。

○川口 憲男議員

私は、宮之城中学校特別教室の空調設備について、町長のほうにちょっとお伺いいたします。

特別教室8教室に、この空調設備を設置すると、国の補正が出た時点でこういうことをすると、まあ異論はないんですけども、町長、合併して宮之城中学校になりまして、四、五年経っていますよね。何で、今のこの時期まで、ここ辺りはできなかったのか、国の補正がなかったからできないのか。

それと、ほかの小学校等も統合したり、いろんなことをして、だんだん統合する状況にあるんですけども、そこ辺りのところで、こういう、今もテレビで相当言っているのが、鹿児島県はさほどないんですけども、県外見ますと、相当、温度差があってできていないと、対策が必要ということを言われていますけど、まあ宮之城中学校のこのこうすることによって、ほぼ宮之城中学校は全部その空調設備が整うと思うんですけど、まあ国の事業が遅れてきた理由、そこで何か申請をされて、こういうふうになったのか、今後、各小学校なんかはどういうふう、設備は全部整っているのか、今後、どこ辺りが残っているのか、今後また、旧薩摩のほうで3小学校の統合等も話はちらちら出てこんですけども、そういうところもできたりすれば、そういうところも当初からも設置するべき状況に、今、来ているんじゃないかと思いますが、そのところ町長にちょっとお伺いいたします。

○教育総務課長（大平 誠君）

それでは、ただいまの質問について御回答させていただきます。

宮之城中学校につきましては、平成30年の増築をしたところでございますけれども、平成31年から開校だったわけですが、そのときに普通教室とそれから既存の普通教室につきましては空調を整備させていただいたところでございます。

当時の議論の中でも、特別教室の空調設置につきましては、普通教室等の整備を踏まえて検討していくというような形でその当時はなっております。当然、その理由としましては財源の問題、それから特別教室の利用頻度、そういったものを検証して有効かつ効果的な施設整備を目指していくものということで、特別教室については検討して、今、こういう段階になっているところになります。

宮之城中学校の空調整備につきましては、現在、普通教室が14教室、特別支援学級のほうが9教室、特別支援学級につきましては、開校当初は3学級でございましたけれども、現在、9学級になっております。

それにつきましては、随時、特別教室のほうに空調整備いたしまして、23教室が空調が整備されておまして、整備率100%となっております。

それから、特別教室につきましては、17教室中9教室が整備をされまして、内訳としましては、図書室とかパソコン室とか、そういったものは空調が入っておりますけれども、残り8教室を、今回、この補正をお願いしております事業でやっていきたいということで整備率が約53%、今回8教室20基ほどエアコンを入れさせていただきますけれども、これが整備できれば100%という形になるところでございます。

それから、小学校につきましてはですけども、小学校のほうも普通教室、特別教室、空調は整備されているわけでございますけれども、特別教室につきましては、8小学校ございますが、8小学校の教室で32教室、それから空調の台数としましては65台を整備をしたいというふうに考えているところでございますけれども、残りの小学校についても、県の担当課と連携を図りながら、機材の関係、それから労働力の関係、工期の関係、そういったものを計画的に段階的にやっていくということで、取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○川口 憲男議員

宮之城中学校のほうは、ほぼ100%になるんじゃないかというような話ですが、今、6月後半ですけども、この時期になって、この何ですかね。ものすごく暑い状態が続いているし、学校等も、今、部活とか、あるいは教室の中でも授業の状態でも相当違いが出てきているんじゃないかなと思うんですけど、教育長、その中でやっぱし教育環境の中で、まあ普通教室はほぼ完成しているであろうと思うんですけども、そういう特別教室になったときに、まだ足りないなど。

こういう暑い状況の中で、どういう教育を進めて行かれるかということも考えてはいらっしゃると思うんですけども、やはり、今年を見てみればこういう国庫補助が出なくても何かの対策は、年次ごとに随時、計画されていくべきだと思うんですけど、教育長はどのようなふうに教育環境の関係で考えてらっしゃいますか。

○教育長（原園 修二君）

今回は、中学校のほうで100%ということになって、小学校のほうで、今、説明がありましたとおり、まだ残っているわけですが、状況的に、多分、今日辺りから非常に温度が高くなって熱中症とか、そういったのが心配されるわけですが、現在、整備されている中で工夫をしてやっていかなければ、今のところは、ほかに急急にどうこうと手当てするということではできませんので。

例えば、教室の場所をずらすとか、広い部屋でやるとか、場所を移動させたりしながらやっていくということで、工夫をしながらやっていくようお願いしております。

特に、水分補給とか、そういったものと、あとは、常に注意を喚起しているところでありまして、そういったところを学校のほうでしっかり指導してもらっていると思います。

環境設備に関しましては、今、議員おっしゃったとおり、毎年少しずつ、いっぺんにはなかなか無理な部分のあるんじゃないかなと思うんですが、できるところは少しずつでも計画的に進めていただければということで、強く思っているところであります。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私のほうから、2点ほどお伺いします。町の緊急対策関係、特に、この農畜産業者の支援ということでございます。説明がありましたけれども、農家としては大変有難いわけでございます。この施設園芸関係の助成、それから配合飼料高騰の関係の助成は説明があったところでございます。

また、稲作農家の関係も助成を出すということで、この期間等それぞれうたってありますが、この農家に対して具体的に、いつ頃、助成金が農家に渡るのかというのが1点と、もう1点は、稲作農家の支援の中で、交付金の中で、令和4年度中に作付けした水稻、主食用米と種籾と限定して。あと、この飼料用米、加工用米、WCSは除くということで対象となっております。特にこのWCS、私もWCS作っている者なんですが、まあ年々この農業再生協議会で契約を結ぶんですが、WCSの栽培等もです。厳しくなって担当課の説明は、主食用米と同等の栽培をしてくださいという、一つの厳しい制約もあります。

ですから、さつま町は水稻と畜産というのは、切っても切れない仲でございますが、本当に、このこういう支援は有難いんですが、こういう交付金の流れというのが、結局、WCSなんかは国からのそういう反当8万円が来るから、そういう町としても助成しないんだというふうに理解をするのか、そこだけの説明をしていただきたいと思っております。

○農政課長補佐（白石 光一君）

ただいまの御質問の1点目について回答いたします。

この交付時期でございますが、まず、配合飼料の価格高騰対策交付金の関係です。この分につきましては、2月1日から末日までを申請時期と考えて、3月に交付を予定しております。

そういたしました理由としましては、この1月までの間に農家さんのほうは税金の申告等で、私どもに出される証拠書類等の整理を既定されて滞りなくできるのかなということと、JAさんを始め企業さんのほうもそれなりに、これらの書類を求められたときに、しっかりと出せる時期ということで、この時期に設定させていただきました。

そしてまた園芸関係でございますが、こちらのほうは今年度の6月まで、今年度の10月までというようなことで、それぞれ期限のほうを切っておりますが、それについては、その翌月からということで申請を受け付けてまいります。2月末日までの申請時期と考えております。

支払いについては、可能な限り随時支払っていくというふうに考えております。この分については各部会での取りまとめ等、そういうもので事務軽減も図られるかなということで、先ほどの説明とは違った形で翌月からの取り扱いとさせていただいたところでございます。

稲作のほうでございます。こちらのほうが営農計画書のほうで、ある程度のこの面積というのが確定するというふうに私どものほうでは考えております。従いまして、11月に入ってからが、この確定がしっかりと行われるのかなというふうに考えておりますので、11月の末から

2月末をもって申請時期として支払いについては、同じく3月というような時期で考えております。

2点目の御質問でございますが、WCSと加工用米のほうの助成はどうなっているかということでございますが、こちらのほうにつきましては、経営所得安定対策のほうで、それぞれWCSで8万円、加工用米が主に菓子用等の加工に用いられるほうの部分でございますが、この部分についてしっかりと対策がされております。

加工用米については、国の対策のほうで2万円、さつま町のほうからの戦略作物といたしまして1万5,000円、県分が基本部分につきましても2万円というような形で対策されております。

そして、団地化をされたりとか複数年契約とかで加算もありますが、そちらのほうでの対策でしっかりやっておくということでWCSと加工用米のほうについては、今回は対策のほうから除かせていただいたような状況です。

以上です。

○新改 幸一議員

ただいまの説明で私も納得をいたしました。ただ、この稲作農家の支援については11月の支払いになるんですが、恐らく、私はきっちりと農家に説明をしておくと加工用米、それから飼料用米、WCSの農家を、栽培された農家は不満を言うてくる可能性があります。そこら辺りは十分対応していただくように要請をしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮之脇尚美議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

ないようでありますので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第51号 令和4年度さつま町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

演壇消毒のため、しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（宮之脇尚美議員）

再開します。

△日程第8「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第8「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を議題とします。

本件について、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

当委員会に付託されました「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、審査の過程と結果を御報告いたします。

本陳情は、鹿児島県教職員組合さつま地区協議会、さつま町宮之城屋地612番地6、山口三郎氏から提出され、令和4年5月25日に受理されたものであります。

陳情の主な趣旨は、小学校の学級編制基準が段階的に引き下げられるが、中学校・高等学校でも早期実現が必要である。また、豊かな学びや学校の働き方改革を実現するために、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が必要であることから、義務教育費国庫負担制度の財源を確保し、教職員定数改善と子どもの豊かな学びを保障するための条件整備は必要である。

このような観点から、1つ、中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2つ、特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてカウントすること。

3つ、複式学級の基準を見直し、単式学級の児童生徒と同様に学習できるようにすること。

4つ、子供達の豊かな学びを実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数改善を推進すること。

5つ、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

この5項目について、国の関係機関への意見書提出を要請する内容であります。

要請事項については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、陳情の趣旨及び要請事項について「了」とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長報告は、採択です。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」は、委員長報告のとおり、採決することに決定しました。

△日程第9「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費
国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第9「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔新改 幸一議員登壇〕

○文教経済常任委員長（新改 幸一議員）

「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」に関する陳情と同様に、5項目について要請するものであります。

配布してあります意見書のとおり、衆参両議長及び内閣総理大臣等に対し、意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔新改 幸一議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託は行いません。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第2号 教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま、可決されました意見書の字句等の整理、提出手続きなどについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続きなどについては、議長に委任することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。再開は、概ね10時45分とします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（宮之脇尚美議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第10「発議第1号 医療費助成制度の現物支給を求める意見書の提出について」、日程第11「発議第2号 医療費助成制度の現物支給に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第10「発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」及び日程第11「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」の発議2件を一括して議題とします。

各発議について、総務厚生常任委員会の審査報告を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岸良 光廣議員）

当委員会に付託されました「発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」及び日程第11「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」、審査の過程と結果を御報告いたします。

本発議は、令和4年第1回さつま町議会定例会で、有川美子議員から提案され継続審査となっていたものであります。

まず、「発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」の主な趣旨であります。

現在、医療費助成制度の現物給付は、住民非課税世帯に限り受診者の窓口負担無料となってお

り、住民税課税世帯は、償還払いのままで一時的な自己負担が生じている。また、重度心身障がい者医療及びひとり親家庭医療の医療費助成制度は、いずれも償還払いである。このため、子どもや重度心身障がい者及びひとり親家庭の子どもが安心して医療を受けられるように、医療費助成制度の改定は必要である。

このような観点から、1. 県は、子ども医療費助成制度公費負担事業における現物給付化、窓口負担の廃止を所得制限することなく、安心して医療を受けることが出来る制度の構築を行うこと。

2. 重度心身障がい者医療費及びひとり親家庭医療費の助成金を現物給付することの2項目について、鹿児島県に意見書を提出する内容であります。

質疑の中で、さつま町単独での現物給付が可能かたまたまのところ、居住地域以外の医療機関を受診するケースも多いため、現物給付をさつま町単独で実施することは難しく、県下全域で足並みを揃えた対応が望ましいとのことであります。

次に、「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」の主な趣旨であります。

国は、地方単独医療費助成制度の現物給付が医療費の増大をもたらす要因であるとし、それを抑制するために現物給付を導入している自治体に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置を講じている。

このことは、国が本来果たすべきセーフティネットを担う地方自治体の努力や独自性を阻害するものであり、医療費現物給付の実施に伴う国庫負担金の減額措置の廃止が必要である。

このような観点から、1. 国は、医療費助成制度で現物給付を導入している自治体に対する国民健康保険に係る国庫負担金の減額を行わないことの項目について、国の関係機関に意見書を提出する内容であります。

質疑の中で、さつま町で減額措置がなされた場合の影響額についてたまたまのところ、負担金への影響額は概算で380万円程度になるとのことです。

以上の発議2件については、その趣旨を理解できることから、採決の結果、いずれも全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上で、報告を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（宮之脇尚美議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」及び「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第1号 医療費助成制度の現物給付を求める意見書の提出について」及び「発議第2号 医療費助成制度の現物給付に伴う国庫負担金減額措置の廃止を求める意見書の提出について」は、委員長の報告とおりの原案可決されました。

お諮りします。ただいま、原案可決されました意見書の字句等の整理、提出手続きなどについては、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続きなどについては、議長に委任することに決定しました。

△日程第12「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」、日程第13「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第12「報告第5号 令和3年度さつま町土地開発公社収入支出決算について」及び日程第13「報告第6号 令和4年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第1号）について」の報告2件を、一括して議題とします。

報告の内容については、説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

質疑なしと認めます。これで報告2件を終わります。

△日程第14「議員派遣の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、会議規則第129条の規定により、配布しましたとおり派遣することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配布しましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。ただいまの議員派遣につきましては、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任されたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、やむを得ず日程等について変更を生ずる場合には、議長に委任することに決定しました。

△日程第15「閉会中の継続調査の件」

○議長（宮之脇尚美議員）

次は、日程第15「閉会中の継続調査の件」を議題とします。各委員長から会議規則第75条の規定によって、お配りしました申出書の各事項について閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮之脇尚美議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（宮之脇尚美議員）

これで本日の日程は、全部終了しました。会議を閉じます。
令和4年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

さつま町議会議員 新 改 幸 一